

位せり南西風吹くときは港内に碇泊する船舶は大纜を以て汽艇を船側に引附け置く可き必要あり

同港は「イキケ」及び「ブハルバライソ」の間に於ける智利海岸の要港なり以前は「コビハ」港の方比較的重要ななりしが今は衰へて劣等港となり「アントフハガスタ」港が同海岸地方の主港たるのみならず「ポリビヤ」國の南部一帯に對しても頗る重要な港となれり現今「ポリビヤ」「アントフハガスタ」間に鐵道の接續あり

人口 凡そ一萬四千とす

水深 港内最も碇泊に適せるは「フォート」暗礁の北端及び同暗礁を距る半哩の處に於て水深約十四「フナヅム」を有し海底岩砂床より成れる所なりとす

水先 必らず之を用ゆべしとの規定にあらざるも船舶は一般に水先を用ゐる水先料は政府の許可を受けたる定率ありて噸數に應じて之を課す其料頗る廉なり

蒸汽曳船 同港に三艘あり其曳船料は左の如し

「バラスト」船舶 (百五十噸) 三十弗

噸數増加に従つて噸額一噸の船舶に對し一百弗まで増課す

積荷船舶 (百五十噸) 五十弗

漸次増額一千噸の船舶に對し百五十弗まで増課す

港税 登簿噸數一噸に付十仙の割にて毎年病院税を課す此外に港税と稱すべきものなし

「バラスト」砂一噸に付船渡しにて一弗七十仙十八片の換算相場とせば一噸に付二志六片二分の一とすなり

荷役 二十五噸乃至三十噸を搭載すべき解船を以て之を行ふ

人夫賃 船内の人夫は一日賃金三弗にて容易に之を得べし硝石の解料は一千「キントル」(四十五噸三分の一)に付き二十弗硝石の荷役は一千「キントル」(四十五噸三分の一)に付六弗なり之を二十四片に付一弗と換算せば硝石の解料及荷役に就ては一弗を二十四片として換算するの例規なり若し智貨にて之を支拂ふとせば右の如く一旦二十四片の割にて換算したる後更に爲替相場に従ひ之を智貨に換算するを例とす前者は一千「キントル」に付二磅後者は一千「キントル」に付十二志なり

電線 同港と「ブハルバライソ」港及び世界諸港間の電信は海底電線に依る

海岸諸港との電信は陸上電線に依る

て入港し積荷の上出帆するは五十弗又た同港に荷物を陸揚し一部の荷物或は、
ラストを積み出帆するも五十弗なり

備船手数料 五分

運賃取立手数料 取立額の二分五厘

物品注文の爲め入港せる船舶の港務を便する手数料 三十弗

積荷目録證明其他の港費 合計凡そ十五弗

物價 清水一ガロンに付三仙生肉一封度に付二十仙其他食料品野菜等多し清水

は、ロア河より鐵管を以て導き港内にて供給するの装置なり

汽船 同港に寄航する汽船は一週三回にして北行南行とも寄航す

輸出品 硝石、銀、銅、礪砂等なり

「アントフハガスタ」港に於ける「ロイド」代理店「バーネット」商會の報告に據れば千二

百六十七噸の船舶が外國より石炭「コークス」煉瓦「セメント」鐵等を搭載し同港に直

航し來り之を此處に陸揚し更に硝石二千五百五十二噸を搭載し歸國するに當り其

港内滞在を四十三日と見積り之に要する一切の港費左の如し

入港の際積荷目録に關する費用 三〇〇

積荷免狀

港務長手数料

入港水先料

出港水先料

出港曳船料

醫師診察料(規則上必要にあらざれば)

硝石解料(一千キントルに換算して九十弗之を)

硝石荷役(一千キントルに換算して二十八弗之を)

病院税(一千二百六十割に七割)

船内人足賃(規則上必要にあらざれば)

英國領事手数料(健康證明を兼ねるにあらざれば)

小蒸汽船備料(規則上必要にあらざれば)

入港の際代理店手数料

出港の際代理店手数料

合計

一八六五二〇
三百八十二

内

三百八十三

千二百三十五弗(換算にて)

百二十三磅十志

六百三十弗二十仙(換算にて)

四十七磅五志三片

合計 千八百六十五弗二十仙

百七十磅十五志三片

(D. C. S. F. P.)

(三) プハルバライソ港

位置 南緯三十三度一分五十三秒、西經七十一度三十八分に位し北方を除くの外、
港灣は三方包圍せられて碇泊に好し尤も冬期に至れば北風強く船舶之に暴露せ
らるゝを免れず

人口 凡そ十三萬とす

碇泊 港内は泥底にして大船巨船は十「フアヅム」乃至三十五「フアヅム」の處に碇泊
す

貨物 當港は小麥を除くの外、各種貨物を出荷するが故に貨物を得んとする船舶
に取りては最も便利なる寄港地なり而して其出荷は智利國の産物のみならず、
「ボ」
「リビヤ」及び秘露産物の大部分即ち硝石、烏糞、砂糖、棉花、羊毛等の貨物多し概して南

米の西海岸に於ける運漕業の三分の二は當港の出荷に係るものなりとす

電線 當港及び秘露國「カイヤオ」港間の海岸一帯は海底電線の布設あり又「ア
然丁國」「ブエノスアイレス」府を經由せる電線により世界各地に向け通信をなすこ
とを得

水先料 貨物を積載して當港に出入する船舶は一般に水先人を僱使するを常と
す但し之を強制するの規定なし其水先料は左の如し

百噸以上二百噸以下

七弗

二百噸以上三百噸以下

九弗

三百噸以上四百噸以下

十一弗

四百噸以上は登簿噸一噸に付三仙の割合

其他備入小蒸汽船一艘に付き

十二弗

曳船用汽船 港内に出入する船舶は曳船用汽船を備ふことを得其曳船料は距離
の遠近によつて差異あり短距離の費用は三十弗乃至六十弗にして船舶の大小に
依つて差異あり

繫留所 凡べての船舶は一定の繫留所に碇泊せざる可からず若し繫留所を得ざ

三百八十三

るときは之を賃借使用す可き規定にして其賃借の費用は甚だ高價にして一日二弗以上四弗以下噸數に従つて差異あり

船渠 當港内に二箇の大なる浮船渠あり積荷の儘三千噸の船舶を入渠せしむるを得べし修繕等は工事迅速にして工費又た廉なり
 共給品 各種の供給品は豊富にして價額一般に廉なり水の如きは二噸(西班牙噸)一弗五十仙に過ぎず

「バラスト」バラスト用砂は船渡しにて一噸七十仙乃至一弗三十仙なり

棧橋 目下大棧橋の工事中にて其竣工も遠きにあらざるべし同棧橋の全長は三百五メートルにして二區に分れ第一區は長さ六十八メートル幅十四メートル半にして小蒸汽船の貨物陸揚に適するの設備を施し八艘の小蒸汽船が同時に陸揚をなすを得第二區は長さ二百三十七メートル幅十五メートル半にして普通船舶の貨物陸揚に適するの設備あり四艘の船舶同時に陸揚を了することを得

水深 港内防波堤に沿ふての水深は干潮に於て平均堤外にては十二メートル乃至十四メートル又た堤内にては八メートル乃至九メートルとす
 起重機 棧橋に各種の起重機あり水力を以て動かすの装置にして小は一噸半よ

り大は五十噸の重量を揚ぐるに足る而して棧橋に繋留せる船舶の貨物は起重機を以て棧橋の鐵道に移し直ちに之を倉庫に移すの装置あり

國庫所屬の防波堤 此防波堤に繋留して荷揚する船舶は當初四業日間は一日に付六十弗其期限後は一日に付百二十弗の料金を支拂ふべき規定にして汽船其他の船舶とも料金に差異なし唯だ汽船以外の船舶は低額料金の儘にて六日間繋留し得るの差あるのみ防波堤に於て船舶よりの貨物陸揚は政府の受負人之を行ひ其貨物を税關内に貯へ置き税關より同貨物を庫出する際各種の税金を支拂はしむる事となり居れり

回漕店にして前記防波堤に於て貨物の陸揚するを好まざるときは小蒸汽船を使用して之を陸揚することを得此場合には小蒸汽船税は回漕店に於て支拂ふべきものとす尤も其税金の立替は荷物の持主若くは荷受人より辨償せしむるものとす又た受負人の陸揚賃は税則中に規定せらるる
 防波堤税は回漕店に於いて支拂ひ荷物の持主若くは荷受人に辨償せしむるものとす

船長は其陸揚したる貨物が税關帳簿に記入せられたる時まで其貨物が良好の状

態にありしことに對し責任を負ふべきものとす

(D. O. S. F. P.)

(四)「コロネル港」

位置 南緯三十七度一分三十秒西經七十三度九分三十秒にあり港内泥底にして水深は岸邊まで七フアゾムに及ぶ又港内頗る平穩にして碇泊に便なり「ロータ」港と共に智利沿岸に於ける重要なる石炭供給港なり其年々輸出する石炭の額三十萬噸餘に上る(B. P. V. D. O. S. F. P.)

鐵道 千八百九十一年より千八百九十六年に亘る五年間に於て「コロ」炭坑より「コンセブション」まで英國人の起業に係る鐵道敷設せられたるため「コロネル」港も頗る要港たるの地位を占むるに至れり客車は一日三回運轉し又「タルカウアノ」若くは「コンセブション」より「サンチャゴ」に向ふ急行列車は夏期は毎朝發車し同夜該地に達す

海底電線 同港には海底電線の電信局ありて世界各地と通信するの便あり郵便物 歐洲に往復する郵便物は當港にて授受をなす

人口 凡そ一萬一千とす 石炭荷役 石炭の荷役は一時間五十噸の割合にて舢舨を以て之を行ふ此地に於

ける天候は一般に險惡ならず石炭の荷役をなす能はざるが如き日は極めて稀なり夏期中は毎日午後二時より日没まで南風吹て海上小波を起すも荷役を休止せしむるに至らず

清水及食料品 清水及食料品は豊富且つ良好にして其價又た廉なり牛肉は一封度凡そ三片十八片の換算相場のときの賣價とす

港税 入港の船舶は荷物積卸に際し登簿噸數一噸に付き通貨十仙の割を以て港税を支拂ふ又た石炭注文の爲め寄航し若くは石炭を積入れたる船舶は唯だ Port Agency Fees の外は港税を拂ふに及ばず尤も該手数料は税關手續をも含みて凡そ五磅に達するを例とす

載炭所 港内に載炭所四箇あり何れも自己所屬の棧橋を有せり 船舶修繕 同港に於て汽船修繕をなすには太平洋汽船航海會社の工場ありて之を引受く

入港費用 英國副領事「エー、エフ、フランクリン」氏の報告に依れば登簿噸一千八百五十一噸の汽船の此港に於ける費用左の如し

印紙及税關陸揚費

五、八〇仙

港務長登録税(税金五弗小蒸)

英國へ電信料

水料(西班、牙噸にて二弗換)

代理人出帆手数料

港務長へ現金渡

石炭代(噸に付十六弗換)

石炭積入人夫賃(噸に付十六弗換)

合計

手数料(七九六〇弗四〇仙)

三百八十八

一〇〇〇

一七七〇

四五〇〇

七五〇〇

三六八〇〇

七三二六〇〇

二六六四〇

七九六〇四〇

(D. C. S. F. P.)

此港は元々マゼラン海峡に於ける智利殖民地なりしが今や同海峡を通過する郵便船及び其他汽船の寄航地として又羊毛の輸出港として重要な港となり位置 南緯五十三度十分西經七十度五十四分三秒に在り

人口 凡そ四千とす

港内 碇泊に便にして風波を防ぐに好し

船用品、家畜、生肉、野菜、木材及清水は自由に之を求め得べく英國炭は一噸凡そ三磅十志、ロータ炭は一噸凡そ二磅十志の價額にて購入し得べく又た石炭の船舶積取は一日に付凡そ百五十噸乃至百八十噸の荷役をなすを得べし

(D. C. S. F. P.)

第四節 出入船舶

“Republic of Chile”に據れば千八百九十九年中此國に於ける内外船舶及其國籍別左の如し

入港船舶表

外國より入港せし船舶			沿岸航海の船舶		
種類	船數	噸數	種類	船數	噸數
汽船	一、三五三	二、〇〇〇〇〇	汽船	四、四八三	五、九八九〇〇〇
帆船	五五八	七、七〇〇〇	帆船	八七三	六、四九七八五

三百八十九

外國航及沿岸航船舶國籍表

國籍	外國航船舶國籍別		沿岸航船舶國籍別	
	汽船	帆船	汽船	帆船
英國	七六六	二九一	一七三三	一八四
獨逸	三〇七	一一一	三七六	六一
佛國	二	四八		三三
以太利		二二		六
那威	—	一〇		
智利	二六四	二六	二二七〇	五七四
北美合衆國	二			

千九百五年一月一日に於ける此國の現在商船は總計百四十八艘にして其噸數八萬二千二百十九噸とす其内五十四艘は汽船にして其噸數四萬二千八百七十三噸とす
又千九百二年中智利國の各港に出入せし船舶は左の如し(R. C.)

船舶種類	入港		出港	
	船數	噸	船數	噸
外國貿易船	一、八八三	三、七二〇、一六一	一、七〇三	三、三一〇、五五一
沿岸貿易船	七、三六七	九、二八三、三七八	七、五八一	九、七四八、一七九
合計	九、二五〇	一三、〇〇三、五三九	九、二八四	一三、〇五八、七三〇

右表中、外國貿易船の入港噸數中一、九一八、八八三噸又同出港噸數中一、六八一、三七三噸は何れも英國船舶に屬す(S. K. B. 1905)右船舶の國籍其他の詳細はS. E. J. を参照せよ

又千九百四年中智利諸港に出入せし船舶は左の如し

入港 一一、七五六艘 一七、七二三、一三八噸
出港 一一、六八九艘 一七、三七〇、七六三噸

以上船舶の國籍別は左の如し

國籍	入港		出港	
	船數	噸	船數	噸
英國	八、四二二、八一五	八、二四二、九七二	五、三二〇、二二三	五、一二六、六六二
獨逸	三、二六二、〇七七	三、一九二、〇四六	智利	

千九百三年、プハルバライオン港に入港せし船舶及其國籍左の如し

國籍	帆船		汽船	
	數	噸	數	噸
智利	一〇四	六五三八一	一七〇	二五六九九七
英國	二二四	三二五〇二六	七一六	一、五九三八五七
獨逸	一〇五	一八八、一七〇	三六三	九二六、四九二
佛國	五四	一〇三、一四一		
那威	八	九〇、四七	八	一八、三四一
露國	三	四三、八四		
丁抹	六	六九〇、五	二	四、四〇八
和蘭	四	五、九六二	四	五、三二六
白耳			一〇	二、九八二、八
西班牙			三	九、二三二
意大利	四二	五、九九四〇	一	二、六〇六
埃、甸	三	三、七六八	三	六、七七九

北米合衆國	一九	一六、三七六	二一	七、二七五一
秘露	八	三、三五六		
亞爾然丁			二	二、一五一
合計	五八〇	七九、四五六	一三〇三	二、九二八、七〇五

(D. C. R. No. 3258)

沿岸貿易 外國船にても自由に沿岸貿易に従事するを得、是れ内國の商船が沿岸貿易を發達せしむるに足らざるが故なり沿岸貿易に従事せる内外の船舶は總計百六十二艘、内四十一艘は汽船にして是等汽船の大半は南米汽船會社に屬す(B.N.C.)

第八章 通信及交通

第一節 郵便電信電話

(一)郵便 此國は千八百八十一年以來萬國郵便同盟に加入し郵便事務は内務大臣の監督の下に屬せり國內に於ける新聞紙の郵送は無税なり(R.C.)

此國に於ける郵便局及郵便受取所并に通信物及小包郵便物左の如し(S.E.J.)

郵便局

八一—
三百九十三

郵便受取所

三百九十四

内外國へ發送通信物

三九、二三四、五七九

外國へ發送せる通信物

三、二七七、八七九

外國より受取りたる通信物

六、八三一、八一四

外國へ發送したる小包郵便物

六、二五四

外國より受取りたる小包郵便物

八、九〇五

千九百四年中郵便に關する統計は左の如し

郵便局數

一、〇一〇

内國郵便物數

五八、三八二、一〇九

外國郵便物數

一〇、四八四、二八五

收入

二、七七五、七三〇

支出

二、四〇七、七五三

此國には郵便爲替の制度完全に行はれ居り内國間のみならず郵便聯合加盟國と爲替の交換あり千九百二年に於ける郵便聯合加盟國との爲替交換高は總計七十八萬五千九百三十六フラン、六十四サンチームなり(S. E. J.)

今ま千九百二年中の郵便爲替を千九百一年のものと比較せば左の如し

千九百一年に移動せる爲替資金

三四二、六一四

千九百二年 同

四三一、九七七

千九百二年に於ける増加

八九、三六三

(S. E. J.)

(二)電信 電信事業は鐵道と同じく一部は官營に歸し一部は私人の營業に屬せり千九百二年末に於ける電線の總延長一萬一千六十哩にして此内國有線は九千二百七十哩に達す、同年末に於ける電信局の數は六百八箇所にして其内、私立電信局の數は百三箇所其取扱へる電報は四百八十七萬九千七百十九通に及ぶと云ふ(Y. B. 1905; S. E. J.)

二條の海底電線と地下埋設にて「アンデス」山を横斷せる二條の陸上電線とありて何れも世界各地との間に直接の通信をなし得るの便あり(B. N. C.)

(三)電話 各市及び各商業要區には電話の架設あり附近各地との間に電話線の開通あり、電話業は私人の營業に係る(B. N. C.)

智利電話會社の電話線は延長九千二百六十哩にして電話加入者五千四百九名に

三百九十五

前記智利電話會社以外の國內の電話線即ち國有鐵道用のもの及び内國電話組合のもの等を合すれば延長六千五百六十三哩に達し加入者一千二百名に及べり(S. Y. B. 1907, S. E. J.)

第二節 鐵道及公道

(一)鐵道 此國政府が鐵道敷設を以て爲政の要道と信じ居るは他國に見る能はざる一特色とす故に國費の要項は常に鐵道延長費の一點にありて硝石税金の大半は實に之れが爲めに費消せられつゝあり而して南米諸國中最初に鐵道を敷設せしは(千八百五十年)智利國とす(H. C. S. Y. B. 1905)

抑も智利の地勢は南北に長く東西に狭きが故に南北縱貫鐵道を敷設して處々太平洋岸に支線を布設するの必要は言を待たず彼の「ピサグア」(南緯十九度三十四分九秒及び「ブアルデビア」(南緯三十九度四十九分十八秒)間を連接すべき縱貫鐵道は所々既に敷設せられたる所なり政府は成るべく速かに之を全通せしめんため毎年豫算中より多額の鐵道基金を準備しつゝありと云ふ(B. N. C.)

千九百二年に於ける國有鐵道の延長は一千三百二十五哩に達し建設中のもの二

百十五哩設計済のもの三百十二哩なり又た私有鐵道は延長一千四百七十三哩にして設計済のもの二十八哩なり(B. N. C.)即ち總計三千哩以上の鐵道を有せるものにして之を面積に割宛つれば一十方哩に付十分の九哩の鐵道を有する割合となる然れども北部の荒地と南部の群島地は住民甚だ稀少なれば之を除き唯中部の比較的人口稠密せる地方のみの面積に割宛つれば各五十方哩に付一哩以上の鐵道を有せる割合とはなるなり(B. N. C.)

國有線の大半は六十六吋の廣軌鐵道なれども短距離の國有鐵道は孰れも狹軌にして中には僅かに三十九吋三七の狹軌を有するものもあり而して私有鐵道の軌道は三十吋以上五十七吋の間に在り(S. Y. B. 1905)

國有鐵道の工事費用は千九百年末迄に八千六百四十六萬三千四百三十七ペソなりこと云ふ(S. Y. B. 1905)

此國の鐵道中最も重要なものを「アンデス」橫斷鐵道とす即ち此國「ブアルバライ」より「亞國」ブエノスアイレスに通すべき「アンデス」橫斷鐵道は其長さ八百五十哩にして數箇の會社に於て之を分有せり「ブエノスアイレス」及び「ブキアメルセデス」間四百三十哩は「ブエノスアイレス」及び「太平洋」鐵道會社に屬し「ブキアメルセデス」

及び「メンドサ」間二百二十哩は「アルゼンチン、グレート、ウエスターン」鐵道會社に屬し又た「メンドサ」及び智利國內「ロス、アンデス」間百五十哩「メンドサ」より國境迄百十里、國境より「ロス、アンデス」迄四十哩は「アンデス」橫斷鐵道會社に屬し夫れより「ブハル」パライソに至る五十四哩間の鐵道は智利政府に屬す即ち太西太平洋兩洋間の全線路は右の如く異りたる所有者に分轄せられ其軌道も三種に分れたれば其全線開通の曉に於ても途中二回乗換を爲さざる可からざるの不便あり(甲、C)此鐵道に就ては亞爾然丁の部にも詳説したれば兩者相對照せよ

(二)市街鐵道 千九百三年に於て重なる市府にある市街鐵道の延長は百三十五哩に達せり(S. Y. B. 1907; S. E. J.)

(三)道路及び航行し得べき河流 千九百四年に於ける延長哩數は左の如し

國道	一萬三千八百哩
里道	七千三百八十哩
航行し得べき河流	七百〇五哩

(S. Y. B. 1907; S. E. J.)

尙ほ郵便、電信、電話、鐵道等に關する詳細の數字に就ては最近の「Sinopsis Estadística i

Jeografica de la Republica de Chile」を参照せよ

第三節 航路及船舶附運賃

此國と歐洲及北米との間の運輸に従事せる諸汽船會社及び其船舶左の如し

(甲) 英國會社

(一) 太平洋汽船航海會社(Pacific Steam Navigation Co.)

此會社の濫觴は千八百三十五年米國人「ホキール」ライトなる者智利政府と契約して二艘の汽船を智利沿岸に泛べんとせしに在り、後ち千八百四十年に至り汽船「チリ」號及び「ペルー」號の二艘を以て南米諸港及び巴奈馬間の定期航路を開始せり是れ智利國沿岸に泛びたる最初の汽船にして又た太平洋汽船航海會社の萌芽なりとす、爾後今日に至る迄英國の資本を以て其航路を維持し來れり(H. C.)

千八百四十七年に至りて更に二艘の汽船を加へ又た千八百六十年に於て「ブハル」パライソ及び「カイヤオ」間に毎週一回定期航路を開始し千八百五十三年には同國內「ブハル」デビア「港」へ千八百五十八年には同國「モント」港へ何れも「ブハル」パライソ「港」を起點として航路を開始し智利國政府は同航路に對し年々若干の補助金を同會社に交附せり且つ同會社は單に此國政府よりのみならず英國政府よりも多大

の補助金を收受し居れるが故に競争者は悉く之を買収して久しく智利沿岸の航業を獨占せり (H. C.)

太平洋郵船會社が巴奈馬鐵道會社と壟斷的契約を締結せざる前までは此會社の船舶にして「ブハルバライソ」桑港間を往復せしもの實に千八百九十九艘の多きに及べり然るに此契約締結以來は此會社は再び其船舶を桑港に往復せしめ得ざるに至りしが現時北米合衆國が巴奈馬鐵道を獲得したる結果太平洋郵船會社をして復た壟斷的營業に従事することを得ざらしむるに至りたるにより此會社は舊時の航路を再興したるのみならず更に進んで太平洋の北岸「ピクトリヤ」及び「ビュゼット」サウンド迄も其の船舶を航走せしめんとの計畫を決議したりと云ふ (M. R.)

此會社の本社は倫敦にあり其資本金は百四十七萬七千二百二十五磅にして之を一株二十五磅の株式に分割せり (E. P. V. : E. P.) 千九百四年に於ける利益配當は年四分とす尙は同會社千九百四年業務報告の詳細は "Fair Play, vol. 44, No. 150" に記載あり就て参照せよ

此會社が郵便物運送の爲め智利政府より年々給與せらるる補助金額は七萬五千

「ペン」(E. P. V.)

此會社の船舶は

(イ)「ブハルバライソ」間を二週一回航行し旅客及び貨物の運送に従事す其船舶及噸數左の如し

船名	船種	總噸數	船名	船種	總噸數
Oriata	双暗車	九,三三二	Orissa	双暗車	五,三二六
Panama	双暗車	五,九八一	Oravia	双暗車	五,三二一
Victoria	双暗車	五,九六七	Oropesa	双暗車	五,三〇三
Oruba	單暗車	五,七二七			

右汽船の速力は何れも凡そ十四節乃至十五節とす

(ロ)太平洋に沿ひ「ポート、モント」及び「巴奈馬」間を航行し二週間を隔て、水曜日に「ブハルバライソ」より「巴奈馬」へ、又た二週間を隔て、土曜日に同港より「エテン」及び「中間港」へ、而して二週一回又た同港より「ポート、モント」へ向け發航し何れも旅客及び貨物の運搬に従事す其船舶及び噸數左の如し

船名	船種	總噸數	速力
Mexico	双暗車	五、五四九	凡一四
California	同上	五、五四七	同上
Columbia	同上	三、三三五	同上
Quatemala	同上	三、三二七	同上
Chile	同上	三、三二五	同上
Peru	同上	三、二二五	同上
Santiago	單暗車	二、九五三	同上
Puno	同上	二、三九八	一〇
Pizarro	同上	二、一六〇	同上
Arica	同上	一、七七一	同上
Ecuador	同上	一、七六八	同上
Quito	同上	一、〇八九	同上

尙ほ此會社及其船舶に關しては巴奈馬及び亞爾然丁の部を參照せよ
 (一)「ラムホルト、ヘンド、ホルト」線(Lamport & Holt Line)

貨物船を毎月一回「リブ、ハブール」より太平洋岸に沿ふて「グアヤキル」迄航行せしむ
 其船舶及噸數左の如し

船名	船種	總噸數	船名	船種	總噸數
Canning	鋼製單暗車	五、三六六	Phidias	鋼製單暗車	二、八二二
Cavour	同上	四、九二〇	Chancer	鐵製單暗車	二、七六九
Canova	同上	四、六四〇	Bellenden		二、七三三
Bellagio		三、九一九	Bellaura		二、七二七
Bellevue		三、八一四	Milton	鋼製單暗車	二、六七九
Bellaisla		三、七九七	Garrick	鐵製單暗車	二、五六一
Sallust	鋼製單暗車	三、六二八	Newton	鋼製單暗車	二、五四〇

右表中諸汽船の速力は何れも凡そ九節なり

(三)「ブランチ線一名「ガルフ」線(Branch Line or Gulf Line)

毎月一回貨物船を「グラスゴウ」より太平洋海岸に航行せしむ此等船舶は沿岸貨物の運送に従事するも其船體甚だ大ならず其船舶及噸數左の如し

船名	船種	登簿噸數	船名	船種	登簿噸數
Oak Branch	鋼製單暗車	登簿 二二〇二	Vine Branch	鋼製單暗車	登簿 二一七七
Almond	同上	登簿 二二〇二	Lime	同上	登簿 三五四三
Hazel	同上	登簿 二二〇二	Olive	同上	登簿 一六七七
Poplar	同上	登簿 二二〇二	Willow	同上	登簿 一六七七
Elm	同上	登簿 二二〇二			登簿 二一七七

右表中諸汽船の速力は何れも未詳なり

(四) マーチャント線 (Merchant Line)

每二十日目に貨物船を紐育より太平洋岸に航行せしむ其船舶及び噸數左の如し

船名	船種	總噸數	船名	船種	總噸數
Celia	鋼製單暗車	四、五〇〇	Condor	鋼製單暗車	三、〇五三
Capac	同上	三、〇五二	Guaco	同上	四、三〇一
Tropic	同上	三、六三〇	Coija	同上	三、〇四〇
Cacique	同上	三、〇五二			

右表中、諸汽船の速力は何れも凡そ九節乃至十節とす

(乙) 獨逸國會社

「コスモス」線 (Kosmos Line)

此會社所屬の船舶は旅客及貨物を搭載し得るものにして「ハンブルグ」よりは一週一回、又「ゼノア」よりは毎月一回、其船舶を太平洋岸に航行せしむ船舶中或るものは「シヤトル」迄、或るものは桑港迄、又た或るものは秘露及び「エクワドル」の諸港迄航行す蓋し「ハンブルグ」「ゼノア」及び途中寄航する諸港に於て蒐集せる貨物の分量如何に依りて是等船舶は其最終到達港を定むるが如し此會社の船舶が南米太平洋に於て營める商業は頗る廣大なり而して其船舶及び噸數は略ぼ左の如し

船名	船種	總噸數	船名	船種	總噸數
Elkub	鋼製單暗車	五、九八三	Amnon	鋼製單暗車	四、六一三
Esne	同上	五、九八三	Amasis	同上	四、五五二
Edin	同上	五、九八三	Memphis	同上	三、八二三
Tanis	同上	五、九五二	Luxor	同上	三、六四八
Osiris	同上	五、九五二	Nuko	同上	三、六四八

船名	船種	總噸數	船名	船種	總噸數
Uarda	鋼製單暗車	五七五一	Hakur	鋼製單暗車	三六一〇
Meza	同上	四七九七	Ranses	同上	三六〇六
Asstan	同上	四七九三	Menes	同上	三二五八
{Herno Inbis}	同上	四七八二	Penaur	同上	三〇九八
Arubis	同上	四七六三	Denderah	同上	三〇六六
Radames	同上	四七五六	Aydos	同上	三〇四七
Sesostris	同上	四七一八	Tobues	同上	三〇五六
Ierari	同上	四六三九	Terapis	同上	二五四六
Theben	同上	四六一四	Iais	同上	二五三四

右表中汽船の速力は何れも凡そ九節半乃至十節なり

此會社は千九百二一年に九分千九百二三年に一割の利益配當をなせり(E. P. June 15, 1905)

(丙) 智利國會社

南米汽船會社 (Compania Sud Americana de Vapores)

會社は智利政府より毎年十四萬六千ペソの補助金を受け居り政府は戰時に於て相當の借船料を支拂へば其船舶を使用することを得るの契約をなせり(E. P. V.) 其資本金は九百二十九萬二千二百四十五弗す(E. M. C.) 此會社の船舶は太平洋汽船航海會社の船舶と聯合定期表の下に同一の航路を航行し兩社の汽船は同週間内輪番に出帆して旅客及貨物の運搬に従事せり其船舶及噸數は左の如し

船名	船種	種	登總	簿噸	噸數	速	力
Tucapel	單	暗車	登	一	九	一	凡
Limari	同上	同上	登	一	七五	一	一四
Palena	同上	同上	登	一	六五	一	一三
Loa	同上	同上	登	一	四五	一	同上
Aconcagua	同上	同上	登	一	八六	一	一四
Imperial	同上	同上	登	一	三七	一	一三
Mapocho	同上	同上	登	一	四〇	一	同上

船名	船種	登簿噸數	速	力
Maipo	單暗車	登簿 二六五六	〇二	凡 一一
Quachapual	同上	登簿 二四三八	〇七	同上
Tata	同上	登簿 二〇七	一一	同上

尙ほ此會社及其船舶に關しては巴奈馬の部を参照せよ

(丁) 米國會社

西岸線 (West Coast Line)

此會社の船舶は何れも登簿噸二千噸餘の備船にして毎週一回紐育と南米太平洋岸諸港との貨物運搬に従事す然れども沿岸諸港間に於ける貨物は之を運搬せず
 (以上實査; H. P. I. I.; Pacific Steam Navigation Co's. Hand Book, Aug. 1904; Lloyd Register; Gulf Line Adv.; H. C.; E. P. V.)

以上諸汽船會社中太平洋汽船航海會社及び南米汽船會社の兩者は純然たる定期航路に従事せるものにして「コスモス」「マーチャント」線の如きは貨客及び郵便物の運送に従事するも一定の出帆表を有せず又た政府より補助金を受け居らず然れ

ども彼の「ラムボルト」「エンド」「ホルト」線及び「プランチ」線の如く全く不定期に貨物の運搬に従事するものにあらざるが故に或は之を稱じて半定期航路とも云ふべきか (E. P. V.)

以上外國航路に従事せる汽船會社の外に沿岸航路に従事せる汽船會社あり太平洋汽船航海會社南米汽船會社及び「ブハルバライオン」「コキンボ」間の航海に従事せる「バケイテ」「デロス」「ブキロス」の如きは政府より若干の補助金を受け定期に貨客及び郵便物を搭載して沿岸諸港間に其船舶を航行せしむ又た石炭運搬を特務とせる「コタ」及び「コロネル」運輸會社の汽船及び「ブハルバライオン」「イキケ」間を往復せる貨物船「アルミランテ」「ラトール」の如きは所謂半定期の沿岸航行船にして又た「ブハルバライオン」「カレンタ」「ブエナ」及び「タルカウアノ」諸港間を臨時不定期に航走せる「エドモンド」「ヘラルド」會社の「チエーリボン」等の如き船舶もあり (E. P. V.)

運 賃

此國に於ける輸出貨物の大半は「ブハルバライオン」港より積出さる而して銅鑛石銅塊羊毛獸皮小麦麥粉等は「ブハルバライオン」より積出すの外北部諸港に於ても積出すが故に「ブハルバライオン」港に於て一部積込を終りたる船舶は直ちに北部諸港に

進行し此處にて更に是等貨物の積込をなすを例とす (D.C.S.F.P.)
 銀 銀の運賃は船に引渡したる際英噸數に應じて課するものにて運賃の三分一は通例仕向地に船舶の到着したる時其餘は荷物の陸揚を終りたる時三ヶ月限の手形を以て之を支拂ふものにて若し現金にて支拂ふ時は五分の割引をなす習慣なり (D.C.S.F.P.)

銅 銅を積取るべき船舶は「コビハ」其他附近諸港に於てす又た時として「プハルバライソ」に於て食料品其他の荷物を積みて「コビハ」に向ふ船舶あり別に大競争なき際は是等食料品等の運賃は三弗なり (D.C.S.F.P.)

羊毛 秘露國「イスレー」港及智利國「タルカウアノ」港より輸出す其運賃は普通重量荷物に比し一般に三倍なり是れ其荷造積量過大なるが爲めなり併し一時に多量出荷すること少きが故に主として銅鑛石運搬の爲めの船舶に羊毛を積取ることあり斯る場合には智利北部にて銅鑛石を積取りたる後ち更に羊毛の輸出港に向ふを常とす (D.C.S.F.P.)

石炭 智利南部に於ける石炭の採掘に伴ふて海岸地方に著しく其需要増加したれば石炭の運搬業は航業界に取り至大の活動力を與ふるに至れり而して外國船

も亦た是等石炭運搬に従事するを得るが故に歐洲行貨物運賃の下落せる際には「ポリビヤ」及び秘露の諸港殊に「イキケ」港へ向け右石炭の輸送に従事することは是等外國船に取り最も重要なものとす智利石炭の販路は遠く桑港に及び漸次増加の姿なり (D.C.S.F.P.)

南海諸島行貨物 智利國南海の諸島へ一ヶ月間の往復航路あり往航には食料品及び雜貨を搭載し復航には油「ユコア」ナツ「眞珠貝等の貨物あり (D.C.S.F.P.)
 木材 「チロエ」群島「ポート」モント」及び「プハルデビヤ」より智利「ポリビヤ」及び秘露行木材を運搬するにも歐洲船を短時日の契約にて使用するを最も便なりとす運賃は石炭に比し高率なれども此運搬に従事する船舶は石炭運搬船に比し一層遠く北行せざる可からざる不便あり (D.C.S.F.P.)
 穀物 「タルカウアノ」「サンアントニオ」又は「プハルバライソ」等より穀物或は麥粉を積取るため小形の歐洲船舶を傭入れる事あり運賃は格別利益ならざれども北行すべき船舶には便利なり (D.C.S.F.P.)

通常歐洲、伯刺西爾、亞爾然丁行貨物運賃は磅にて勘定し北米合衆國「ハバナ」及び桑港行貨物運賃は米貨にて勘定す

智利の南部は風雨多しと雖も氣候は温和にして最低温度華氏五十六度位とす故に此地方に向け歐洲より移民の入國する者甚だ多く就中獨逸人を最とす是等移民に對しては智利政府は家族一人に付耕地四十「エーカー」を無料にて給與し且つ年齢十歳に達する男兒一人に付き耕地二十五「エーカー」宛を増給し又た渡航費を官給し加之入國の最初一年間は一ヶ月十五弗宛の扶助料を給與するの規定を設け専ら移民を奨励せり抑も智利の面積は露國を除き歐洲各國の面積よりも廣く而かも其人口は巴里市の人口に比し稍々超過するに過ぎざれば此國が移民を容るゝの餘地は結々として餘裕ありと云ふべし唯だ智利政府の移民奨励方法は案内書的に其光明の側面のみを吹聴せるが故に移民が入國後に於て意外の暗黒面を發見すること少からずと雖も概して異郷に身を立てんとする者に取りては智利國內は到る處不可なきが如し(II.C.)

智利全國を通じて農工殖民の用に供すべき土地甚だ寡からず其既に測定を了へしものよみにてもカニエーラ郡に凡そ十五萬「エクタレス」マリエーコ州ナブエルブータ山腹東部に於て凡そ八萬「エクタレス」カンチン州に於て凡そ一萬四千「エク

タレス」ブアルデビヤ州に於て凡そ六十萬「エクタレス」キヤンキーク州に於て凡そ五萬「エクタレス」又た山間に凡そ八十五萬「エクタレス」あり其他リヤンキーク州及マゼラン南部に於ける一十萬「エクタレス」の内四分の一若くは五分の一は殖民地に適し尙ほ他に全く測量を終へざるもの多し(S.E.I.)

此國に於ける外國人の數は千八百九十五年に於て七 二千八百十二人に及び内歐洲人四萬二千五百五人北米合衆國人七〇一人他の南米國人二萬八千九百八十六人其他の外國人千二十人とす歐洲人中には西班牙人八千二百九十六人佛國人七千八百九人獨逸人七千四十九人以太利人七千五百八十七人英國人六千二百四十一人とす獨逸人は多くブアルデビヤ附近に在り英國人は主としてブアルデビヤ「イキケ」に在り佛國人の凡そ三分の一はサンチャゴに在り其他の外國人は國內に散在す(II.S.A.)

自由移民及び其家族を此國へ渡航せしむる爲め千八百九十五年十月十五日産業組合(Comanto Fabril Society)の發したる規則は左の如し(I.L.)

第一條 歐洲に於ける殖民及び移民總取扱所 (General Agency of Colonization and Immigration)は産業組合の請求に依り移民を募集し之を直接此國へ輸送す

第二條 政府が移民に與ふる特權左の如し

(イ) 歐羅巴より智利に至る三等旅費

成年者

各八十フラン

六歳より十二歳迄の小兒

各四十フラン

二歳より六歳迄の小兒

各二十フラン

各家族は二歳以下の小兒一名丈は無賃なれども若し數人ある時は其他の小兒に就て各二十フランを支拂ふ

(ロ) 移民の携帶及び其所有に屬する器械及び道具類は重量二噸を超過せずして各運賃五十フランを要せざる時のみ無賃にて之を運搬するを得

移民携帶の器械及び道具類運賃に關し虚偽の申告又は不正なる減價を爲す時は相當運賃を賠償せしめ及び之れと同額の科料に處す

(ハ) 殖民總取扱所の與へたる證明書を有する移民は智利國に到着したる後ち其目的地迄其所持品と共に汽車にて無賃輸送せらるゝの權利を有す

知事は之が爲めに無賃通過に必要な命令書を發すべし

第五條 殖民及移民總取扱所は智利行移民の爲めに各方面に於て其事業の發達

を計るの外移民を募集輸送し出來得る丈け諸般の便利を移民に與へ及び其適否を細密に取調ふべきものとす

第九條 産業組合は工業移民の爲め其願出に依り規定の渡航費を支拂ふものとす

支拂は其一部を智利國産業組合本社に於て又た一部を歐羅巴殖民及移民總取扱所に於てなすことを得

第十一條 知事は工業者又は其他のために産業組合の職務を行ふものとす

第十二條 産業組合が移民輸送に關し發したる命令書の有効期間は其日附より四ヶ月以内とす(ト)

智利國政府は外國人の移住を獎勵するに係はらず實際移民の數は甚だ僅少にして前記歐洲に於ける殖移民取扱所の勧誘により千八百九十八年中智利國に渡航せし移民數は僅かに五百六十四人千八百九十九年には五百四十八人千九百年には九百三十六人千九百一年には千四百四十九人千九百二年には八百六十四人とす而して同國政府が此五年間に於て移民獎勵の爲め支出せし金額は四十萬ペソとす (S. Y. B. 1095)

最近十年間に殖民及移民總取扱所の手を経て此國へ移住せしもの及び産業組合の特請に依り入國せる移民の數及び國庫が之れが爲めに支出したる金額は左の如し

年次	國庫の支出金	殖、移民取扱所の手を経たる移民	産業組合の特請に基づく移民
一八九三年	四〇、〇〇〇	四〇五	二二三
一八九四年	四〇、〇〇〇	三九五	一二七
一八九五年	一七三、三三三	六六五	二四二
一八九六年	一七三、三三三	一、一四	二八一
一八九七年	五五、〇〇〇	八七〇	一九八
一八九八年	五〇、〇〇〇	五六四	一四四
一八九九年	五〇、〇〇〇	五四八	一一二
一九〇〇年	一〇〇、〇〇〇	九三六	三八二
一九〇一年	一〇〇、〇〇〇	一、四四九	三七〇
一九〇二年	一〇〇、〇〇〇	八六四	一二〇

合計

八八一、六六六

七、八一〇

二、一一八

(B. H. I.)

政府は善良なる移民の入國を以て同國救済の要素と信じ鋭意其の誘導に勉めたるの結果、近時一千人の「ボア」人は新たに渡來して殖民地を建設するに至れり(W. W.)。此國へ東洋移民を輸入するの成否如何は熱慮を要するの問題なりと考ふ然れども單に農業の目的を以て日本人を此處に輸入することは目下始んど其見込なきが如し尤も日本人にして若し其渡航費を自辨せば之に家屋農具を支給し收穫の一部を與ふるの約束を以て之を雇入れんとの希望を有するものなきにあらず又此國の北部「タラバカ」アントフ「ハガスタ」一帯は硝石の産地にして常に少くとも數萬の勞働者を要するの狀況に在るを以て毎年多數の日本人を此處に移往せしむるの餘地は優に之れあるべく加ふるに此地方に於ける土人勞働者は随分高き賃錢を支拂はれざるに係はらず時として同盟罷工を企て且つ飲酒に耽るの癖あり従て其勞働不規則なるを免れざるが故に若し勞働者にして苟くも勤勉且つ律義なる以上は其國籍の如何を問はず同地方の硝石業者は喜んで之を勸迎するなるべし故に豫め此國政府及び硝石業者と十分の協商を遂げたる上、日本人を此處に

移住せしむることは甚だ有望の計畫なりとす
 此等硝石地方に於ける労働者の賃金は雇主に於て住宅及び醫藥を給し一日平均
 智貨三弗乃至四弗にして熟練したるものは時として一日六七弗を得るものあり
 と云ふ之に反して地方に於ける普通農事に使用せらるる労働者の賃金は雇主に
 於て食料家屋を給し一日平均智貨一弗内外なりと云ふ
 以上は此國に於て労働者と直接若くは間接の關係を有せる實業家の意見を綜合
 したるものにして蓋し中らずと雖も遠からざるものならんか
 移住及び官有地拂下に關する諸規則に就ては Bureau of the American Republics, Washington, U. S. A. の出版に係る "Laws of the American Republics relating to Immigration and the Sale of Public Lands, Bulletin, No. 53" を参照せらるるべし

第十章 殖産

智利の主要産業は農業及び鑛業にして全國の耕地面積は六百十七萬七千、エーカー以上を達し其内牧場を使用せる所は其小部分に過ぎず (B. N. C.)

第一節 農業附牧畜

農産物中重要品は穀物及び葡萄にして葡萄の栽培は最近二十年に於て著大の進

歩をなし現今にては殖産中最も進歩せる産業の一となれり (B. N. C.)
 智利國內耕作に適せるの土地は二千五百萬「エーカー」と稱せらる然れども今日は僅に其四分の一を耕耘せるに過ぎざるを以て將來農業の發達及投資は甚だ有望なり (B. N. C.) 而して農業に従事せる人民は凡百五十萬人なりと云ふ (S. Y. B. 1905)
 千九百三年に於ける重要農産物の收穫高と其耕作面積及び葡萄の栽培面積栽培葡萄株數葡萄酒及び「ブランデー」の産額等は左表の如し

年次	葡萄栽培面積 <small>エクトール</small>	葡萄株數	葡萄酒産額 <small>エクトール</small>	「ブランデー」産額 <small>エクトール</small>	穀物種類		穀物種類	
					收穫高	耕作面積	收穫高	耕作面積
一九〇三年	三〇、七〇三	一一四、五二〇、八二五	九〇三、四五九	二八、四四三	小麥	二、七二五、三九五	二六八、〇二一	
一九〇四年	三七、七八四	九七、九九九、七六八	一、三七一、〇三三	四七、五六九	大麥	七五六、五九〇	四九八、〇〇九	
					玉蜀黍	二八六、五〇〇	二一、八三五	
							莖 苳	
							馬鈴薯	

(S. Y. B. 1905, 1907, S. E. J.)

同國農業地域と其産物の割合は左の如し

小 麥	一、〇〇〇、〇〇〇	西班牙豆	二、〇〇〇
大 麥	一八〇、〇〇〇	豌豆	二〇、〇〇〇
玉蜀黍及菽豆	一五〇、〇〇〇	葡萄園	一〇〇、〇〇〇
馬 鈴 薯	五〇、〇〇〇	合 計	一、五〇五、〇〇〇
扁 豆	三〇、〇〇〇		

此外小麥植附に用意したる耕地六十萬エクタレス又た牧場地五十萬エクタレスあり

故に之を合計すれば無慮二百六十萬エクタレスに上ると雖も之を智利全國内耕作の適地一千萬エクタレスに比すれば僅かに其四分の一が耕作に利用されたるに過ぎずして同國農業の前途甚だ多望なるを知る可し然れども同國農業の進歩を妨害する主なる障礙は陸上交通機關の不備缺乏せること輸出港に起點を有して東西に延長せる鐵道の少なきこと産物を運搬すべき汽船航路の缺乏運賃高率なること労働者の缺乏せること資本少くして農業に高利の資を用ゆること

等是なり(AG.C.)

小麥及麥粉 此國最要の農産物にして最近數年間に於て英國及歐洲大陸へ向け輸出せし數量甚だ多し其積出港は「バルパライソ」「サンアントニオ」「タルカウア」「トメ」及び「ペンコ」等なり(AG.C.; D.C.S.F.P.)

大麥 小麥と殆んど同様の状態にて耕作せられ其産地は重もに中央地方及北部地方に限らる(AG.C.)

燕麥 南部地方の主産物なり此地方の氣候は最も燕麥の耕作に適せり(AG.C.)

玉蜀黍 餘り盛んに耕作せられず唯だ内國の需要を充すに止まる(AG.C.)

菽豆 同國澱粉植物中の最要物は菽豆にして其質良好産額又た多し(AG.C.)

馬鈴薯 海岸地方一帯に野生じ地味又た其耕作に適し同國栽培の球根植物中最も廣く栽培せらるるものなり(AG.C.)

「アルファルファ(飼草) 同國北部及中央地方に生茂せる飼草中最も重要物なりとす千九百三年に於ける其耕作面積は二萬千九百二十八エクタレスなりしが千九百四年には四萬三千八百六十エクタレスに及べり(AG.C.; S.Y.B. 1905, 1907) 養蜂事業 世界中智利の如く蜂蜜及び蜜蠟の産出に適せる國は甚だ少しとす蓋

同國大部分は氣候温和にして野生若くは培養の花夥しく國內到る處蜂巢を造るに適せざるはなし尤も北端の地方は地荒れ雨乏しきが爲め又た南端の地方は降雨多きが爲め何れも蜂の飼養に適せず(A.G.C.)

千八百九十八年に於て精蜜二百八十一萬二千七百二十八キログラム、此價額五十六萬千五百四十五ペンは専ら歐洲に向け輸出せられたり又蜜蠟二十七萬千三百七十キログラム、此價額四十萬七千〇五十八ペンは同く歐洲に輸出されたり(B.C.)

酪乳業 該業は近時大に進歩し千八百九十八年に於ては乾酪十五萬四千キログラム、其價額九萬三千ペンは同國港より隣國又は通過船舶に販賣せられ猶ほ同年に於て牛酪十萬七千八百二十七キログラム、其價額十二萬九千三百九十二ペンは海外へ輸出せられたり(B.C.)

千九百二年に於ける乳牛頭數は十萬四千三百七十二頭なり(B.H.J.)

果物 千九百年中乾果及び生果の輸出は智利通貨二十二萬千弗餘に上りたり(A.G.C.)

牧畜

家畜類繁殖の中心はマゼラン、テリトリの南部にあり(B.C.)

マゼラン地方に於ける牧畜事業は數年來其産物を、ブハルバライソに供給し得るに至り爲にウルグアイ國より輸入する脂肪及び獸脂の減額を見るに至れり(M.S.A.C.E.)

千九百三年十二月三十一日の調査に依れば國內の畜類數は左の如し

馬	一八二、八二一	騾	三二、四四三
牛	八二九、九五二	羊	一、三三三、三三三
豚	一三五、四七一	山羊	一六五、二八〇

(S.Y.B. 1905)

此國に産する羊毛は、イキケ、タルカウアノ、ブンタ、アレナス等より海外へ輸出せらる

第二節 工業

此國の重要工業は左の如し

製粉 全國五百餘の麥粉製造所あり皆な新式の機械を使用せり(B.N.C.)

製革 著大の進歩を呈し靴及び鞍の製造も從て進歩せり(B.N.C.)靴底革の輸出年額は二千五百乃至三千メトリック噸にして生皮の輸出額は千八百九十八年に四百二十三

於て百三十四萬五千枚千八百九十九年に於て二百十萬四千枚に及べり(A.G.C.)
 機械製造 「ブハルバライオン」「サンチアゴ」「ゴビア」等に大規模の製造所あり(B.N.C.)
 麥酒醸造 國內到る處に行はれ従つて醸造法も大に進歩せり(B.N.C.)
 酒精蒸溜 「タルカ」「ピラピラ」「ブアルデビヤ」「アンキウエ」等の地方に盛大なる蒸溜所あり(B.N.C.)

木製品指物 國內重要な部の都市に盛んに行はる(B.N.C.)
 建築材料煉瓦水管の製造 能く進歩せり(B.N.C.)

毛織物編物の製造 毛織物の大製造所二箇及び編物の製造所一箇あり(B.N.C.)
 切地製造 「ブハルバライオン」及び「サンチアゴ」數箇の大製造所あり(B.N.C.)

製紙 普通包紙の製造所四箇あり(B.N.C.)

印刷業 印刷石版寫真版等の技術甚だ巧妙なり(B.N.C.)

綿布を色染じ及び之に形を着色するの工業大規模に行はる(M.S.A.C.E.)

又た莫大小製造所は其製造に必要な多量の原料を輸入せり(M.S.A.C.E.)

綿布織物業は其必要原料の輸入高を増加せしむ此製造業の發展は大に綿布の價格を減少せしめたるものゝ如し(M.S.A.C.E.)

千八百九十五年「ブハルバライオン」縣に於て工業に従事せる商社の數四百十七にして此等製造所が同年中消費せし原料は二十五萬七千五百七十三ペソに上り一萬二千六百十六人の職工と合計百六十二の蒸汽機關總計一千七百六十六馬力をを使用せり是等製造所中精糖、瓦斯、酒類醸造、礦水製造、馬車製造、木挽機關製造に従事せる工場を最も重要なものとす
 千九百二年英國の資本にて六十の機杼を有せる紡績會社「チグヤンチ」に於て創設せられたり其他既に着手されたる工業上の企圖寡ならず(S.Y.B. 1905)

第三節 鑛業

此國は鑛物に富み殊に北部「アタカマ」「タラバカ」の二州に於て最も豊富なり(B.Y.B. 1905)

此國に産する鑛物は金、銀、銅、硝石、沃度、硼酸、硼砂、グワノ、石炭、鹽、コバルト、ニッケル、マンガン、鐵、硫黃等とす(B.N.C., N.M.C., R.C., S.Y.B. 1905)而して此内最も重要なものを銅、硼酸、グワノ、硝石とす

金 十八世紀に於て智利は世界産金國の第三位に居り毎年三百「ハンドレッド」ウエートの産額を見たりしが近年に於ける此鑛物の狀況に就ては後に掲ぐる産出

及び輸出表に依りて之を見るべし(R.C.)

銀 多く鹽素、臭素、沃度と混合し若くは銅鑛中に發見せられ「アンデス」山麓高さ二、三千「メートル」の邊に最も多量に存在す(R.C.)

銅 は永年間に此國繁榮の基礎をなせしが理化學の進歩と共に舊來の採掘方法を改良せざりしと資本の豊富ならざりしとに因り此國に於ける銅の產出額は世界に於ける銅の需要が益増加せしにも係はらず之に伴ふて増加せる實跡を見ず「ロス」氏は其智利英國間商業關係と云へる報告書に記して曰く「千八百五十年世界に於ける銅の產出總額は五萬二千二百五十噸にして其内智利國に於て產出せしもの一萬四千三百噸即ち總產出額の二割七分に相當せり然るに千八百九十一年の產出總額は二十七萬五千五百八十九噸にして其内智利國の產出に係るもの僅かに一萬九千八百七十五噸に過ぎず即ち總產出額に對して僅かに其七分強に當れり云々」(M.S.A.C.H.)

鐵 智利は鐵鑛脈の良質なるを以て知らる今日まで未だ採掘せられずと雖も將來遠からずして其採掘が満足なる實績を擧ぐるに至らん(R.C.)

石炭 同國「コロネル」及び「ロタ」海岸地方に於て多量に產出す千八百九十八年に於

て此等二地方に產出せし石炭のみにても四百二十萬「トン」に上り之を太平洋航海の各國船舶に販賣せり(R.C.)

石炭採掘權 土地の所有者は其土地に含有する石炭を採掘することを得るの特權を有せり其他の金屬類鑛床は政府の所有に屬し採掘許可を受くるの手續は凡て鑛業法に準據すべきものとせり(R.C.)

石炭の所在地 上記「コロネル」「ロタ」の外「タルカウアノ」灣附近及び「アラウコ」州の一帯に涉りて發見せらる而して智利褐炭の火力は最良の歐洲產褐炭に匹敵し若くは之に優ることあり(R.C.)

硝石 此國に產する鑛物中最も重要且つ著名なるものにして同事業の隆盛に赴きしは實に千八百八十三年に起源せり何となれば硝石の原產地たる「タラバカ」及び「アントフハガスタ」の兩地が秘露と戰爭の結果其賠償として同年初めて智利の手中に歸したればなり尤も硝石は千八百三十年以來肥料又は硝酸製造の原料として輸出せられ其需要は爾後十年を経る毎に平均凡そ十割の割合を以て増加し現に今日硝石全產額の凡そ三分の一は硝酸及び無煙火藥等の原料として各國の工場に使用せられ他の三分の二は主として肥料に用ゐられつゝあるなり而して

肥料として鳥糞の供給は漸く盡滅せんとせる結果硝石の需要は最近十年間大に増加せり蓋し硝石は窒素質肥料として其効力最も顯著なるに由る(R.C.)
 文明諸國殊に獨逸に於ては各種肥料中最も硝石を貴び耕作に用ゆる各種肥料は皆な硝石を主成分として之に燐及び「ポッタシユ」を混和せり即ち各國農業發達の程度は其使用硝石の數量にて卜知し得べしと云ふ(R.C.)

智利硝石は窒素を含有すること百分の十五乃至十六に上れり而して英國資本家は最後十八年間に於て特に新式の器械を用ゐて硝石の採收分析等に從事する許多の工場を建設せり而して其工場に就業せる労働者は千八百八十五年には四千七百五十一名に過ぎざりしが千八百九十五年には二萬二千四百八十五名の多數に増加せり(R.C.)

硝石の輸出税は最近二十年間智利國政府歳入の重なる財源にして「ハンドレッド・ウニート」に對し二志四片を課し採掘製産及び海港迄の運搬費等は合せて略ぼ輸出税に均じき額に上ると云ふ然るに産額増加の爲め價額下落殊に千八百九十五年以後は當業者の多數は最も些少の利益を得若くは全く利益を得る能はざるの有様に陥れり唯だ一方に消費額非常に増加したるを以て僅かに破産の悲境よ

り脱するを得たり故に斯かる恐慌の再來を防がんが爲め歐洲に居住せる硝石鑛所有者は産額を制限して價額の一定を圖らんことを決議せり(R.C.)

千九百年六月一日附智利國大統領の硝石に關する報告に曰はく千八百九十九年中硝石の輸出高は三千〇〇四萬三千三百「スバニッシユ」キントルにして之を千八百九十八年中の輸出高に比すれば百五十七萬五千六百四十一「キントル」の増額なりとす本年度(千九百年)には三千〇五十萬「キントル」の輸出又た明年度は三千百萬「キントル」の輸出を見るに至るべし政府は該業の進歩を企圖する爲めに凡べて之に伴ふ官民の利益を阻害する障礙は極力排除せんことを期せり云々と(R.C.)

硝石に關する此國政府委員の報告に據れば硝石採掘に従事せる鑛業所の數は千九百二年に於て總計八十九にして内八十は就業し九は休業せり此等鑛業所は何れも硝石組合なるものに加し各自署名せる公文書に依り其年産額の割合を定む而して此等就業せる鑛業所の採掘せる硝石の數量は千三百五十八萬二千七百〇一「メトリック」キントル即ち二千九百五十二萬七千六百十「スバニッシユ」キントルにして之を前年度と比較するときは七十萬四千三百七十八「キントル」の増加なり(S.E.J.)

千九百二年に於て前記就業諸鐵業所に於て使用せる労働者は合計二萬四千五百三十八人にして(S. Y. J.; S. Y. B. 1905)之を國籍別にすれば左の如し(S. E. J.)

智利人	一七、四六一	「ボリビヤ」人	三、三三二
秘・露人	二、八〇五	其他外國人	九二〇

硝石採掘のために使用せる労働者の數は硝石の需要増加するに従ひ事實上次第に多きを加へつゝあるも未だ需要に伴ふべき充分の數を得る能はざるが故に當業者は絶へず其増員をなすに努め居れり(S. E. J.)

又千九百二年に於て硝石採掘のために特に使用せる動物は馬三百四十二頭騾馬(牝)千八百十五頭とす(S. E. J.)

硝石礦區の總面積は八萬九千七百七十七「エクタレス」にして其含有せる硝石は二十三億千六百萬「メトリック、キントナル」に上ると云ふ(B. Y. B. 1905; G. A.) 其年々の産額は左の如し

年次	産額	年次	産額
一八八四年	五五〇、〇〇〇	一八九四年	一、〇八二、二八五

一八八五年	四二〇、〇〇〇	一八九五年	一、二二〇、〇〇〇
一八八六年	四四三、〇〇〇	一八九六年	一、〇九二、〇〇〇
一八八七年	七〇二、〇〇〇	一八九七年	一、〇六四、〇七五
一八八八年	七七三、〇〇〇	一八九八年	一、二五四、〇〇〇
一八八九年	九〇三、〇〇〇	一八九九年	一、三六〇、〇〇〇
一八九〇年	一、〇〇九、〇〇〇	一九〇〇年	一、四九〇、〇〇〇
一八九一年	八七七、〇〇〇	一九〇一年	一、二六七、八〇〇
一八九二年	八〇四、八四二	一九〇二年	一、四一九、四〇〇
一八九三年	九三八、八七一	一九〇三年	一、六一四、四〇〇

(S. Y. B. 1905)

最近十年間硝石の輸出額及輸出先國別表

年次	輸出額	英國	獨逸	佛國	北米合衆國
一八九三年	二、〇七六、三五四	一、〇六四、八四一	四九七八、五四七	一、三一四、七六七	二、三七七、六九四
一八九四年	二、三、九七八、九八三	一、一、二〇四、〇三五	六、八一三、六一九	一、四四八、九八〇	二、四六一、五九二

四百三十一

年次	輸出額	英 國	獨 逸	佛 國	北米合衆國
一八九五年	二七,四〇二,二九七	九,七三六,三七六	九,〇三〇,〇六〇	二,一八三,五八五	二,七六九,五二九
一八九六年	二五,一七五,八三二	九,二〇五,二三八	九,〇七六,二〇五	二,〇〇二,五〇一	二,一三三,一二四
一八九七年	二四,九七一,六四八	九,八九七,五〇六	六,〇二〇,〇六四	二,一九二,七一八	二,五一〇,二〇三
一八九八年	二七,九〇三,五五三	八,四九九,九九八	八,七二五,八一二	四,〇〇〇,八四五	三,〇四一,三二二
一八九九年	三〇,二一三,五三二	九,三三〇,七二〇	八,三三七,六三二	四,五六七,〇二一	三,二五三,一五一
一九〇〇年	三一,七四二,二九三	九,六〇一,三五五	八,五八五,六八七	四,一四三,五八九	四,三七〇,九三〇
一九〇一年	二七,六九二,三〇一	七,八六三,五四四	七,八七七,七五七	三,五八〇,〇一五	四,一八二,七〇〇
一九〇二年	三〇,四四三,六四二	九,二四六,八五九	七,三六二,二一六	三,〇三四,二一七	五,六〇〇,八三九

(S. J. G.)

此等硝石の三分の二は主として「イキケ」港より輸出さる (D. C. R.)

智利國內の硝石事業に投資せるは英國の資本最も多額に上れり (S. Y. B. 1905)

智利國が既往二十四年間に於て硝石より得たる金額は凡そ二億八千萬弗にして將來二十年間には四億五千萬弗を收得すべしとは「フランシスコ、バルデス、ヘルカラ」氏の計算する所なり同氏の所説に據れば將來二十年後に至り硝石礦は盡くる

に至るべしと云ふ (G. A.) 然るに「晚近」アントフハガスタの南八哩「カレタ、コロソ」を稱する地方に新たに硝石礦脈を發見し今ま盛んに發掘しつつありと云ふ
 「ニツケル」「コバルト」と共に「ヨキンボ州」及び「バリエナ」縣に存在すれども採掘未だ發達せず從て其産額も多からず (M. M. C.)
 「グワノ」現に「コバデーラ、デ、ブンタ、ビチャイロ」及び「海岸諸島」に於て採取せられつつあり (S. E. J. M. M. C.)

鹽 多量に産出す殊に「ラグーナ」地方に於て最も盛んなり其産出品は「パンバ」地方の諸硝石工場及び内地各部の需要を充たし一部は「イキケ」へ輸出す「アントフハガスタ」より輸出する鹽は硝石發掘より得るものにして「アリカ」「ブンタ、デ、ローボス」より輸出さるものは鹽坑より産出せるものなり (S. E. J.)

「コバルト」採掘の結果良好ならず (S. Y. B. 1905)

硼酸 多量に「アスコタン」「カルコテ」「マリクンガ」「ベルデルナレス」等に産し秘露諸港より輸出せらる (S. Y. B. 1905; M. M. C.)

硼砂 「アリカ」郡に於て「廣袤凡そ一萬、エクタレス」に亘れる曠野より年々平均百分の四十四を含有する硼砂凡そ二千噸餘を發掘せり (S. E. J.)

硫黄 「タクナ」郡に主要なる硫黄礦あり(S. E. J.)
 沃度 其產品及び價格は沃度組合に依て維持せられ千九百二年に於て六片の價格を有せり(S. E. J.)

千九百年及び千九百二年中に産出せし鑛物は左の如し(但し硝石に關しては別項に詳細之を記述せるを以て茲には之を除く)

産出鑛物表

鑛物	一九〇〇年		一九〇二年産出額
	産出額	價格	
銅	二八、〇四〇	二八、〇四〇、〇〇〇	銅鑛 一、二五三、七〇〇
石炭	八九六、〇〇〇	一〇、七五二、〇〇〇	六九、二五八
銀	一九三、二二八	四、六八六、七〇〇	二〇六、八六五
硫黄	一八六、二四四		一六、四二〇
鹽	三一八、三六〇	四、〇四三、一七二	二五、〇九五
沃度	四、五七六	三、七七九、一一〇	一五八、八二三
金			一二九、九一四
			四、一五〇、六三八

「グワノ」(鳥糞)	三四、四三五	一、三七七、四〇〇	二、〇〇〇
硼酸石灰	一三、一七六、七六五	一、三二七、六七六	
硼砂	二六、六二八		
「マンガン」	一四、七一五	四三二、四〇六	
「コバルト」	二六、八四四		
「ニッケル」	七二五		

(B. N. C.; N. M. C.; S. Y. B. 1904 & 1905; S. E. J.)

而して千九百二年に於て此等鑛業に使用せる職工の數は合計三萬二千四百二十七人とす(S. E. J.)

諸鑛物輸出額

金

千八百九十八年に於ける金の輸出額は百六十三萬〇四百九十六グラム、此價額二百四十萬ペソに過ぎず又た金分を包含せる鑛石八千五百十一「キログラム」を輸出し其内石英大半に居る(R. C.)

千九百年中の輸出額は金塊及砂金百七十萬八千七百八十七グラム、三千七百七

十封度)にして、外に同國首府「サンチアゴ」の造幣局に送りし金塊及砂金は三十二萬五千七百三十二グラム(七百二十封度)なり、其他金鑽石九萬七千七百三十七キログラム(二十一萬五千封度)、金銅合鑽石一萬二千〇五十七キログラム(二萬六千五百封度)、金銀合鑽石二十一萬六千九百九十五キログラム(四十六萬四千五百封度)、金銀銅合鑽石三百六十キログラム(七百九十五封度)を輸出せり(M. M. C.)

銀

千八百九十八年智利は銀六百九十萬「ペソ」、及び銀塊石二十萬五千「ペソ」を輸出せり、其輸出先は金と同一獨逸にして多く同地にて製作を加ふるなり(B. O.)

千九百年中の輸出額細別は左の如し(M. M. C.)
 銀塊 四千五百四十二萬八千四百七十八グラム(十萬二百封度)
 銀鑽石 二十一萬〇八百三十二キログラム(四十六萬五千二百封度)
 硫化銀 十七萬二千〇八十グラム(三百八十封度)
 銀銅合銀鑽石 百九十一萬八千〇六十キログラム(四百二十三封度)
 銀銅金合銀鑽石 二十四萬千七百七十八キログラム(五十三萬五千五百封度)
 銀錠 二萬二千五百三十六キログラム(四萬九千五百封度)

銅

千九百年中の輸出額細別は左の如し(M. M. C.)
 銅塊 二千三十四萬キログラム(四十四萬八千封度)
 銅塊(合金) 十三萬八千七百二十キログラム(三十萬五千八百封度)
 銅錠 四百八十三萬七千九百十二キログラム(千〇六十六萬五千封度)
 銅鑽石 二千〇二十一萬二千六百七十六キログラム(四十四萬五千封度)
 沃度
 千九百二年に於ける輸出は二十四萬二千〇二十三キログラム(即ち五十二萬六千三百三十七「スバニッシュユ、キンタル」)に上れり(S. E. J.)

第十一章 貿易

最近七ヶ年間の輸出入輸出の項中には再輸出をも含むは左の如し

輸 入	一八九九年	一九〇〇年	一九〇一年	一九〇二年	一九〇三年	一九〇四年	一九〇五年
輸 入	一〇六、五〇、三三九	二八、五三、八四三	三九、三〇、七六六	三三、四二、八二〇	四二、四七、七〇	一六、四八、七四九	一八、五九、六四一
輸 出	一六三、〇六、三三三	一六、六四、五六八	二二、八四、九七六	一八、五八、七九六	一九、三三、三九〇	三三、四九、三	三三、四九、三

千九百二年及び千九百四年に於ける重要輸出入品目は左の如し(S. Y. B. 1905)

(S. Y. B. 1907, N. S. A. C. E.; S. E. J.)

輸入品目	額		輸出品目	額	
	一九〇二年	一九〇四年		一九〇二年	一九〇四年
動物質物品	八、七四、五九	一一、六七六、九二五	硝	一六〇、五〇八、五二〇	
植物質材料品	一四、八六四、九三二	一八、六五三、七四二	銅	一七、二二三、〇〇〇	一九、一〇八、二七八
礦物	二〇〇、八九四、三	二六、八一六、七〇一	沃	三〇、五五〇、〇〇〇	五、七六八、五五〇
纖維製品	四〇〇、七六六、五四	四四、七七一、五〇九	小	二五、九五〇、〇〇〇	銅
工業用油類	一九、九二四、二四三	二二、二九五、六六九	銀	二五、〇〇〇、〇〇〇	二、三九六、六二七
紙類	四、八三三、〇八	四、八〇〇、七八五	草	二五、〇〇〇、〇〇〇	礦物全體
酒類	一、五六二、一八五	一、六三四、〇三五	金	一、二七〇、〇〇〇	一八、九五七、五、八一
藥品類	二、八八五、九二二	三、一一一、五四七	獸	一、五四〇、〇〇〇	動物質物品
器械類	一、五〇八、二七〇	二〇、九四七、〇六八	酸	一、三五五、〇〇〇	七、三九五、〇〇四
兵器彈藥類	三、四一五、八七四	一、三九五、〇〇七	羊	一、三〇三、〇〇〇	植物質物品
			毛		一、八八九、九七〇

千九百二年の輸出品中、礦物の輸出總額は一億五千二百六十九萬七千五百二十五

「ペン」動物質産物同七百二十五萬六千九百九十三「ペン」植物質産物同九百五十八萬二千二百三十三弗に達せり(S. Y. B. 1905; 1907)

此國の輸出品中、凡そ其八割四分餘は礦物に屬し、一割餘は農産物に屬し、二分餘は製作品にして其他は各種産物及び貨幣とす(B. N. C.)
又硝石の輸出額中、三割九分は獨逸、一割七歩三厘は佛國、一割三步三厘は北米合衆國、一割一步二厘は英國、一割九厘は白耳義へ輸出せられたるものとす(S. Y. B. 1905)
此國輸入品の殆んど三分の二は「バルパライソ」港を通過せり而して「イキケ」及び「タカルツァ」兩港は貿易港として第二位を占めんが爲め兩者大に競争の姿勢に在り(D. C. R.)

輸出入國別表

千九百四年及び千九百五年中、智利より諸外國への輸出額、並に諸外國より智利への輸入額は左表の如し(S. Y. B. 1905; 1906)

國別	輸		入		出	
	一九〇四年	一九〇五年	一九〇四年	一九〇五年	一九〇四年	一九〇五年
英國	五四、三四五、四八八	七二、二〇、二九	七〇、五四六、六六七	一〇一、三二一、七九四		

國別	輸 入		輸 出	
	一九〇四年	一九〇五年	一九〇四年	一九〇五年
獨逸	四二,四五六	四七,五八七	六二,六三二	七三,一五四
北米合衆國	一三,九九七	一八,八六七	三〇,七一五	四二,八〇四
佛 國	一〇,九二九	一四,二二五	二八,八二三	二二,三二一
秘 露	六,六〇八	四,九四五	三,八三六	五,〇〇九
亞爾然丁	五,九六九	六,三三三	八六一	一,五五二
「伯刺西爾」	一,五〇三	七九八	二五〇	三三〇
以 太 利	四,七三六	五,一一八	四,二九五	四,〇四七
「ウルクアイ」	六,一三三	一,〇八一	三二七	三三六
白 耳 義	三,三三三	二,六五三	三,二九四	四,五〇七
合 計	一三〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇

此等輸出入品の經由すべき貿易港は智利國內凡そ十五港あり其内重なるものは「イキケ」、「プハルバライン」、「ビサグア」、「コキムボ」、「コロネル」、「アントン」ハガスタ等とす (M. S. A. C. E.; S. Y. B. 1905)

輸入品目及國別表

千九百二年中輸入品の品別及國別は左表の如し (D. C. P.)

國 別	動物貨	植物貨	礦物貨	織 品	油 類	器具	紙 板	紙 類	酒 類	香 料	器 械	火 器	雜 品	合 計
英 國
獨逸
北米合衆國
佛 國
秘 露
亞爾然丁
以 太 利
白 耳 義
「伯刺西爾」
西 班 牙
「ウルクアイ」
「キユーバ」
瑞 西
支 那

國別	産動物貨	産植物貨	産礦物貨	製糖	油類	紙、板、紙、	酒類	香料	器械類	火藥類	雜品	合計
葡萄牙	10000	10000										
「カタマラ」	10000	10000										
「コスタリカ」	10000	10000										
日本	10000	10000										
「ネザランド」	10000	10000										
「ロンドン」	10000	10000										
「マラヤ」	10000	10000										
「バングラ」	10000	10000										
「パプア」	10000	10000										
「那威、瑞典」	10000	10000										
「サマタラ」	10000	10000										
「非律賓」	10000	10000										
「ジャバ」	10000	10000										
「丁抹」	10000	10000										
「希臘」	10000	10000										
「其他國」	10000	10000										
合計	100000	100000										100000

智利各港輸出入表
 千九百一一年及千九百一二年中、此國各港の輸出入額は左表の如し (M. S. A. C. E.)

港名	輸 入		輸 出	
	一九〇一年	一九〇二年	一九〇一年	一九〇二年
「ビサグア」	一、四六五、七〇二	一、七七三、〇五一	一、六四五、二二五	二〇、四六八、六七八
「イキケ」	一三、〇九五、八〇五	一五、二二九、一三三	八四、九七七、二一六	八七、八〇六、八〇三
「トコビイア」	二、〇六四、三二五	三、八〇七、七三八	一三、五九五、二五四	一一、八七五、二三四
「アントフハガスタ」	五、〇九七、八一八	四、五四七、四六〇	一四、〇一九、〇四三	六、七七〇、七九五
「タルタル」	一、二五八、九三九	一、三二七、一八八	八、九〇五、九四八	一〇、二九四、七五八
「カルデラ」	一、五五八、五八七	一、八九七、七七三	四、〇一一、四六四	二、三六三、〇九二
「カリサル」	二、二四、一四二	二、七三、〇五五	八六三、二八一	一、〇四六、八九八
「コキムボ」	四、四一四、五二四	三、八五七、六五九	一〇、七五九、八五四	八、六五一、九四〇
「ブハルバライソ」	八四、九八一、六五七	八一、〇五七、六九四	九、二二四、一四四	二四、八六八、八〇八
「タルカウアノ」	一八、八七七、七三二	一四、〇三七、八九一	一、二七〇、一四二	四、三一九、四八七
「コロネル」	三、三〇一、三九八	二、三三八、七五六	五、六〇七、二四三	三、七七八、三二三
「プハルデビヤ」	二、七三七、一九一	二、一一五、八七六	二、〇七八、二五八	三、四七五、四五六
「プエルト、モント」	二、二二、八五五	一、七三、七〇七	八二、〇〇四	一、四七、九〇二

港名	輸 入		輸 出	
	一九〇一年	一九〇二年	一九〇一年	一九〇二年
「アングード」	一〇、一〇三	二、三三四	一	一、七九二
合 計	一三九、三〇〇、七六六	一三三、四二八、二〇四	一七一、八四四、九七六	一八五、八七九、九六五

此國の殖産及貿易に關しては以上記載するもの外に、「Sinopsis Estadística, i. Geografía de la Republica de Chile en 1902」及び「Memoria del Superintendente de Aduanas sobre la Renta y el Comercio Exterior en 1902」に頗る詳細且つ有益なる統計を記載しあるを以て須らく之を参照すべし

要するに此國の商業は近時復活の氣運に向ひ外國貿易は過去十年間に於て三分の一以上を増額し而かも此國の歴史上空前の事實は歳入豫算に五百萬弗の剩餘を生ずるに至りこの一事なりとす (W. W.)

港名	一九〇一年	一九〇二年	一九〇三年	一九〇四年
入	1,764,976	1,764,976	1,764,976	1,764,976
出	1,858,795	1,858,795	1,858,795	1,858,795
合計	3,623,771	3,623,771	3,623,771	3,623,771

此國の殖産及貿易に關しては以上記載すものゝ外に *Annuaire Statistique du Congo et du Gabon* (1902) 及び *Annuaire de l'Empire Indigène de l'Afrique Occidentale Française* (1902) に載る詳細且つ有益なる統計を記載しあるを以て須らく之を参照すべし。

要するに此國の商業は近時復活の氣運に向ひ外國貿易は過去十年間に於て三分の一以上を増額し而かも此國の歴史上空前の事實は歳入豫算に五百萬弗の剩餘を生ずるに至りしの一事實なりとす (三三三)。

第四編 亞爾然丁共和國

第四編 亞爾然丁共和國

目次

- 第一章 沿革
- 第二章 位置及地勢
- 第三章 氣候
- 第四章 面積及人口
- 第五章 政體
- 第六章 貨幣及金融
 - 第一節 貨幣
 - 第二節 金融
- 第七章 度量衡
- 第八章 港灣
 - 第一節 港則
 - 第二節 諸稅諸費

- 四四九
- 四五二
- 四五三
- 四五四
- 四四五
- 四五六
- 四五六
- 四五八
- 四六〇
- 四六五
- 四六五
- 四六六
- 四六六
- 四百四十五

亞國諸港に於ける諸税に關する參考材料

第三節 主要の港灣	四六九
第四節 出入船舶	四七〇
第九章 通信及交通	四八二
第一節 郵便	四八四
第二節 電信、電話	四八四
第三節 鐵道、附市街鐵道	四八六
第四節 航路及船舶附運賃に關する參考書類	四九一
第十章 移民	四九六
第十一章 殖産	五一〇
第一節 農業	五二二
第二節 牧畜	五二二
第三節 鑛業	五三三
第四節 工業	五三八
第十二章 貿易、參考書類	五四二
	五五一

四百四十六

參考書

Sketch of Argentine Republic (2nd Ed.) By Dept. of Agriculture, Buenos Aires, 1904.	Sketch, A.R.
Argentine Republic (3rd Ed.) General Information for Immigrants etc., By Dept. of Immigration.	G.I.A.R.
Handbook of the River Plate. By Mitchell, 1892 (6th Ed.)	H.R.P.
Great Argentina. By Francisco Secker, 1904.	G.A.
Daily Consular Reports. By Dept. of Commerce & Labor of the U. S. A., 1904.	Dy.C.R.
Diplomatic and Consular Reports. By Foreign Office of Great Britain, 1903 & 1904.	D.C.R.
Statesman's Year Book, for 1904, 1905 and 1906.	S.Y.B.
The Argentine Year Book for 1903.	A.Y.B.
Argentine Republic. By the International Bureau of the American Republic, 1903.	A.R.
Trade & Travel in South America. By Fred. Alcock, 1903.	T.T.S.A.
South American Review, No. 4, Vol. II.	
Dues & Charges on Shipping in Foreign Ports.	D.C.S.F.P.

Brown's Merchants' Hand Book (5th Ed.), London, 1899.
Fair Play.

El Progreso Economico de la Republica Argentina, 1906.

B.M.H.B.

P.F.R.A.

第四編 亞爾然丁共和國

第一章 沿革

「コロンブスの米國發見以來侵略的精神は歐洲各國民の間に勃興して遠征隊を組織するもの陸續西班牙國內に起り就中、ドン、ホアン、デヤス、デソリス」の一隊は一千五百十五年の末、遠く米國海岸に沿ふて南緯三十五度の處に至り更に進航して遂に今日の所謂「リヲプラタ」に入り茲に一島を發見して「マルチン、ガルシヤ」の名を附せり

「リヲプラタ」一帯地方に於ける發見の事實は歐洲各君主間に羨望心と新領土擴張の企圖とを鼓吹すること少からず千五百三十五年西班牙王「チャールス」五世は「ドン、ペドロ、デ、メンドサ」を將として船艦十四艘兵士二千の遠征隊を派遣せり而して其一隊は千五百三十六年「リヲプラタ」に入り今の亞國首府の所在地に上陸し茲に都邑を建設し之を「サンタマリア、デ、ブエノス、アイレス」と呼べり後ち此都邑は土人の破壊する所となれり次で千五百七十六年「ドン、ホアン、デ、ガレ」は新領地の知事となり再び「ブエノス、アイレス」市を建設せしが當時同市に居住せし住民は混種土

人五十名西班牙人十九名に過ぎざりき之れより殖民地政治は同地方に施行せられ以て千八百十年に於ける獨立宣告の當時に及べり

「ブエノスアイレス」市民は千八百十年五月二十五日俄かに行政會議を召集して政權を之れに委託し茲に亞國の獨立全く成り「リヲプラタ」一帯地方に於ける西班牙の統治權は脆くも終を告ぐるに至れり

此革命の動機は太守政治の紊亂せるに起因し加ふるに那翁の西班牙擊破及び米國の獨立宣言等は自然亞國民をして亦た母國より獨立して自由幸福を享受し得べしとの信念を生せしむるに至れり且つ獨立の前月に於て佛人の「アングルシャ」侵入「ボルボン」王統の顛覆、西班牙に於ける無政府黨の猖獗等の諸報道は頻々亞國に達し同國民は機熟せりとなし決然起つて政體の革新に着手し民會を開いて太守を廢し且つ行政會議の開設を決議し茲に政治の自由を布告して之を第一國民政府と稱せり實に千八百十年五月二十五日なり而して更に秘露及「バラグアイ」の兩國に遠征隊を派して其獨立を助成せり幾ばくならずして亞國內の王黨は起て王政を回復せんと試みしも國民の軍隊は到る處之を擊破し千八百十六年七月九日國會を「トクマン」に召集して「リヲプラタ」合衆國の獨立を布告し碧白色の國旗を

制定せり

亞國の人民に二階級あり一は多少の教育ある者他は全く無教育の者にして均しく獨立の義舉に於て一致せしむる雖も其政體に關する感念は各差異ありて前者は集中主義を好み後者は聯邦制度を喜びしかば双方意見の衝突より内亂起りて紛擾を極め千八百二十年中の如きは政府の交迭十二回に及び千八百二十五年に至りて「ウルグアイ」國の獨立を扶助する爲め伯刺西爾國と戰端を開きしも當時「リバグビヤ」氏大統領に選舉せられて各般事物の進歩を企圖し首府「ブエノスアイレス」市に國立銀行及び大學校を設立し其他市内に於ける改良の事跡にして顯著なるもの寡なからず

政治上及社會上に於ける革新は之れより更に發展し遂に聯邦制國定憲法の制定を見るに至れり當時獨り「ブエノスアイレス」州のみ其聯邦に加はらざりしが幾くもなくして内亂生じ二年の後其漸く平定するに及んで更に憲法を改正し「ブエノスアイレス」州も亦終に聯邦に加はるに至りて茲に今日亞國共和國の政體を制定せり實に千八百六十二年なり次で千八百八十年九月二十一日大統領「ロカ」將軍の時代に於て「ブエノスアイレス」市は聯邦共和國の首府と定められ今日に至る迄平

和相繼ぎ今や國民太平を樂めり (A. Y. B. 1903)

四百五十二

第二章 位置及地勢

位置 此國は、リオプラタ河の大河口を抱擁せる主要の地域全體を包含し延長三十四緯度即ち南緯二十二度より五十六度に及びり而して其地勢は二箇の最長幅を有し一は南緯二十六度二十五分の處にして一は同三十六度二十分の處即ちブエノスアイレス州サンアントニオ岬よりアンデス山脈の首部に亘るの點なりとす又たサンアントニオ岬より此國の最南端に至るまで地勢の幅員漸次縮小して僅かに三度三十分の幅に減せり (G. I. A. R.)

境界 北は「ボリビア」「パラグアイ」「伯刺西爾」の各共和國、南は太平洋及智利共和國東は「伯刺西爾」「ウルグアイ」、太西洋西は「アンデス」山に接せり (G. I. A. R.)

此國は太西洋岸に於て「サンアントニオ岬」より「チネルラデルフエゴ」に至る凡そ二千五百「キロメートル」餘、凡そ千五百哩餘に渉れる海岸線を有す (A. Y. B. 1903) 首府「ブエノスアイレス」は南緯三十四度三十六分三十秒、西經五十八度二十二分十五秒に位し港灣良好にして歐洲及北米太西洋諸港より近きは十六日、遠きは二十二日にして達するを得 (Sketch, A. R.)

第三章 氣候

當國の氣候は之を三區に分つを得べし第一海岸地方、第二内地、第三「アンデス」地方とす而して此差異は重に降雨及空氣の濕潤に關するものなり而して各區亦た緯度の相違により其氣候に著しき變化あるを以て更に每區を北部地方、中央地方、及南部地方の三に區分するを得べし (G. I. A. R.)

然れども此國は全部殆んど南半球の温帶圈内に位せるが故に氣候は概して温和にして寒暑共に極端ならず即ち北部は温暖にして中央部は清鮮適和、南部は稍や寒冷なり斯く幾分の變化を見るは地勢の隆起、山岳、風位及河流等の關係與つて力あるに因る内地は概して海岸地方よりも乾燥著しきも其温度は夏期に於て攝氏四十度を越へず冬期に於て零點以下に降らず又た海岸地方は一般に降雨多く夏時殊に甚し即ち中央地方は降雨稍や少なく「アンデス」地方諸州に於ては降雨極めて稀なり (A. Y. B. 1903)

最高温度は最北部の「フォルモサ」に於て平均二十四度を示し最低温度は南部の「チネルラデルフエゴ」に於て平均五度を示せり (G. I. A. R.)

國內の地平は著しく差あり其最も低きは太平洋の海岸にして其最も高きは「アン

デス」の山嶺とす高低此の如く著しきを以て氣候の變化も亦甚だし然れども之が爲めに反つて到る處各種植物の成育に適合せる特種の風土を生せるを見る(Skelton, A. R.)
尙氣候及び氣象の詳細に就ては一千九百三年出版の The Argentine Year Book を参照すべし

第四章 面積及人口

面積 二百八十八萬五千六百二十方キロメートル(凡百十三萬五千八百四十平方哩)人口 (千九百〇五年に於て)五百六十七萬二千九百九十一人にして其内百萬二千八百二十一人は一千九百〇五年九月三十日に於ける、ブエノスアイレス市のみの人口なりとす故に一平方哩に付人口の割合は凡そ五人とす(P. H. R. A.)
今ま面積及人口に關し此國と諸外國とを比較するときは左の如し

國別	面積	人口	一方「キロ」に付人口
亞 然 丁	二,九五〇,五二〇	五,六七二,一九二	一,九〇三
日 本	三八二,四二八	四七,八一二,二三八	一二五,〇〇〇

瑞典、那威	七七〇,〇〇〇	(一九〇〇) 七,四一五,〇〇〇	九六三〇
白耳義	二九,四五〇	(一九〇〇) 六,六九四,〇〇〇	二二七,三〇〇
和蘭	三三,八〇〇	五,二六三,〇〇〇	一六〇,四五七
佛國	五二八,七〇〇	(一九〇一) 三八,九六二,〇〇〇	七三,六九四
獨逸	五四〇,八〇〇	六〇,六四二,二七八	一一二,一三〇
瑞西	四一,四〇〇	三,四六四,〇〇〇	八〇,六〇六
埃地	六二五,一〇〇	(一九〇〇) 四五,四〇〇,〇〇〇	七二,六二八
以太利	二八七,〇〇〇	(一九〇一) 三二,四七五,〇〇〇	一一三,一五三
葡萄牙	九三,三〇〇	(一九〇〇) 五,四二八,七〇〇	五八,一八五
英國	三二四,四〇三	四三,三二二,一二三	一三七,四七一
北米合衆國	七,六九二,八九六	(一九〇〇) 七五,九九四,五七五	九八七八

第五章 政體

聯邦共和政體にして十四「プロビンス」及十「テリトリイ」より成り各「プロビンス」は自治制度に據りて各自の憲法を有し代議制を採れり

「グアテマラ」は一國主宰者の任命せる知事に依つて統治せらる(G. I. A. R.)

此國の憲法は千八百五十三年五月十五日の制定に係り千八百六十二年「ブエノス・アイレス」が聯邦に加盟せる後之を修正せり(S. Y. B. 1905)

大統領は行政の主腦にして六年毎に之を改選す副統領の選舉又た同じ何れも全國十四州の代表者之を選舉す

國會は上下兩院より成り上院議員は其數三十名下院議員同百二十名とす上院議員は首府及各州より各二名宛又た首府の特別選舉委員より選出せられ下院議員は一般人民より選出す(S. Y. B. 1905)

第六章 貨幣及金融

第一節 貨幣

亞爾然丁は金貨本位の國にして其貨幣の單位は「ペソ、フェルテ(Peso Ferte)」にして即ち「一百セントアボス」(100 Centavos)に當る之を「ドラー(Dollar)」と稱す其平價英貨四志に相當す

金貨五弗は純分九百の割にして其重さ八、〇六四五グラムなれば此内に含有する純金分は七、二五八〇五グラムとす

銀貨一弗は佛國の五法貨に等しく純分九百の割にして其重さ二十五グラムあり故に此中に純銀二、二五グラムを含めり銀貨には五十、二十及十「セントアボス」の三種あり又補助貨として白銅貨及銅貨あり

金銀貨幣の外に紙幣あり金銀貨よりも多く融通の用に供せらる即ち千九百四年九月一日の統計に據れば國內に於ける流通紙幣の總高は三億八千七百〇六萬六千五百六十二弗にして又た千九百五年十二月の統計に據れば流通紙幣の總高は四千三百十八萬六千英磅に相當するの額に達せり

此單位一弗は千八百九十九年同國々會を通過したる兌換法に據り金貨四十仙の價格あるものと規定せられたり故に紙幣一弗は英貨一志九片二十五分の三に當る(S. Y. B. 1907)

貨幣換算率 此國の金貨と外國貨幣とを換算するに當り外國貨幣の法價左の如し

佛貨二十「フランクス」(Francs)	亞貨四弗
秘貨五「ソール」(Soles)	同 五弗
西貨二十五「ペセタス」(Pesetas)	同 五弗

西貨「ドブロン」(Dobloon) 同 五弗十六仙六厘
 英貨一磅(Pound Sterling) 同 五弗〇四仙
 獨貨二十「マーク」(Marks) 同 四弗九十四仙
 智貨「コンドン」(Condor) 同 九弗四十五仙五厘
 米貨十弗貨(Eagle) 同 十弗三十六仙四厘
 「ブラジル貨」二萬「マーク」(Reis) 同 十一弗三十二仙
 西領亞米利加(Ounce) 同 十弗二十七仙五厘
 日本貨一圓 同 五十一仙二厘
 又亞國金貨千弗は「ウルグアイ」國金貨九百三十二弗八十四仙に當り「ウルグアイ」國金貨千弗は亞國金貨一千〇七十二弗に當る (A. Y. B. 1903.)

第二節 金融

千八百九十一年十月十六日制定の法律に據り千八百九十一年十二月一日五千萬弗の資本を以て「バンコ・デ・ラ・ナシオン・アル・ヘンチナ」(Banco de la Nacion Argentina) と稱する銀行新たに設立せられたり (S. Y. B. 1905.)
 其他國內に於ける商業及農業の金融機關たる重要な銀行左の如し

銀行名稱	資本金	拂込資本	積立金	利益配當	設立年次
London and River Plate.	1,500,000	900,000	1,000,000	千九百二年中の利益配當	一八六二年
London and Brazilian.	1,500,000	750,000	600,000	同年九月迄一割八分	一八六二年
British Bank of South America.	1,000,000	500,000	335,000	同年十月迄五分	一八六二年
Banco of Tarapaca and Argentina, Ltd.	1,500,000	750,000	175,000	同年より翌年に渉る半年間三分	一八八八年
Banco Aleman Transatlantico	1,000,000	600,000	92,800	八分	一八九三年
Banco Italia y Rio de la Plata	5,000,000	5,000,000	461,500	同年下半年期二分五厘	一八七二年
Banco Español del Rio de la Plata.	6,000,000	6,000,000	1,879,200	一割	一八八六年
Banco del Comercio.	5,000,000	5,000,000	410,986	六分	一八八四年
Nuevo Banco Italiano.	3,000,000	3,000,000	544,000	九分	一八八七年
Banco Frances del Rio de la Plata.	2,000,000	2,000,000	438,380	六分五厘	一八八六年
無限責任及合資組織の銀行					
Co Popular Argentino. (Co-operative)	2,500,000	2,500,000	939,345	一割	一八八七年
Co Popular Italiano. (Unlimited)	3,000,000	3,000,000	170,950	五分	一八九八年

銀行名	資本金	拂込資本	積立金	設立年次
El Hogar Argentino. (Unlimited)	一五〇、六九五〇〇	一八三五、八六九	七、二四〇	千九百二年中の 利益配當 一割一分 一八九九年

(A. Y. B. 1903)

亞國內に投資せる英國の資本は總計二億五千萬磅と算せらる亞國の新聞紙及び一般公衆は一方に外資を歓迎しつつ一方には瓦斯電燈鐵道鐵道馬車等國富を増進する事業が多額の利益配當をなすを屬評して遺す所なし而して亞國の資本家は此等の事業を厭ふて土地家屋を抵當として高利貸を營み居るもの寡なからず現に「メンドサ」地方に於ける葡萄酒業者中、一ヶ月一分乃至三分の高利を拂へるものあり而して此高利の爲め葡萄酒業の廢頽を來せしこと少なじとせず (D. C. R. Mar. 1904.)

第七章 度量衡

亞國の法律にては佛國式の度量衡制度を採用する事に規定され居るも舊時の西班牙式及び亞國式の名稱は今猶ほ地方に於て呼用されつゝあり (A. Y. B. 1907)

舊式尺度名稱	佛國メートル換算	英國尺度換算	亞國尺度
「ヴァラ」(Vara)	〇、八六六	三、四〇九	

「クワドラ」(Cuadra)	八六、六〇〇	九四、七〇	一〇〇
「リーグ」(League)	五、一九六、〇〇〇	五、六八二、五一	六、〇〇〇
「平方ヴァラ」	〇、七四九	〇、八九	
「平方マンザナ」	七、四九九、五六〇	八、九六九、七二	一〇、〇〇〇
「クワドラ」(舊式の百五十「ヴァラ」平方、即ち二萬二千五百「ヴァラ」に當る)	一六、八七四	四、一七	二六、九九八、八四
「平方リーグ」		一〇、四二四五	二六、九九八、八四
		六六七、一六六	

備考 舊式の「リーグ」は各州差異あり茲には重なる州の方式に據る

度量衡比較表 亞國の新舊度量衡を英國のものに比較すれば左表の如し

(イ) 尺度

亞國舊式	亞國新式	英國尺度	亞國新式	亞國舊式	英國尺度
「パルガダ」 (Pulgada)	〇、〇二五四	ヤード 〇、九一四〇六	「メートル」(Metre)	「パルガダ」 三、九三七〇六	ヤード 三、九三七〇六
「パイ」(Pie)	〇、二八六六六	ヤード 〇、九一四〇六	「メートル」(Metre)	「パイ」 一、〇六六六六	ヤード 一、〇六六六六
「ヴァラ」(Vara)	〇、八六六〇〇	ヤード 〇、九一四〇六	「キロメートル」 (Kilometre)	「ヴァラ」 一、一七三三三	ヤード 一、一七三三三

亞國舊式	亞國新式	英國尺度	亞國新式	亞國舊式	英國尺度
レグナ (Legua)	キロメートル 5,130.000	マイル 3,183.333			
メトリックレグナ (Metric Legua)	メートル 5,000.000	マイル 3,106.858			

(ロ) 容量

亞國舊式	亞國新式	英國量衡	亞國新式	英國量衡	亞國舊式	英國量衡
「クワルチイヤ」 (Quartilla)	リットル 3,183.333	ガロン 4,546.090		「ヘクトリットル」 (Hectolitre) (「ヒリヤ」に當る)	クワルチイヤ 3,183.333	ガロン 4,546.090
「フアナガ」 (Fanega)	リットル 1,197.143	ガロン 1,636.592			クワルチイヤ 1,197.143	ガロン 1,636.592

英國量衡	亞國新式	亞國舊式	英國量衡	亞國新式	亞國舊式
「パイメント」 (Pint)	リットル 0,568,333	クワルチイヤ 0,142,083	「バック」 (Peck)	リットル 9,060.916	クワルチイヤ 12,614.555
「クオルト」 (Quart)	リットル 1,136.666	クワルチイヤ 0,284,166	「ブッセル」 (Bushel)	リットル 36,247.666	クワルチイヤ 48,329.778
「ガロン」 (Gallon)	リットル 4,546.090	クワルチイヤ 1,136.523	「クォーター」 (Quarter)	リットル 22,654.778	クワルチイヤ 30,206.111

(ハ) 液量

亞國舊式	亞國新式	英國新式	英國液量
「クワルチイヤ」 (Quartilla)	リットル 0,568,333	「クワット」 0,568,333	「クワット」 0,568,333
「フラスコ」 (Frasco) (「クワター」に當る)	リットル 1,136,666	「クワット」 1,136,666	「クワット」 1,136,666
「ガロン」 (Gallon)	リットル 4,546,090	「クワット」 4,546,090	「クワット」 4,546,090
「バレル」 (Baril) (「クワット」に當る)	リットル 16,728,333	「クワット」 16,728,333	「クワット」 16,728,333
「パイプ」 (Pipa) (「クワット」に當る)	リットル 100,369,911	「クワット」 100,369,911	「クワット」 100,369,911

(ニ) 重量

亞國舊式	亞國新式	英國重量	英國重量	亞國新式	亞國舊式
「グラノ」 (Grano)	グラム 0,000,000	「オンス」 (Ounce)	グラム 28,349,523	「オンス」 (Ounce)	グラム 28,349,523
「アダメ」 (Adarme)	グラム 3,750,000	「ポンド」 (Pound)	グラム 453,592,347	「ポンド」 (Pound)	グラム 453,592,347
「オンザ」 (Onza)	グラム 28,349,523	「クワット」 (Cwt.)	グラム 50,802,333	「クワット」 (Cwt.)	グラム 50,802,333
「リブラ」 (Libra)	グラム 453,592,347	「トン」 (Ton)	グラム 1,016,046,711	「トン」 (Ton)	グラム 1,016,046,711

亞國舊式	亞國新式	英國衡量	英國衡量	亞國新式	亞國舊式
「アルロン (Arroba)」	キヤンツ 1174000	キヤンツ 1174000			
「キンタン (Quintal)」	キヤンツ 500000	10174000			
「トネラダ」 (Tonelada)	キヤンツ 9184000	110174000 キヤンツ 9184000			

備考 此表中「リブラ」は「ポエノスアインス」量を掲ぐ但し各州に於て「リブラ」量
各々差異あり

(ホ) 亞國産物重量

亞國舊式	亞國新式	英國衡量
乾燥獸皮重量二十五「リブラ」	キヤンツ 16079000	キヤンツ 35448105
鹽詰獸皮同	27564000	60768280
洗滌羊皮同	30782000	30784090

(ニ) 金銀重量

亞國舊式	亞國新式	英國衡量
「グラノ (Grano)」	キヤンツ 0049848	キヤンツ 0769273

「キラテ (Quilate)」	0,199392	三〇七七〇九二
「ランサ (Onza)」	28,712500	キヤンツ 6250000
「マン (Marco)」	229,700000	キヤンツ 7385022

(B. M. H. B.: A. Y. B. 1908.)

第八章 港 灣

第一節 港 則

左に船舶業者に必要な關稅法規を摘録すべし

第二十條 亞爾然丁共和國の諸港に來着すべき船舶の船長は豫め外國港に在る際亞爾然丁領事より積荷目録の證明を受くべし積荷目録には荷物の記號箇數種類量並に内容品種及荷受人の名稱等を明記す可し

第二十一條 領事は積荷目録を船荷證書と對照したる後船荷目録に裏書き且つ之と對照せる船荷證書の數を法定書式に再示し置くべし

第二十二條 亞爾然丁國內の數港に來着すべき船舶の船長は一港毎に積荷目録を作るべし而して領事は前條の規定により別々に之に裏書すべし

第二十三條 亞爾然丁國內の敷港に「バラスト」にて來着する船舶は豫め其旨を領事に言明して領事證明書を受領し置くべし

第二十八條 亞爾然丁國領事の駐在せざる外國港より來る船舶は少くとも荷物箇數を表明せる積荷目録書を船内に備へ置くべし而して若し途中に於て同國領事の駐在せる港に寄航するときは其港に於て荷物積卸を全く行はざりしにもせよ其積荷目録に領事の裏書を求め置く可し(D. G. S. F. P.)

第二節 諸税諸費

貨物を積込みたる汽船及帆船が亞爾然丁國の一港に於て支拂ふべき港費左の如し (A. Y. B. 1908.)

税	目	金貨	紙幣
燈臺税	登簿噸一噸に付	〇〇七	
健康税	健康證書を有するときは登簿噸一噸に付	〇〇一	
	不健康證書を有するときは登簿噸一噸に付	〇〇三	
健康證書(汽船帆船に係はらず又其大小に係はらず)			六〇〇
領事手数料			六〇〇

印紙税(積荷目録、倉庫品目録は之を西語にて認め税關へ差出すこと)

汽船なれば其第一「ページ」に對して	一〇〇〇〇
其以下の「ページ」は每一「ページ」に對して	一〇〇
登簿噸數五百噸以上の帆船なれば其第一「ページ」に對して	五五〇〇
其以下の「ページ」に付ては每一「ページ」に對して	一〇〇
乗組員名簿	二〇〇
「バラスト」の儘入港せる船舶は若し貨物を積んで入港せるとき支拂ふべき金額の半額に對しての印紙税を拂ふ而して燈臺税は七仙の半額即ち此外に通常支拂ふべき健康税の半額	〇〇三五
「バックケット、ブリンキレッツ」を有する船舶は荷卸をなす爲めの特許を得る要なし出港の際唯積荷目録に下の印紙を貼用すべし	二五〇〇
「バラスト」にて出港する帆船の支拂ふべきもの	一〇〇
積荷の際 Opening Register を稱する特許を得るを要す其料金	五五〇〇
貨物を積込み出港するごとく Closing Register に要する印紙税	五〇〇〇
貨物箱の支拂ふ「バックケット、ブリンキレッツ」	二〇〇〇〇
消毒爐を備へたる客船は一航海毎に	一〇〇〇〇

税	目	金貨	紙幣
此外に印紙税			三〇〇
<small>此國の一港に於て輸入貨物目録に對し百弗を支拂ひたる汽船又五十五弗を支拂ひたる帆船は此國の他の諸港に於て荷卸せんとするときは唯第一「ペーパ」に對して三弗、以下の「ペーパ」に就ては毎「ペーパ」に一弗を支拂へば可なり</small>			

亞爾然丁國の一港へ入港する船舶は「フェノスアイレス」を除き登簿噸一噸に付紙幣一仙の割にて碇繋税を支拂ふを要す沿岸貿易にのみ従事する船舶は登簿噸一噸に付五厘を支拂ふものとす

亞爾然丁國に來着する汽船は「Packet Privileges」を出願し或は「Government Agency Tax」を支拂ふべし尤も以上の税金は其來着の一港に於て支拂へば同國內地の數港に至るも別に支拂ふに及ばず

「Packet Privilege」は紙幣六百弗にして有効期間三ヶ年とし同期間内は幾回にても航海をなすことを得

「Government Agency Tax」は「Packet Privilege」を所有せざる汽船に限り支拂ふべきものにして完全なる消毒機關を有する汽船は税金紙幣五十弗之を有せざる汽船は同紙幣百五十弗を支拂ふべき規定なり (D. C. S. F. P.)

亞國諸港に於ける諸税に關する參考材料

以下千九百〇四年十一月在亞爾然丁國日本帝國名譽領事「エツチ、シムンハーバ」(H. Shepherd)氏の調査に係る

「フェノスアイレス」に入港する汽船例へば登簿噸數二千噸の汽船が亞國政府に支拂ふ可き費用は左の如し

- (一) 入港税 (Entry Dues) 登簿噸一噸に付 金貨十五仙
- (二) 「ドック料」(Dock Dues) First Place 登簿噸十噸に付 同 十 仙
- Second Place 同 五 仙
- (三) 棧橋料 (Wharfrage) 同 五 仙
- (四) Packet Privilege 一度拂 同 二百弗
- (五) 積荷目録印紙税 (Stamps for Entering Manifest) 紙幣百四弗
- (六) 諸種の免許料 (Permits Various for Different Things) 同 五弗より十弗
- (七) 噸數及出帆領事證明料 (Consul's Certificate of Tonnage and Despatch) 同 十五弗より廿五弗
- (八) 塵埃船使用料 (Refuse and Dirt Boat) 一回一艘 同 四 弗
- (九) 燈臺税 (Light House Dues) 登簿噸一噸に付 金貨七仙

- (十) 健康税(Health Dues) 故障なきもの一噸 四百七十
 - (十一) 水先料(Front Road to Port) 出入にて 同 二 仙
 - (十二) 同(Front Punia India to Road) 出入にて 同 四十弗乃至五十弗
 - (十三) 曳船強制的出入にて 同 百 弗
 - (十四) 入港中番人毎夜 同 百五十弗乃至百八十弗
 - (十五) 入港中灰船強制的 紙幣 四 弗
 - (十六) 入港中醫士 金貨五弗より十弗
 - (十七) 以上諸要件を便せしむる爲め代理人へ報酬(艘に付) 英貨十磅乃至十五磅
 - (十八) 輸出貨物總額に對し代理人へ與ふべき手数料 四分乃至五分
- 噸税及び諸關税は「ロイド、レジスタ」に據る登簿噸數に従ひ支拂ふべきものとす
- 石炭代價 港内にて汽船内持込
- 「カーヂ」炭 一噸に付き 英價二十六志
- 「プエノス、アイレス」に入港し得る汽船の吃水
- 運河を通過し入港するときは最深二十三呎半

第三節 主要の港灣

輸出入貿易の額より之を比較せば左の如し

港 名	輸 出		輸 入	
	一九〇二年	第一九〇三年の期	一九〇二年	第一九〇三年の期
「プエノス、アイレス」	九八、四六三、九二五	三九、一一三、五二五	八九、一三三、五九八	二八、五四三、九三一
「ロザリオ」	二四、五一九、五〇一	一一、三一一、〇〇七	七、九八〇、九九九	二、九三二、九三三
「パライカ」	一五、二九四、九二八	六、三三七、四三七	一、一一一、三三八	三二六、九一一
「ラ、プラタ」	四、九三一、三五四	二、四八三、一一〇	二、六八四、〇八五	七〇七、二五四
「カムバナ」	五六、四八、六四九	一、二九五、二七二	八九、九九三	四三七、〇九六
「ザレート」	五三、三八、六八八	一、三〇七、八四六	三二七、三五八	九四、七一〇

(A. Y. B. 1903)

右諸港中最も重要なものを「プエノス、アイレス」とす

「プエノス、アイレス」は南緯三十四度三十六分二十八秒西徑五十八度二十分十九秒の處に位して「リヲ、デ、ラ、プラタ」河口に臨み人口は千九百〇五年九月の現在百萬二千八百二十一人なり同市建設後二百五十年間西班牙は「リヲ、デ、ラ、プラタ」沿岸諸國と他國との間の通商を全く禁止したりしが其後次第に發展し遂に今日の繁盛を

見るに至れり

現今同港内にはリヤチエロ小港あり同小港内には千八百七十七年に繋船所を建設せり此兩港相合して九千七百メートルの棧橋を有し最深吃水二十六呎の船舶を容るゝに足り積卸の便甚だ自在なり

港内への出入はリヲデラプラタの深水路より運河を經由して港内に入出する方法にして其運河の長さは十九キロメートルに及び中途にて南北兩水路に分れ北水路は港口まで九千八百メートル南水路はリヤチエロ河口まで一千七百メートルの距離を有し北水路は普通潮水に於て水深二十一呎南水路は同十八呎にして其幅は何れも百メートルなり

運河の全體には五百メートル毎に燈光浮標を設けたり港内の水面總面積は六十六萬〇二百方メートルにして船渠五箇あり港内は南北兩港に分れ北港には乾船渠二箇あり其長さは一は百五十メートル他は百八十メートルにして其幅は底部にて二十メートル頂部にて二十七メートル九二深さ十メートル八五にして港内に入るべき各種の船舶は悉く入渠するに適せり

倉庫は二十四箇あり其内二十一箇は政府の所屬にして三箇は私有に屬し何れも

専ら穀物の貯藏に使用せらる是等二十四箇の倉庫は全長二千四百六十六メートルに亘り其容積量五十六萬六千四百八十六方メートルに上り其總外面積十二萬五千九百〇七平方メートルに達せり
港内には一面電燈を點じ電力は發電所二箇所より供給す其二箇所は二百八十ワットの「アークランプ」百八十四燈を點じ他は四百ワットのもの二百六十一燈を點せり

港内の鐵道線は五十八キロメートルに達し又同港所屬の「Traction Engines」十二箇あり且つ浮裝起重機 (Floating Crane) 一箇ありて重量四十噸の物を揚ぐるに足る第三の「ドック」には Classifying Grain Elevators の据附工事中にて今や竣工に近し其第三「ドック」に在るものは一日十時間の作業にて凡そ一萬噸の荷揚をなすを得べしと云ふ (A. Y. B. 1903.)

亞爾然丁政府の布達により凡て此國へ來着する船舶は「マデロドック」に入りて荷物の積卸をなすべく又同船渠に入る能はざる船舶は四十哩を隔つる「ラブラタ」港に至るべき規定となれり「マデロドック」は市端に沿ふて延長せる荷揚場に於て長さ凡そ三哩に渉る

凡べての供給品は肉類を除くの外、何れも甚だ高價なり飲料水は河水より供給せらる。

外國港より來着する船舶は何れも先づ「ブエノス・アイレス」港外に碇泊して検査を受け然る後「ラプラタ」港若しくは「マデロ・ドック」に入るの手續なり検査は日出より日没の間に執行せられ交通免許を受たる船舶にして初めて上記二港の一に入るを得又た交通遮断を執行せられたる船舶は規定の日限内、港外に碇泊し其間一切の交通を遮断せらる。

「マデロ・ドック」若しくは「ラプラタ」港に入りし船舶は港内水先人を備用し且つ運河の中央を航行して、兩側に接觸せざる様又た船舶に便なるため曳船を使用するを要す(D.C.S.F.P.)

「ブエノス・アイレス」の船渠「ガルセナ」ボカ「リヤチエロ」

同港に入港せる汽船は積荷あるものは「ガルセナ」或は其他船渠に於ける棧橋に沿ふて碇泊し直ちに税關荷置場に荷物を卸すなり尤も普通荷置場に置くことを禁止されたる爆發物、燃焼物、重き機械類等は「リヤチエロ」ボカに於ける船渠の埠頭に陸揚げをなし直ちに荷受人に引渡すべし。

同港行荷物を搭載せる汽船にして吃水上遲滞なく前記船渠に出入し得るものは「ラプラタ」港に於て陸揚するよりも寧ろ「ブエノス・アイレス」に入港するを可とす而して此場合には荷物は同港倉庫に直ちに入れ置くものとす尤も吃水二十呎以上の大汽船なれば船渠出入上、遲延若しくは危険を免れず何となれば水先人無責任にして唯だ船長の注意次第なれば港口の運河を通過する際衝突の危険あればなり是等衝突を避くる爲め汽船其他船舶は運河の西側を航行し港外に出づるに往々曳船を用ゆ。

是等船渠内には汽船數多を收容し且つ荷物積卸に對する設備あり然かし税關の官吏及び勞働者は甚だ怠慢なるが爲め思ふ儘迅速に積卸を爲す能はず。是等船渠に於ては荷物は一切船舶より倉庫或は荷車へ陸揚す之をなすに水力起重機を使用す其使田料一噸に付紙幣五十仙とす此支拂は荷受人の負擔とす。こゝ「ラプラタ」港に於ても亦同じ。

荷物を陸揚して税關に渡し正式の受取書を受領するの手續を行はしむるため其業務に經驗ある書記を備ひ之を處辨せしむることを得其報酬は荷物一噸に付紙幣二十仙を支拂ふものとす「ラプラタ」港に於ても亦同じ。

船渠の使用を許さるゝものは特別の場合を除くの外汽船のみに限られ帆船は「ボカ」リヤチエロ諸棧橋のみの使用を許さる但し「リヤチエロ」の荷揚所に石炭若しくは鐵道材料を陸揚する汽船は此限にあらず
 水量の缺乏或は他の事情の爲め「ドック」に入る能はずして「ブエノスアイレス、ロド」にて積卸する汽船は「ドック」内にて積卸する場合と同一の料金を支拂ふべし
 船長は其船舶の出發港に於ける亞爾然丁國領事の裏書ある積荷目録を嚴重に保持するを要す尤も到着後四十八時間に積荷目録の訂正をなすを得船内貯藏品目録は頗る正確なるを要す又船長の賣却せんと欲する特種の品物等は積荷目録中に明記せざるべからず

燈臺税 海洋航行の船舶は入港の際登簿噸數一噸に付三仙五厘出港の際同三仙五厘の燈臺税を支拂ふべし但し「バラスト」積船舶は其半額を支拂ふものとす
 健康税 健康證書を有せる船舶にして船内病者なきときは登簿噸數一噸に付金貨一仙又病者あるときは同二仙編者曰く A. Y. B. 1908. には三仙とありの税金を支拂ふの規定なり

亞國領事手数料 積荷目録裏書は正味重量一噸に付二仙の割を以て手数料を課

す但し最多重量を二千噸迄とす若し一港以上に寄港する場合は一港を加ふる毎に一噸一仙の割を以て増課す「バラスト」積船舶の出帆證明書は同國貨五弗又た健康證明書は同國貨四弗を課す

運賃に關する判決

「ブエノスアイレス」の大審院は重要な問題を判決したり

外國貨幣の價格標準を規定せる亞國法律に關聯せる千八百八十六年六月十四日の判決の要點は「シルリング」價位の計算は一磅に付四「ピヤストレス、フォルテス」(Pastres Fortes) 九〇の割を以て換算し之を支拂ふべきものとせり元來「ブエノスアイレス」に於て通常一「ピヤストレス、フォルテス」の換算は四十九片二分の一乃至五十二片の間を昇降す故に若し運賃として一千磅を支拂ふとせば四十九片二分の一に換算する場合は「ブエノスアイレス」に於ては四千八百四十八「ピヤストレス」四八を支拂はざる可からず若し又五十二片に換算せば四千六百十五「ピヤストレス」三八を支拂はざる可からず然るに外國貨幣の價格標準を規定せる法律は一磅に付四「ピヤストレス」九〇に換算すべき規定なれば一千磅の換算は四千九百「ピヤストレス」に當る勘定にして之を支拂へば足る事となり結局大審院の判決は著しく

商品の運賃を引上げた結果となり
運賃は金貨若くは金貨換算を以て支拂ふものとす

船舶の支拂ふべき一切の港費概算

(甲) 登簿噸數千五百噸吃水二十呎の汽船と假定し「ブエノスアイレス」に於ける「ドック」若くは「ボカ」リヤチエエロに於ける諸荷揚場に於て荷役をなすものとせば其港費概算左の如し(但し石炭積取の爲めのみに入港する場合も同一なり)

費目	紙幣	金貨
積荷目録等の印紙税	五五、〇〇	
健康證書及印紙料(出港の際)	六、五〇	
領事手数料(出發港により)		一〇五、〇〇
燈臺税(第一着の亞國港にてのみ支拂 登簿噸一噸に付金貨七仙)		一五、〇〇
健康税(第一着亞國港の みにて支拂ふ)		一五、〇〇
健康証ある者は登簿噸一噸に付金貨一仙 健康証無きものは同二仙		
Packet Privilege (第一着の亞國港 に於て支拂ふ)	五〇、〇〇	

消番器械を備ふる者は紙幣五十弗
之れなきものは同百五十弗

同上印紙税

「リヤチエエロ」の出入艀船料
料率金貨百七十六弗、紙幣なれば
其十二割五歩増し

又は南方「ベーン」の出入艀船料
料率金貨百四十四弗、紙幣なれば
其十二割五歩増即三百二十四弗

水先料及附屬小汽船料

入渠税(登簿噸一噸に付
金貨十仙)

棧橋料(十日間分)

一日百噸迄は登簿噸十噸に付金貨十三仙、
十屯を加ふる毎に金貨七仙を増す

船渠掃除人費

税關派遣員費

金貨換算三十五割の割合

同上印紙税	四、五〇	
「リヤチエエロ」の出入艀船料	三九六、〇〇	
又は南方「ベーン」の出入艀船料		四五、〇〇
水先料及附屬小汽船料		一五〇、〇〇
入渠税(登簿噸一噸に付 金貨十仙)		一一一、〇〇
棧橋料(十日間分)		四〇、〇〇
船渠掃除人費		一九三、四三
税關派遣員費		六一四、四三
金貨換算三十五割の割合	五七七、〇〇	

一磅に付五弗〇四仙の割にて換算 百二十一 磅十八志二片
 (乙) 登簿噸數一千五百噸の帆船が「ブエノスアイレス」の「ドック」若くは「ボカ」リヤチ
 ユエロの荷揚場に於て荷役をなす場合に於ける港費一切の概算左の如し

費	目	紙幣	金貨
積荷目録印紙料(入港の際税関にて)		三三〇〇	
同料(登簿あちは三十弗、出港の際に拂ふ)			
「バラスト」積同印紙料		二二五〇	
健康證明書		五〇〇	
領事手数料(出發港により)			一〇五、〇〇
燈臺税(登簿噸一噸に付金貨七仙)			一五、〇〇
健康税(登簿噸一噸に付金貨一仙、健康不良のもの同二仙)			
「リヤチユエロ」出入曳船料		五五三、五〇	
又南方「ベースン」出入曳船料			

入港曳船料は紙幣三百八十弗、出港曳船料「バラスト」積なれば百三十三弗

水先料及附屬小汽船料

四五、〇〇

入渠税(登簿噸一噸に付金貨二十仙)

三〇〇、〇〇

棧橋税(四十日間分)

一日登簿噸百噸迄は十噸に付金貨十三仙、十噸を加ふる毎に同七仙を増す

船渠掃除人費

一〇、〇〇

税關派遣員費

二〇、〇〇

金貨換算三十五割の割合

六四九、〇〇

一、〇六九、四三

一磅五弗〇四仙の割にて換算

二百十二磅三志九片

汽船と帆船とに係はらず「インデオ、ポイント」より「ブエノスアイレス」間の水先
 は必らず使用すべき事となり居れり其水先料は紙幣百三十弗にして即英貨
 七磅七志六片に當る若し之を使用せざるときは罰金として水先料の半額を
 課せらるべし(以上 D.C.S.F.P.)

千九百一年より千九百三年に至る三ヶ年間に亞國各港に出入せし船舶左の如し
 (Sketch, A.R.)

第四節 出入船舶

入港	汽船		帆船		合計	
	船數	噸	船數	噸	船數	噸
一九〇二年	遠洋航	一八六五	三五三三	四〇六	二二七	三八三
	河沿岸航及	二二、六九	七、九四〇	二、五三〇	一、三三〇	八、四七〇
	合計	三三、〇三四	一〇、九七三	二、七九六	一、六六〇	一三、七三三
一九〇三年	遠洋航	一、七三三	三、四七三	三六二	二八三	三、七五五
	河沿岸航及	二〇、一七七	七、九四七	二、七三四	一、二六四	九、二一一
	合計	二一、八九〇	一一、四二〇	三、一〇六	一、五二八	一三、〇四八
一九〇三年	遠洋航	二、四四五	四、八〇一	三六〇	二八〇	五、〇八一
	河沿岸航及	三三、三五一	九、三三五	二、八二五	一、二九六	一〇、六三〇
	合計	三五、七九六	一四、一三六	三、一八五	一、五七六	一六、七一二

出港	汽船		帆船		合計	
	船數	噸	船數	噸	船數	噸
一九〇二年	遠洋航	二〇七八	三、九六〇	三九九	二四七	四、二五九
	河沿岸航及	二二、一一一	七、三九三	二、七二二	一、三五六	八、七五〇
	合計	二三、三九九	一、一三、三四三	三、七二一	四、〇八六	一三、四二九
一九〇三年	遠洋航	一、八八二	三、七三六	三三四	二一九	四、〇二五
	河沿岸航及	一九、九九一	七、六七〇	二、六四四	一、二八三	九、〇一三
	合計	二一、八七三	一一、四〇六	三、〇七八	一、五三一	一三、〇二〇
一九〇三年	遠洋航	二、六二一	五、二〇三	三六四	二九五	五、五六八
	河沿岸航及	二二、〇九六	八、八七二	二、七七一	一、二七九	一〇、一五二
	合計	二四、七一七	一四、〇七五	三、一三八	一、五五三	一五、六二八

ブエノスアイレス港に於ける船舶出入總噸數は年々増加の傾向あり即ち左表の示す所の如し (E. A. R.)

千八百九十四年
 千八百九十五年
 千八百九十六年
 千八百九十七年
 千八百九十八年
 千八百九十九年
 千九百年
 千九百一年
 千九百二年
 千九百三年
 千九百四年

四百八十四
 六六八六、〇〇〇
 六八九四、〇〇〇
 八一五、〇〇〇
 七三六五、〇〇〇
 八一五、〇〇〇
 八、七四二、〇〇〇
 八、〇四七、〇〇〇
 八、六六一、〇〇〇
 八、九〇三、〇〇〇
 一〇、二六九、〇〇〇
 一〇、四〇〇、〇〇〇

第九章 通信及交通

第一節 郵便

亞國憲法は郵便及び電信の組織開設に關する統括權を一切國會に委任す而して

國會は千八百七十八年中郵便及び電信の二事業を一括して内務大臣の直轄に屬せしむるの法律を制定せり (A. Y. B. 1903)

郵便物中には公用郵便物、普通通信書狀及葉書、印刷物、見本品、商業書類、小包、書留、早達書狀、保險書狀、郵便爲替、小爲替等を含む (A. Y. B. 1903)

亞國は萬國郵便同盟に加入せるが故に總べて前記郵便物(小爲替を除く)を諸外國と交換することを得 (A. Y. B. 1903)

郵便物の集配「ブエノス、アイレス」市にては晝間一時間毎に分局及び郵便函より郵便物を蒐集し書狀の配達は一日に六十八回之を行ふ市内にて投函せる郵便物は平均二時間内に名宛人に配達せらる又た國內各地に向けたる通信は鐵道便により毎日之を各州各地に發送せられ鐵道便なき地方へは一週間に二回若くは三回發送せらる (A. Y. B. 1903)

萬國郵便同盟に加入せる諸外國へは少くとも二週間毎に郵便物を發送す即ち火曜日には以太利郵船(ゼノア經由)に依り、金曜日には隔番に英國郵船と佛國郵船と(リスボン)經由に依り郵便物を發送す

英國行郵便物行莖は直接倫敦に送り、又た北米合衆國行郵便物行莖は直接紐育に

送り何れも該地到着の上區分せらる其他諸國行の郵便物行差は各府市の區割に従ひて區分せられ居れり(A. Y. B. 1903.)

此國は入口稀薄にして土地廣漠なるを以て郵便の發達は比較的費用を要すること多きも内地の郵税は一定率ありて猶ほ電信料の定率あるに均し(Statute, A. B.)

第二節 電信電話

亞國內の各地と外國との間に於て國有電線に依るべき電信の發受配達に關する事務は「ブエノスアイレス」市に於ける中央電信局の所管に屬す然れども亞國及外國間の電信線は多く私立會社の手に在り而して此等私立會社は「セント、ペテルスブルグ」の電信會議條項及び「ベルリン」及「ブダペス」會議の改正條項に準據し事業を取扱はざるべからざることとなり居れり其海外電信料金は各會社線とも一定し居れり(A. Y. B. 1903.)

此等の海外電信を取扱ふ諸會社は亞國內より外國に宛てたる電信若くは外國より亞國內地の自簡電線の達せざる地方に宛てたる電信の外は國有電線に依り電信を發送するを得ざる規定にして亞國政府は總ての場合に於て私立電信會社を監督するの權利あるものとす又た國有電線なき地方に於ける鐵道會社の電線は

何時にても公衆電報を取扱ふべきものとせり(A. Y. B. 1903.)

「セント、ペテルスブルグ」會議の決議條項に據り何人にも海外電線により通信し且つ其會議に加名せる諸國は其通信の秘密を保つべき義務あるものとす尤も國家の必要上若くは國法違反の嫌あるときは個人の電報取扱を謝絶することを得べく又た各國政府間の約束に於て取扱上の劃一を保つため電信料の算定は法の價位に據れり(A. Y. B. 1903.)

亞國內に於ける總べての國有電線は千八百七十五年の制定に係る國有電信法の規定に準據すべきものにして左記電線は皆な同法の規定に據るべきものとす

(A. Y. B. 1903.)

- (一) 國有に屬せる電信線
- (二) 亞國政府の保證及び保護ある電信線
- (三) 聯邦「テリトリー」各州間を接続せる電信線
- (四) 各州間を接続せる電信線

此國の電線は左の如く區分す(A. B.)

國有

州有

鐵道會社所有

私立會社所有

千九百三年に於ける電線の延長左の如し(A.R.)

所屬區別	「コンダクティングウアイヤ」	電線
國有線	五九八七五	二一八八五
鐵道會社所有線	四〇三九	一九七一
州有線	七二一五	四八九五
有線	一九二四	一〇九六
私立會社所有線	五四〇七〇	一九〇四一
總計國內電線	一二七一二三	四八八八八

故に此國の電信線合計四萬八千八百八十八キロメートルにして「コンダクティングウアイヤ」合計十二萬七千二百二十三キロメートルとす
右の内、同國北端ラキアカより南端パージンヌ岬に達せる電線は五千五百二十七

「キロメートル」三千四百三十五哩の長さに達せり即ち同國內に於ける最長の電線なりとす(A.R.)

南部「トリトリ」に於ける電線は四千四百二十五キロメートル二千七百四十八哩九五の延長を有し其内、千四百六十九キロメートル九百十二哩八八は舊設に係り二千五百九十六キロメートル千六百三哩四二は新設に係り(A.R.)
此等各電線は亞爾然丁電信協議會を組織し隣接諸國も之に加名せり(A.R.)
上記區分の各線とも電信料は同率にして架線法は何れも架空式に據り架柱は鐵棕栢樹「Quebracho」樹幹等を用ゆ(A.R.)

無線電信

千八百九十九年「マルコニー」式無線電信を同國に紹介し以て特許を受けんことを試みし者ありしが同國政府は多分之を採用し極南地方若くは「バラナ」河口の「マルチンガル」シヤ島及び大陸間の通信用に供するならんと思はる(A.R.)

亞國に於ける重なる私立電信會社

(一) 中央及南米電信會社(Central & South American Telegraph Co.)
米國會社にして千九百年五月二十三日の設立に係り資本金は米金八百萬弗に

して海陸に於ける電線を有し、ガルベストン經由「ブエノスアイレス」市と北米合衆國とを聯接し又大西洋に於ける十六の海底電線と聯絡して歐洲と通信するを得

(二)「コムテロ」株式会社 (Comteloburo, Limited.)

英國の會社にして千九百年六月二十二日の設立に係り資本金は英貨五萬磅にして其目的は主として「ブエノスアイレス」と世界各所との間に往復する商業的諸般の通信を取扱ふにあり

(三)太平洋及歐洲電信會社 (Pacific & European Telegraph Co.)

亦た英國の會社にして千八百九十二年六月二十四日の設立に係り資本金は英貨十萬磅なり此會社は「ブエノスアイレス」「バルパライソ」及「サンチアゴ」間の電信通信事業を永久に經營するの特許を亞爾然丁及び智利政府より得たり

亞國に於ける私立電話會社

(一)内國電信電話會社 (Compania Telegrapho-Telefonica Nacional.)

亞國會社にして千九百二年二月五日の設立に係り資本は亞國金貨二十五萬弗にして千九百三年に於て電線三百五十九「キロメートル」(二百二十二哩一)を有

せり

(二)「プラタ」電信電話會社 (Telegrafico-Telefonica del Plata.)

亦た亞國會社にして千八百八十八年三月一日の設立に係り資本金は亞國金貨四十九萬八千弗なり此會社は「モンテブキデオ」に達する海底電話線を有する外「ウルグアイ」「ブラジル」北米合衆國と電信接續線を有し又「マデイラ」經由大西洋海底電線に接續して歐洲と通信するを得

(三)「ユナイテッドリヴァープレート」電話株式會社 (United River Plate Telephone Co., Limited.)

英國會社にして千八百八十六年十二月七日の設立に係り英貨五十萬磅の資本を有し主として亞國に於ける電話電燈の業務に従事せり (A. Y. B. 1903.)

第三節 鐵道 附市街鐵道

此國に鐵道の始めて開けたるは千八百五十三年にして (A. Y. B.) 爾來僅々五十年間に長足の進歩をなし千九百三年には其延長一萬八千二百九十四「キロメートル」(二萬千四百六十哩)に達せり此の内二千二十四「キロメートル」(千二百五十七哩)は國有にして其外は私立の會社に屬せり (Sketch, A. B.) 而して私立會社の投資總額は千九百二年に於て金貨五億六千九十四萬六千二百弗に達せりと云ふ (S. Y. B. 1905.)

今千八百五十七年より千九百三年に至る間の鐵道延長増加の次第を表示すれば
左の如し (Sketch, A. R.)

千八百五十七年	一〇
千八百六十五年	二四九
千八百七十年	七三二
千八百七十五年	一九五六
千八百八十年	二、五一六
千八百八十五年	四、五〇二
千八百九十年	九、四三二
千八百九十五年	一四、一一九
千九百年	一六、五六三
千九百二年	二七、三七七
千九百三年	一八、二九四
千九百四年	一九、九〇一
千九百五年	二〇、四八六 (二二、七二一・八〇六)

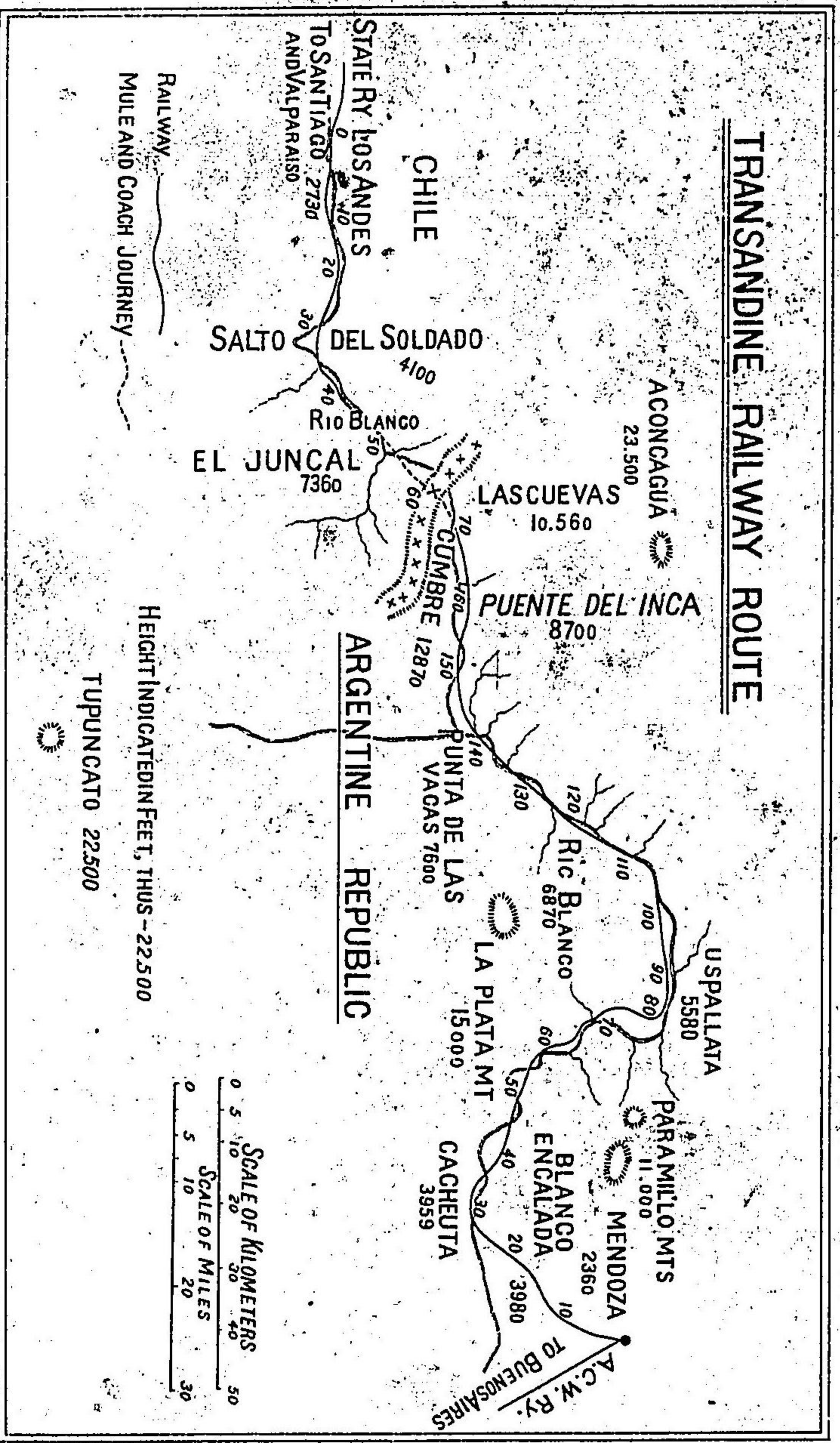
南米に於ける最長鐵道 南米中最も長き距離を有する鐵道は亞爾然丁國內にあり即ち「ホホイ」より「バイア」ブランクに至り夫れより「ネウケン」及「リマイ」河の會流點に達せるものにて其延長二千八百「キロメートル」千七百四十哩(二〇)に及ぶ此線は同國の北部より南部若くは西南部へ向け延長せるなり (G. A.)

「ポリビヤ」への鐵道 亞國及「ポリビヤ」國間の聯絡鐵道は其工事の困難と現時通商缺乏の結果とに因り未だ竣工に至らざるも目下現に兩國より技師を實地に派遣し且つ亞國內の線路實測を終りたれば聯絡鐵道の全部開通も蓋し近きに在らん (A. R.)

今ま之を詳説すれば「ホホイ」より「ポリビヤ」國「ソビザ」に通ずる聯絡鐵道は其豫定線路二百八十三「キロメートル」にして目下建設中に在り竣工期限は二年以内の見込なれば開通の曉には「ポリビヤ」國をして歐洲及合衆國との交通を迅速且つ低廉ならしむるの利益を享受せしむ可し同鐵道は水平上三千七百二十四「メートル」の高處を横斷せるが故に其工費も金貨七百萬弗を要す即ち「キロメートル」毎に二萬四千三百弗を要する割合なり (G. A.)

「アンデス」山横斷鐵道 同鐵道は「プエノス」アイレス及「バルパライソ」間を接続す

るの目的を以て最初「ジェー、オー、エンド、エム、クラーク」會社 (J. E. & M. Clark & Co.) が
 亞國及智利兩國政府より敷設の許可を受けしものにして亞國內の「メンドサ」より
 「アンデス」山嶺を越へ「ウスパイヤタ」山道を経て智利國內の「サンタ、ロサ、デ、ロス、ア
 デス」まで「メートル」の鐵軌道を敷設するにあり
 該工事は千八百八十七年に起工せられ千八百九十一年の初期には「メンドサ」及「ウ
 スパイヤタ」間九十二「キロメートル」を通過せり千八百九十二年中には更に「ブンタ、
 デ、ラス、バカス」メンドサ」より距離百四十三「キロメートル」の附近「キロメートル」半
 以内の處まで開通せり其後工事着々歩を進め今や「ラス、クエブハス」迄開通せり又
 た智利國內にて「ロス、アンデス」より「ブンカル」まで工事進行したり而して工事未了
 の部分は「ラス、クエブハス」より「ブンカル」迄にして「ラス、クエブハス」より「ブンカル」迄
 は多數の隧道を開鑿するの計畫にして三、四年内に之を完成せしむべしとは當局
 者の語る所なり「メンドサ」より「ラス、クエブハス」までは汽車行程凡そ六時間にして
 旅客は之より驢馬又は馬車に依り「ブンカル」に到る驢馬又は馬車に依る間は凡そ
 四時間乃至六時間とす而して「ブンカル」より「バルバライン」若しくは「サンチャゴ」ハ
 は四五時間にして達し得べし要するに「ブエノス、アイレス」及「バルバライン」若く



はサンチャゴ間の総旅程は今や凡そ四十時間内外にて之を爲すを得べし而して此鐵道の開通は自然「マルゼラン」海峡を通過する航路に寡なからざる影響を及ぼすなる可し

「アンデス」山道の通過は十一月より四月に至る間即ち南米夏期の候に於てのみ之を行ふを得べし (T. P. S. A.)

此鐵道の開通は單に亞智兩國間の交通を便利ならしむるに止まらず實に南米太平洋岸と歐洲との距離を少くも十日間短縮せしむるものと云ふを得べし加之若し智利、濠洲、シドニー間に直航々路の開始さるゝに至らば「シドニー」より「ブハルバライン」を經由し凡十日間にして「ブエノスアイレス」に達し得べし且つ該鐵道開通と共に智利國は一方に於て牛肉及び麥粉を低廉に濠洲より輸入し得べく一方に於ては自國の産物を高價に海外に輸出し得るに至らん (G. A.)

市街鐵道

千八百九十五年の統計によれば同年には國內に三十九箇の市街鐵道會社あり其内二十八會社は同國人の所有に係り其他の十一會社は外國人の手にあり而して其線路の延長總計七百四十「キロメートル」(四百五十九哩九〇)とす而して之に對す

る投資總額は紙幣八千四百萬弗即ち金貨凡三千八百萬弗なり(A.B.)
千九百三年に於て市街鐵道は大に延長し首府「ブエノスアイレス」に於てのみ三百
哩に達せり其内百四十四哩は電車にして其餘は馬車なり(S.N.B. 1905)

第四節 航路及船舶附運賃

亞國と歐洲及び北米合衆國との運輸に従事する諸汽船會社及び其の船舶は左の
如し

(甲) 英國會社

(一)「ロイヤルメール、スチーム、パケット」會社 (Royal Mail Steam Packet Co.)
此會社は千八百五十三年に開業し(H.R.P.)「ブエノスアイレス」港「サウサセプト」
間を航行す船舶は旅客貨物船にして双暗車、速力凡そ十四節とす現今使用する
船舶左の如し

船名	登簿噸數	總噸數
Danube	三三三〇〇	七五〇〇
Clyde	三三三〇〇	七五〇〇

Nile	三三〇〇〇	七〇〇〇
Magdalena	二六六〇〇	六〇〇〇
Phames	二六六〇〇	六〇〇〇

此會社の資本金額は九十萬磅とす

(二)「ハウストン線」(Houston Line)

「リブハプブル」及び「グラスゴウ」
「ブエノスアイレス」間、又「紐育」
「ブエノスアイレス」間を航行す
「リブハプブル」及び「倫敦」
「ブエノスアイレス」間は定期航海、
「紐育」
「ブエノスアイレス」間は往航は定期航海なれども復航は不定期にして紐育への途中伯
刺西爾國の諸港に寄航し積荷をなす
船種は乗客十二人を搭載し得る貨物船にして現今此航路に使用せる船舶左の
如し

船名	總噸數	速力
Helades	四、五〇〇	凡 一

船名	總噸數	速力
Halizones	四、五〇〇	凡一
Harmonides	四、五〇〇	同上
Zulu	四、〇〇〇	同上
Hydaspes	四、五〇〇	同上
Asuncion de Larrinaga	四、〇〇〇	同上
Hipponianés	四、〇〇〇	同上

(二)「ラムポルト、ヘンド、ホルト」線 (Lampport & Holt Line)

此會社船舶は千八百六十三年開航し白耳義郵便を運搬し居れり(H. R. P.)其航路は
 (イ)「リップハブール」及び倫敦、紐育及び「ブエノス、アイレス」間
 (ロ)「アントウアーブ」ブエノス、アイレス間又は「ダンカーク」ブエノス、アイレス間
 にして毎月一回定期航海に従事す
 其船舶は貨物旅客船四艘にして何れも五千噸乃至六千噸位の噸數を有し速力
 十節乃至十一節なり

(四)「プリンス」線 (Prince Line)

資本金六十萬千四百九十五磅にして千九百三年に於ける利益配當は年五分
 とす
 倫敦、アントウアーブ、紐育、及び伯刺西爾諸港、リバー、ブレイト間を一週間二艘位
 宛發航々海す又た偶々「カルカッタ」に迂廻することあり
 船種は貨物船にして總噸數四千乃至八千噸、速力十一節乃至十二節とす

(五)「ホルダー、ブラザース」線 (Holder Brothers Line)

此會社の資本金は普通株十萬磅、優先株十萬磅とす
 「リップハブール」、「ブエノス、アイレス」間及び「ブエノス、アイレス」、「南亞非利加」間の定期
 航海に従事す
 汽船十四艘多くは冷肉運送の爲めに冷蔵室を有す何れも總噸數四千噸乃至一
 萬一千噸にして速力は十一節乃至十二節とし航海度數は毎月二度或は二度以
 上にして一定せず

(六)「ネルソン」線 (Nelson Line)

航路は「リップハブール」、「倫敦」、「ブエノス、アイレス」間にして毎月五回若くは以上航行

不定期に南亞非利加諸港に寄港す其船舶には僅少なる旅客の設備を有し出帆は毎月凡二回なり其速力十一節乃至十二節とす其船舶は左の如し

船	船	總噸數	船	總噸數
Highland Brigade		七〇〇〇	Highland Hope	六〇〇〇
" Chille		六〇〇〇	" Enterprise	六〇〇〇
" Corrie		六〇〇〇	" Scot	五八〇〇
" Mary		五〇〇〇	" Glen	五〇〇〇
" Chief		五〇〇〇	" Harris	七〇〇〇
" Laird		六、五〇〇	" Watch	七、〇〇〇
" Lassei		五、六〇〇	" Heather	七、〇〇〇

七 「フェデラル」汽船會社 (Federal Steamship Co.)

「リップハブル」倫敦及び「ブエノスアイレス」間を毎月一回航行する定期航路を有し其船舶は貨物船にして總噸數六千噸乃至六千五百噸速力は凡そ十節とす

(八) 「ニュー、ジブランド」運漕會社 (New Zealand Shipping Co.)

此會社の資本金は四十七萬三千八百四十磅にして千九百三年に於ける利益配當は年五分とす

「ニュー、ジブランド」に於て冷羊肉を積載し世界周航の一部として單に「ブエノス、アイレス」より倫敦行の旅客船を航行せしむ但し「モンテ、ブキデヲ」に入港し「ブエノス、アイレス」に來らず

其船舶は總噸數七千五百噸乃至八千噸にして速力凡そ十四節若しくは十五節を有し毎月一回の定期なり

(九) 太平洋汽船航海會社 (Pacific Steam Navigation Co.)

此會社は千八百六十八年以降「ブレイト河」及「リップハブル」間の航路を經營し(田) (ロ) 現今「リップハブル」「ブエノス、アイレス」「バルパティソ」間を毎月二回の定期航海をなして旅客貨物を運搬せり尤も「モンテ、ブキデヲ」に入港するも「ブエノス、アイレス」港へは來らず

其船舶は何れも總噸數七千噸以上速力十三節乃至十四節にして上等客二百人と二等客及三等客若干を容るゝの設備あり

(巴 泰 瑪 及 智 利 の 部 に 於 て 記 述 せ る 同 會 社 の 項 を 參 照 す べ し)

(十) 「マックアイバー線」(Mac Iver Line)

「リブハブール」ブエノスアイレス間を毎月二回航行す

其船舶の数は八艘にして其噸數は三千五百噸乃至六千噸、速力は凡そ十節にして貨物の運送のみに従事せり

(十一) 「アトラス線」(Atlas Line)

英國諸港、ブエノスアイレス間を毎月二回航行す

其船舶は貨物船にして其數六艘何れも總噸數五千噸、速力凡そ十二節とす

(十二) 「マンチエスター線」(Manchester Line)

「マンチエスター」ブエノスアイレス間を毎月二回航行す

船舶は貨物船にして其數六艘何れも總噸數七千噸、速力十一節乃至十二節とす

(十三) 「アラン線」(Allan Line)

「グラスゴー」リブハブール及び歐洲大陸諸港と、ブエノスアイレス間を毎月一回航行す

其船舶は貨物船にして其數四艘各四千噸餘にして速力凡そ十節とす

(乙) 佛國會社

(一) 「メサゼリーマリチム」會社 (Messagerie Maritime)

千八百六十一年始めて (H. R. P.) 「ボルドー」ブエノスアイレス間に郵便航路を開
始し其航數を毎月二回とせり

其船舶は何れも六七千噸にして速力十三乃至十四節とす、船内は二等、三等客に
對するものゝ外に上等客二百五十人以上を容るゝの設備ありて旅客及貨物の
運送に従事せり

此會社の資本金は三百萬フランなり

(二) 「シャルジエール、レウニス」會社 (Chargers Reunis)

千八百六十六年始めて開航し「マルセーユ」ブエノスアイレス間を毎月一回の定
期航海に従事せり

其船舶は貨物船にして總噸數四千噸乃至五千噸、速力凡そ十節とす

此會社の千九百四年度に於ける純利益は七萬二千六百七十フランなり

(三) 「トランスポートマリチム」會社 (Transport Maritime)

此會社は千八百七十年「マルセーユ」を起點として開航し (H. R. P.) 毎月一回「マル

セトニヨバルセロナ及ブエノスアイレス間の定期航海に従事せり
其船種は貨物船にして其噸數四千噸乃至五千噸のものあり速力凡そ十節内外
とす

千九百三年に於ける此會社の利益配當は普通株の分四十七萬五千フラン、優先
株の分二十五萬フランとす

(丙) 西班牙會社

西班牙太平洋橫斷會社 (Transatlantica Española)

西班牙國諸港ブエノスアイレス間に於て毎月一回の定期航海に従事し旅客及
び貨物を運搬せり

船舶の總噸數は大抵五千噸にして其速力凡そ十節とす

(丁) 伊太利國會社

(一) ラムロセ、エンド、ネビガシヨネ、ゼネラレ會社 (La Veloce & Navigazione Generale)

毎月四回以上ゼノア、ブエノスアイレス間の定期航海に従事し旅客(重もに移民)
及び貨物を運搬せり

其船舶は何れも總噸數三千五百噸乃至五千噸にして速力十二節乃至十四節と
す

す

此會社の資本金は千百萬リレなり

(二) イタリヤ線 (Italia Line)

ゼノア、ブエノスアイレス間に四艘の貨物船を以て定期に貨物の運搬を營めり
其船舶の大きさは登簿噸凡二千八百噸にして速力凡そ十節とす

(戊) 獨逸國會社

(一) ハンブルグ南米會社 (Hamburg South America Co.)

總噸數七千乃至一萬、速力十四乃至十五節の汽船十艘を以て、ハンブルク、サウサ
ンプトン、ブエノスアイレス間に於ける貨客運送の定期航海に従事せり其船舶
には三百の上等船客と二等三等客に對する十分の設備あり

千九百三年に於ける此會社の利益記當は年六分とす

(二) 北獨逸ロイド會社 (North German Lloyd)

千八百七十三年、ブレーメンを起點として開航し現今、ブレーメン及びブエノス、
アイレス間を毎月二回航行す

其船舶の數は七艘にして總噸數六千乃至七千、速力凡十一節、何れも貨物船にし

て少數の旅客を搭載することを得
此會社の資本金は一億萬、マークにして千九百三年に於ける利益配當は年六分なり

(三) 「ハンサ」線 (Hansa Line)

「ブレイメン」「ハンブルグ」及び「ブエノスアイレス」間に毎月二回、八艘の貨物船を航行せしむ其大さは總噸數六千噸乃至七千噸、速力凡そ十一節にして少數の旅客を搭載す

此會社の資本金は二千萬、マークにして千九百三年に於ける利益配當は年六分なり

(己) 和蘭國會社

(一) 「アルゴ」線 (Argo Line)

「アムステルダム」「ダンカーク」及び「ブエノスアイレス」間に毎月一回何れも總噸數五千噸、速力凡そ十節の汽船四艘を以て貨物の運送のみに従事せり
此會社の資本金は七百萬、リレなり

(二) 「スード、アメリカ」線 (Zuid America Line)

「アムステルダム」「ダンカーク」及び「ブエノスアイレス」間に毎月一回何れも噸數六千五百噸、速力十節乃至十一節の貨物船四艘を以て航行せしむ
以上記するものゝ外

(庚) 紐育より「ブエノスアイレス」間の航海に従事するもの左の如し

(一) 「ノルトン」線 (Norton Line)

毎月一回何れも總噸數凡四千噸、速力十乃至十一節の汽船三艘を以て定期に貨物及少數旅客の運送に従事せり

(二) 「プリンス」線 (Prince Line)

總噸數四千噸乃至八千噸、速力十一節若くは十二節の汽船二艘を以て毎月一回の定期航海をなし貨物及少數旅客の運搬に従事せり

(辛) 「ブエノスアイレス」より「ケープタウン」及び南亞弗利加に至る

航路

「ホールダー」「ブラザース」會社の經營せる所にして平均一ヶ月四回貨物船の發着あり尤も復航は常に「バラスト」のみなり

(以上千九百四年十一月在「ブエノスアイレス」帝國名譽領事「エツチ、シエフハ

「下」氏調査

参考書類

運賃

(一) 乗客運賃(ブエノスアイレス、歐洲間)

(イ) 定期郵便船及旅客船に於ては

一等 片道 英貨三十九磅乃至四十四磅

二等 片道 英貨二十二磅 通用期限二年間

三等 片道 英貨九磅

往復 一割五分引

(ロ) 「プリンス」線、ニユー、ジーランド線、ラムボット、エンド、ホルト線、ホールダー、ブ

ラザース線其他不定期の旅客船若くは貨物船に於ては

一等 英貨二十二磅乃至二十五磅

二等 英貨十四磅乃至十六磅

三等 英貨九磅

尤も此等會社に屬する船舶は僅かに十人乃至十五人の旅客を運び得るのみにして其設備甚だ不完全たるを免れず

(二) 重量貨物運賃

(イ) 輸出

羊毛 「ハンブルク」迄 立方メートル毎に拾二半法(羊毛一俵二立方メートル)

麥粉 同 一噸(千キロ)に付十八碼

小麥 同 同 十四碼

獸皮 同 同 五十法

羊毛 「ゼノア」迄 立方メートル毎に十五法

麥粉 「ゼノア」迄 一噸(千キロ)に付十七半法

羊毛 其他歐洲北部諸港迄 立方メートル毎に十四乃至二十法

羊毛俵入 紐育迄 四十立方呎に付米貨五弗

(ロ) 輸入 毛及木綿織物箱入「ハンブルク」より「ブエノスアイレス」迄 一噸に付四十碼

「ボルド」より同上迄 同 四十五法乃至五十法

「ゼノア」より同上迄

同 三十五法

器械類 紐育より同上迄

立方呎毎に金貨十九仙乃至二十仙

石油 同上

立方呎毎に金貨十四仙

石炭 「カーデフ」より同上迄

最低一噸に付七志六片乃至八志六片

(尤も好運賃の戻り貨物あることを保證す)

雜貨

「ゼノア」經由、日本「ブエノスアイレス」間 四十立方呎に付八十志

「ハンブルク」經由同

同 七十志

(以上千九百四年十一月在「ブエノスアイレス」帝國名譽領事「エツチ、シヅ」ハ
「ド」氏調査)

附言 編者曰く通常雜貨の運賃は「ゼノア」經由六十志位なるも日露開戦後斯く
の如く騰貴せるやに聞き及べり

第十章 移民

此國は第四章に述べたる如く其面積に比して人口非常に寡少而かも肥沃の地數
百哩に亘るを以て此國政府が外國人を國內に輸入して以て天賦の富源を開拓せ
んとし夫に外國人の移住を奨励せるは移民に關する此國の諸法規に徴するも明

かなりとす然るに或る信憑すべき火の説には此國の移住に關する法規は完備し
居るに相違なきも實際履行され居らざる點少からずと又曰く法規の完備に係は
らず移民の生命身體に關する保障甚確實ならずと此兩説の眞否は未だ確かなら
ざるも假りに之を事實とするも此國政府が外國の移民を希望せるの一事は疑ふ
可からず唯だ缺點は法律執行の任に在る者其人を得ざるに在るが如し而して政
府の希望は出稼的移民を得んとするに非ずして移住後或る年月を経て亞國人民
と同和し得べき移住者を得んとするにあるは既往に於ける此國移民沿革上に往
往例證せらるゝ所なり然るに此國の希望せる移民とは如何なる人種なるやと云
ふに從來此國へ移住せるものは白哲人種のみにして東洋人の移住せるもの未だ
一人も之れなきを以て東洋移民が果して此國に歡迎さるゝや否やは素より豫想
するを得ず且つ亞國人は未だ全然東洋人を理解せざるの結果として之に對して
は一般侮蔑の觀念を抱けるものゝ如し尤も日露戦後に至り亞國人の我邦人に對
する感想は大に一新せりと雖も元來我邦人は風俗習慣の相違より概して白哲
人種の如く短日月の裡に容易に同和し難き點あるを以て假令へ我邦人が此國に
移住するとしても永住の考を以て移住するものゝ外布哇に於けるが如き出稼的

渡航は尙ほ十分に研究を要すべき問題なりとす
 千九百二年に於ける入國移民の数は千八百九十八年以來空前の減少を示したるが此原因の如何は之を指示すること頗る難事とす蓋し移民局の措置宜きを得且つ移民法は善良なる農業移民を誘導獎勵するに於て毫も遺漏なく又た近時制定の土地法は廣漠たる沃野に富める亞國の爲めには實に模範的法律とも稱す可きものなるに拘はらず其結果は反對に移民の減少を來せるは是れ頗る解し難じとする所なり (A. T. B. 1903)

移民問題は目下亞國政府の最も焦慮せる所なり蓋し千九百二年に於て入國移民の数は出國移民の數に超過する僅かに一萬三千四百三十四人に過ぎざりしが翌千九百三年の上半期に至りて出國移民は入國移民に超過する四千四百〇一人に及べり斯く同年の上半期が不成績なるに拘はらず同年中入國移民の實數は三萬四千六百七十七人に及べり這は同年終末の四ヶ月間に於て多く到來せるものにして同年より翌千九百四年に涉る豊作を豫期して勞働の爲め入國し收穫終結後は再び歐洲に歸り去りたるなり
 千九百三年八月農務大臣より大藏大臣に提出せる意見書に據れば入國移民の減

少は亞國內に於ける生活費の騰貴せるに原因し輸入税の高率及び市稅州稅の過重なることが實に生活費の騰貴を醸成したりと云ふに在り即ち千九百二年に於ける輸入税は平均三割六分七厘に當り而かも此課稅の標準とせる評價額は輸入品の實價よりも凡そ三割方の高價なれば實際同年の輸入品は平均五割二分四厘の輸入税を課せられたるに均し又た日用品各種に就て支拂はれたる輸入税の概率も左の如し

日用品	輸入税率	日用品	輸入税率
砂糖	十二割三分	麵	五割八分
珈琲	三割三分	「ベル」茶	四割四分
葡萄酒	八割七分	木綿織物	三割四分
毛織物	四割三分	包紙	十割四分
麥莖帽子	六割二分	石油	十一割一分
鹽	五割二分	革製品	六割一分
靴	六割	庖厨具	三割六分
亞鉛引の鐵葉 (屋根用)	三割六分		

農務大臣の意嚮は輸入税の減額を主張するにあれども果して其主張が容れらる可しと思へず「ブエノスアイレス」市に於ける肉、果物、野菜等の價格は國內に於ける生産費が甚だ安價なるにも拘はらず州税、市税其他の賦課頗る多きが故に著しく高價となり居れり且つ千九百三年より翌年四年に涉り「ブエノスアイレス」に於ける大同盟罷工の導火線は勞銀標準の低落よりも寧ろ生活費の騰貴に在り信すべき理由あり故に千九百四年一月一日より實施せられたる輸入税一割の遞減は勞働者社界を利益すること多大なるべし(D. C. R. March, 1904.)

今左に移民検査及移民に關する此國の法律を抄述すべし

移民検査 亞國に到着する二等或は三等船客は移民として上陸の際検査を受くる規定なり検査委員は移民訪問官(Immigrants Visitor) 検査醫、港務局官吏より成立し船内の衛生装置、食物、藥品の供給船醫及藥局の有無搭載客數の過剩なるや否や、上下甲板及船室の規定に適合せるや否や、通風機、防火、脚筒、庖厨、救命具の完備如何、船客中傳染病の有無船客は流行病地より乗船せざるや否や、積荷中燃焼物及不健康物の有無等を取調べ猶ほ船内の待遇に就て船客の不平有無を糺し且つ移民の便利の爲めに船長の航海報告を提出せしむ(Sketch. A. R.)

移民の應答及接待 移民は力役に堪へ得るや否やと其希望とに付て詳細質問を受く合格者は移民館に送られ懇切の待遇を受け五日間は無料にて館内に於て上等の給食を受く移民館には附屬の病院あり病人は丁寧に此處に收容せらる又た健康者と雖ども幼者には必らず種痘を行ひ藥品の供給消毒の施設等十分に備はれり(同上)

國立勞働周旋局 同局は移民の希望に従つて其職業を周旋し又た移民が職業に就くため内地に出發する時は官吏出張の上移民が汽車汽船に乗込む迄萬般の周旋をなす(同上)

亞國移民規則中移民の知るを要する條項大略左の如し(G. I. A. R.)

(甲) 勞働に關する諸官署に就ての條項

第九條 「ブエノスアイレス」の移民局及各支部の委員は必要の場合に於て勞働及職業局(Labor & Employment Office)に豫算の規定せる員數の書記を備用することを得

第十條 前條書記の職務は左の如し

(一) 教師、技術者、旅人若くは職工の提出する各種願書を受理すること

(二) 移民の爲め就業上利益ある約束条件を取極め又た傭主の選擇に注意すべきこと

(三) 移民の希望に依つては其就業上の契約に立會ひ且つ傭主をして嚴重に之を履行せしむる様監視すること

(四) 就業移民の數就業日時労働の種類契約の條件契約立會人の氏名等を特別登録簿に記入すること

第十一條 職業局の設置なき地方に於ては前條の職務は移民局支部委員に於て執行すべし

(乙) 移民自身に關する條項

第十二條 此法律の規定に據り六十歳以下の外國人は其の旅行者技術者労働者傭人教師たるを問はず徳性才藝を備へ汽船若くは帆船の二等若くは三等客として當國に來り且つ其船賃を自身にて若くは國庫州又は移民保護の會社にて支拂はれたる者は當國に上陸すると同時に之を移民と見做すべし
第十三條 前條の規定に合格する者にも移民法規定の利益を享受するを欲せざるときは當初乗船の際之を船長に通知すべし船長は之を船客簿に記し

上陸港の港務官に通告す此場合には該船客は單に旅行者として取扱はるべし尤も當國內の殖民地若くは他地方へ契約移民として來國する者は此限りにあらず

第十四條 移民にして品行方正且つ技術其他必要の商業等に従事する技術ある者は左の特權を享有す

(一) 本法第四十五條四十六條四十七條に規定せる期間内國庫の負擔を以て寢食することを得

(二) 移民は國內各種の職業を選擇し之に従事することを得

(三) 移民は其住居を希望する地方に向け國庫の負擔を以て輸送せらるることを得

(四) 日用品衣服家具農具工具厨具技術及商業の自用具移民一人に付家禽一頭宛其他此種規定の品物は無税輸入することを得

第十五條 前條に規定は移民の妻女及び子女にまで適用す尤も子女に就ては生長後其徳性及才藝に對し證明ある場合にのみ之を適用す

第十六條 移民の品行技藝に就ては海外にある當國領事若くは移民委員の證

明又は當國領事若しくは移民委員の承認したる移民住居地の官吏の發せる證明を要するものとす

(丙)移民の宿泊及食事に關する條項

第四十二條 「ブエノスアイレス」ロサリオ其他都市に於ては入國移民の數に應じて移民の寄宿舎を設置すべし

第四十四條 移民寄宿舎の設けなき地方に於ては移民委員は移民を普通旅館其他便宜の場所に送り宿泊且つ食事をなさしむべし

第四十五條 移民の宿泊及食事は上陸後五日間國庫に於て支辨すべし

第四十六條 移民重病の爲め他に移轉し難き場合は前條五日間の期間經過後と雖も病症持續する間は國庫より其寢食費用を支辨す可し

第四十七條 本法は政府と契約したる移民には適用せず是等契約移民は其就業地に輸送せらるゝ迄は其寢食を給與せらるゝものとす

(丁)移民の地方輸送及就業に關する條項

第四十八條 職業局 (Employment Office) 若しくは移民委員は移民の選擇する職業を移民に與ふる爲め極力周旋す可し

第四十九條 移民上陸後五日間に其希望する職業を可及的好條件にて得せしむる様盡力す可し

第五十條 職業局若しくは移民委員は移民の請求により其勞働契約に立會ひ契約の履行を確むるを目的とすべし

第五十一條 當國の何れかに其住居を定めんと欲する移民は其家族及び手荷物と共に無賃にて希望地に輸送せらるゝを得

第五十二條 各州に赴く移民は到着後十日間移民委員より宿泊及食事を供せらる右期間後は一日に付金貨半弗(亞國金貨)宛八歳以下は二十五仙宛の寢食費を支拂ふべし尤も疾病の場合は快癒まで國庫の支給を受くるものとす

第五十四條 本法規定の特權を享受せし移民にして當國「テリトリー」を経て他國へ赴く場合は罰金として其渡航上陸宿泊食事及び輸送に關し國庫が支辨したる總べての費用を辨償せしむべし

今ま千八百五十七年より千九百三年に至る四十五年間の入國移民數及び其國別を表示すれば左の如し (Sketch, A. K.)

又た千九百三年に於ける入國移民を國別すれば左の如し (Sketch, A. R.)

年	間	入國移民數	移民國別	入國移民數
一八五七年	一八六〇年	二〇,〇〇〇	以 太 利 人	一,三三一,五三六
一八六一年	一八七〇年	一五九,五七〇	西 班 牙 人	四一四,九七三
一八七一年	一八八〇年	二六〇,六一三	佛 國 人	一七〇,二九三
一八八一年	一八九〇年	八四六,五六八	英 國 人	三五,四三五
一八九一年	一九〇〇年	六四八,三二六	埃 地 利 人	三七,九五三
一九〇一年	一九〇三年	二二三,三四六	獨 逸 人	三〇,六九九
一九〇五年		二二一,六二二	瑞 西 人	二五,七七五
合 計		二,一五八,四二三	其 他 諸 國 人	一九,五二一
			合 計	九二,二三八
移 民 國 別	入 國 移 民 數	移 民 國 別	入 國 移 民 數	
以 太 利 人	四二三,五八	獨 逸 人	一〇〇〇	
西 班 牙 人	二,一九一七	瑞 西 人	二七三	

佛 國 人	二,四九一	白 耳 義 人	一七四
英 國 人	五六〇	其 他 諸 國 人	五〇七七
埃 地 利 人	一,三七八	合 計	七五,二二七

尙ほ移民法及土地所有權獲得の手續等に關しては "Bureau of the American Republics, Washington, U. S. A." の出版に係る "Laws of the American Republics Relating to Immigration and the Sale of Public Lands, Bulletin No. 53" を参照せよ

第十一章 殖産

第一節 農業

亞國の面積七億二千八百六十八萬「エーカー」の内、二億五千三百十九萬五千「エーカー」は農業及牧畜に使用せられ其餘は山岳湖河荒野とす耕地の内、一千萬「エーカー」は灌漑を要し又た「テリトリ」に於て國有原野二億三千七百七十六萬八千「エーカー」あり牧業地に適し條件附無料交附購買又は借受をなすことを得べし

(S. Y. B. 1907.)

此國は土地の狀況及び將來發達の豫想等より左の如く之を區別するを得べし
即時耕作に適する土地一億四百三十萬「エクタレス」四十萬二千三百十六方哩)

五百二十一

現今牧場として使用する土地一億萬、エクタレス三十八萬六千方哩、市街森林、山嶽、河流、湖沼、鹽田及砂地等九千〇八十二萬、エクタレス三十一萬百五十五方哩)

右即時耕作に適する一億〇四百三十萬、エクタレスの内、今日迄に開墾せられたるは僅に千二百萬、エクタレスにして即ち耕作に適する土地全體の八分の一に過ぎざるなり、今過去三十三年間に於ける開墾の状況を示せば左の如し

年	次	開墾面積	年	次	開墾面積
千八百七十二年		五八〇,〇〇〇 ^{エクタレス}	千八百九十年		三,〇〇〇,〇〇〇
千八百八十八年		三,四五〇,〇〇〇	千九百〇五年		一,二〇〇,〇〇〇

(P. E. R. A.)

千八百九十五年に於ける耕地總面積は四百八十三萬五千六百二十七、エクタレス一萬八千六百七十七方哩にして其内、三百七十三萬五千七百六十三、エクタレス一萬四

千四百二十三方哩は穀物を産し、七十一萬三千〇九十二、エクタレス(二千七百五十三方哩)は牧草を産し、二萬三千五百五十九、エクタレス(九十方哩)は野菜を産し、三萬三千四百四十七、エクタレス(百三十方哩)は各種の收穫を産し、三萬三千四百五十九、エクタレス(百三十方哩)は葡萄園となり、二十萬四千二百二十四、エクタレス(七百八十八方哩)は樹木を産し、其餘は甘蔗、煙草、棉花、落花生等の栽培に供用せらる

(S. Y. B. 1907.)

面積人口、鐵道、農業地域の比較對照及主要農産物の耕作面積等に就ては左表を見よ (Sketch, A. R.)

面積	人口	鐵道	耕作地
二九五,〇五一 ^{エクタレス}	三,九五四,九一一 ^{キロメートル}	一四,四六一 ^{キロメートル}	四,八八二 ^{エクタレス}
二,七〇〇	一八,九九五 ^{統計}	一八,九九五 ^年	一八,九九五 ^年
五〇,三二二,四八八 ^{十二月末日}	一八,二九三,七一九〇 ^年	九,一一八,二一六 ^年	九,一一八,二一六 ^年
一九〇三年統計	一九〇三年統計	一九〇三年統計	一九〇三年統計
二,〇四九,六八三 ^{エクタレス}	二,〇四九,六八三 ^{エクタレス}	二,〇四九,六八三 ^{エクタレス}	二,〇四九,六八三 ^{エクタレス}
三,六九五,三四三 ^{エクタレス}	三,六九五,三四三 ^{エクタレス}	三,六九五,三四三 ^{エクタレス}	三,六九五,三四三 ^{エクタレス}

主要農産物		一八九五年統計	一九〇三年統計
亞麻仁	三、八七、三二四		
玉蜀黍	一、二四四、一八二		
			一、三〇七、一九六
			一、八〇一、六四四

穀産地 前表に據れば耕地全體の七割五分は雜穀及び亞麻仁(Linseed)の生産に
 占用せられたるを見る可く而して此等の穀産地は「ブエノスアイレス」「サンタフェ」
 「コルドバ」「エントレリオス」の諸州及び「バンバセントラル」の一部に跨りて集中せる
 なり而して此地方が最も穀産に富むの理由は左の如し

第一 氣候の關係

第二 積出運輸の便ある港灣に接近せること

第一の理由に就て言へば此地方に於ける年中の低温度は攝氏十七度にして冬時
 最寒の日と雖ども氷點に下ることなく又た降雪を見ず故に農夫に取りては最も
 好都合にして生活費又た甚だ安く食物を得るの平易なる到底他の寒國の比にあ
 らず

第二の理由たる積出港灣に接近せるの結果として輸出穀物の運賃を減少し従つ

て其輸出物の市價を低減し得るの利益を生ずるが故に自然他の地方に於けるよ
 りも港灣接近の地方に於て穀産業を經營することとなり現に「ネグロ河地方」「ネウ
 ケン河地方」「チューブント」「アンデン」及北部諸州の部分をして穀産地として最も盛
 況を呈せしめたり (Sketch, A. R.)

南米諸國中穀物を輸出するものは唯だ一の亞國あるのみ今を去る三十年前迄此
 國は北米合衆國智利或は土耳其より穀物を輸入せしが千九百二年に於ては穀物
 の輸出高六千五百萬弗に上り又た千九百三年の最初三ヶ月間に於ては二千七百
 五十萬弗に達したれば同年中の輸出額を合算すれば蓋し一億萬弗に上りしなら
 ん(ト)而して之を統計に徴するに十ヶ年間に於て耕地が六百十一萬八千五百六
 十八「エクタレス」ニ萬三千六百二十三方哩に増加せるを見る即ち二十割四分の増
 加なり (Sketch, A. R.) 而して此増加の割合は重もに小麥、玉蜀黍及亞麻仁の産出に於
 て著し其割合左の如し (Sketch, A. R.)

種別	一八九一年	一九〇〇年	増加割合
小麥	一、二〇二、二二八	三、六九五、三四三	二〇、七

種別	一八九一年	一九〇〇年	増加割合
玉蜀黍	八二五、四九五	一、八〇一、六四四	一一八
亞麻仁	五八、〇二三	一、三〇七、一九六	二二五三

今左に各種農産物に就て略説すべし

大麥及燕麥 小麥の生産地と同一地方に於て其成育好望なり又地味甚だ肥沃ならざる他地方に於ても相應の利益を收むるを得其收利は小麥と大差なし (Sketch, A. R.)

米 現在米作に使用せる土地は三千五百三十三エクタレス(十三方哩餘)にして國會農事調査會の取調に據れば「エクタレス」の米作收穫は二千五百キロ以上、五千キロ以下にして「トクマン」州のみにても米作に適せる土地十萬エクタレスありと云ふ (Sketch, A. R.)

馬鈴薯 年々盛んに生育せられ年と共に其栽培區域を擴めつゝあり而して其好適地は「ブエノスアイレス」州の大部分及び「サンタフェ」の南部にして其産業の盛大と共に他地方への輸出も亦盛なり概して亞國內は到る處馬鈴薯の栽培に適せざ

るは無く殊に中央部及南部の地方を以て最適地とす而して「エクタレス」の收穫高は一萬五千「キロ」にして通貨一百弗以上の利潤を得べし (Sketch, A. R.)
Peas 及び Jerusalem Artichokes 國內到る處に生長す

Mandioc 「ロリエンテス」州及「ミシヨネス」州「チャコ」州「フォルモサ」の各「テリトリー」に於て能く生育す此等の植根は甘薯の如く調理し若くは粉にして粥の如く煮て食す (Sketch, A. R.)

棉花 「チャコ」の半熱帯地方及「ミシヨネス」に於ては棉花の耕作盛んに行はれ千九百三年には棉花四百俵を輸出せり該耕作が最も同國の地味に適せるは毫も疑を容れざる所にして現に同國の一雜誌の如きは今後六年を経ば現今羊毛の輸出額に均しき棉花の輸出を見るに至るべしと謂へり (D. C. R. March, 1904)

棉花の産地は千九百二年及び千九百三年の調査に據れば千百十二エクタレスに達し其品質の良好にして世界市場の好評を博せるの事實は將來棉花栽培業が大に此國に發展すべきを豫示するものと云ふべし (Sketch, A. R.)

纖維植物 Chaguar, Ceragnata 及び Palma Curanday 等の纖維植物は或る地方に於ては廣大なる耕地を占め其纖維頗る良好なり且つ此原料の豊饒なる事實は將來有利

なる事業の勃興を促し延びて人口の繁殖と通輸の改良とを惹起すること少からざる可し (Sketch, A. R.)

油質植物(落花生、カストル油) 是等の植物は特に「サンタ、フェ州」の北部「エントレ、リ」の東部及び「コリエンテス」、「ミシヨネス」、「チャコ」、「フォルモサ」等に於て栽培し其の結果良好なるを以て「コルドバ」州及び「ブエノス、アイレス」州の西部に於ても試作を奨励しつつあり此等農産物の需要は年々増加し従つて販路を得るに容易なりとす而して此等油質植物中最多産額を有するものは前記亞麻仁なりとす (Sketch, A. R.)

飼草 (Alfalfa) 飼草即ち「アルファルファ」の栽培は年々増加し爲めに耕耘、種蒔、刈上げ等に要する勞力の需要盛んに起りつつあり現に僅々數年間に「アルファルファ」耕地は千七百三十萬、エクタレス(六萬六千七百九十方哩)に達し將來も尙ほ年々増加の速度劇じかる可く當國內牧畜の發達と相伴ふて益々盛況に赴く可し (Sketch, A. R.)

甘蔗 甘蔗の成育は「トクマン」地方を以て特に良好とす尤も小規模を以て「サンデヤゴ」、「サルタ」、「ホホイ」諸州にも栽培せらるゝを見る又た近頃「チャコ」、「フォルモサ」、「ミ

シヨネス」等の地方に於ても栽培して好結果を得たり甘蔗の「エクタレス」に於ける植附費は凡そ十弗にして十五年若くは其以上植替を要せず「エクタレス」より收穫する所は二萬五千乃至三萬五千「キロ」の間にありて或は四萬六千「キロ」に上ることあり (Sketch, A. R.)

千九百一年及千九百二年に於ける砂糖の産額、輸出額、消費税、輸出保護金、砂糖より生ずる政府歳入は左の如し (S. Y. R. 1904.)

年次	産額	輸出額	消費税	輸出保護金	砂糖より生ずる政府歳入
千九百一年	一五八、四五九	三九、三三三	六二「キロ」三付	一六	
千九百二年	一二六、六五〇	三四、一四三	六同	二	二、五四九、〇二二
千九百三年		三七、九六六			

千九百二年の消費税は七百五十九萬〇二十五弗に上り而して輸出保護金五百〇五萬〇〇十三弗に達し差引二百五十四萬九千〇十二弗は政府の収入となれり (S. Y. R. 1904.)

千九百四年の國會に於て千九百五年一月一日より砂糖輸出保護金及び砂糖税金

を廢止し之に代るに國內に産出する砂糖は其の四分の一に課税し若し其四分の一に當る數量を輸出したるものには其税金を償還するの法律を可決せり又同法律は砂糖の卸賣價格を十「キロ」に付三弗五志三片を超過せしめざるべきことを規定せり (D. C. R. March, 1904.)

果物 「バナ」、「パイナップル」、「チリモヤ」等より林檎 (Medlar) に至るまで當國內到處に産出す (Sketch, A. R.)

桃 「ブエノスアイレス」及「コルドバ」の諸州に産す (Sketch, A. R.)

蜜柑 各種の蜜柑は「コリエンテス」、「トクマン」、「エントレリオス」、「サンホアン」、「ホホイ」の諸州及「ミシヨネス」、「チャコ」、「フォルモサ」の各「テリトリ」に産す

「レモン」各地到る處に産し就中「ブエノスアイレス」に近き「バラマ」河の「デルタ」諸島に産するものを最良とす (Sketch, A. R.)

果物の栽培は未だ創業期に屬すと雖も其産物を歐洲市場に輸出する運搬にして一層迅速を加ふるの設備成らば將來農業の一部として頗る好望の事業たるに至る可し何んとなれば當國の地味氣候は到る處順良にして果物の栽培に適當し居ればなり (Sketch, A. R.)

煙草 煙草の栽培は最も「コリエンテス」、「トクマン」、「サルタ」、「ホホイ」の諸州に適し「チャコ」、「フォルモサ」、「ミシヨネス」の各「テリトリ」に於ても亦同じ煙草の耕地面積は九千八百三十三「エクタレンス」三十八方哩に上り「エクタレンス」の平均收穫高は千二百「キロ」なり (Sketch, A. R.)

葡萄 葡萄園地は「メンドサ」、「サンホアン」、「ラリヲハ」、「カタマルカ」、「サルタ」、「サンルイス」、「コルドバ」及「エントレリヲス」の諸州に跨れり (Sketch, A. R.)

千八百九十二年の調査に據れば葡萄園地は三萬「エクタレンス」百十九方哩なりしが今日は五萬千六百二十五「エクタレンス」百九十九哩に上りたり (Sketch, A. R.)

葡萄の收穫は「エクタル」に付一萬二千乃至一萬四千「キロ」(「キロ」は二封度二〇)にして「エクタル」より得べき葡萄酒の平均豫算は凡そ六十「エクトリッター」(「エクトリッター」は二十一「ガロン」) 九九七五に當るなり (Sketch, A. R.)

林産物 木材を産する森林は廣袤凡そ三十八萬三千方「キロメートル」千四百八十六方哩に亘り各種の良材を生ず (Sketch, A. R.)

千九百三年中林産物の輸出は金貨三百四十七萬二千七百八弗に上り其内譯左の如し (Sketch, A. R.)

鐵道枕木
Quebracho Logs 四、五一一
Extract of Quebracho 一、一〇四、〇四九

終りに臨んで此國農業の發達を示さんが爲め左の重要農産物の輸出額を掲ぐ

種別	年次	噸數	價額
小麥	一九〇五	一〇、二〇、二六九	九七、三五八、二六〇
	一九〇〇	一九、二九、六七六	二四三、一三八、二六五
玉蜀黍	一九〇五	二、八六八、二八一	四二九、四一一、七〇五
	一九〇〇	七、七二、三一八	五〇、九六六、六九〇
亞麻仁	一九〇五	七、三三、二四八	五九、六六八、七三五
	一九〇〇	二、三三、二八九	二三一、六八七、〇一〇
麥粉	一九〇五	二、七六、四四三	四一、四三三、五六〇
	一九〇〇	二、三三、二五一	五三、一七〇、〇五五
粉	一九〇五	六、五四、七九二	一三一、六九、二五五
	一九〇〇	七、四四、七	二、五〇六、四七五
	一九〇五	五、一、二〇三	八、五九〇、四二五
	一九〇五	一、四四、七六〇	二、六八八、四九五

(P. E. A. R.)

農産物中、大麥、小麥、燕麥、玉蜀黍等は何れも品質良好にして將來益々發達の見込あり又農産物及其輸出等に關しては亞爾然丁共和國農務省の發行せる "Sketch of Argentine Republic" に頗る詳密なる統計表を掲げあり就て見る可し

第二節 牧畜

世界中、亞爾然丁國の如く牧場の面積廣大にして其牧草の良好豊富なるものなし同國の牧場にては氣候温和なるため動物の分娩、生育、肥滿の順序を経過するに於て別に掩蓋物を設くるに及ばず悉く之を野外に放飼し置くのみにて足れり即ち種々たる牧草は自然之を養ふて別に人工を要せざるに因る、ブエノス、アイレス州、「エントレ、リオス」州、「サンタ、フェ」州の南部は平均「エクター」の牧場に羊三頭乃至十二頭或は牛半頭乃至二頭を飼養するに足り「パンパ」、「サンタ、クルーズ」、「リヲ、ネグロ」、「ネウケエン」及「チューブット」の各「テリトリ」に於ては何れも羊一頭乃至三頭を養ふに足れり

此國家畜類の數並に一方「キロメートル」二百四十七「エーカー」一〇に對する其頭數左表の如し

家畜種類	一八八八年統計		一九〇一年統計		實數	飼養力豫定數
	頭	頭	頭	頭		
牛	二,九六一,六五七	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇	四〇		
馬	四,三三四,〇三二	五六〇,〇〇〇	二	二〇		
騾	四一七,四九四	五〇〇,〇〇〇	〇	〇		
驢	六六,七〇六,〇九九	一二〇,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇		
羊	三九三,七五八	八〇〇,〇〇〇	〇	〇		
山豚	一,八九四,三八六	三,一〇〇,〇〇〇	一	一五		

(Sketch, A.R.)

又千九百五年出版の "Statesman's Year Book" に據れば千八百九十五年に於ける亞國內畜類の數は左の如し

種類	牛	馬	騾	羊	豚
頭數	二,七〇一,五二六	四,四四六,八五九	四八三,三六九	七四,三七九,五六二	六五二,七六六

右の内牛の總數五分の四は中部及び河流地方の五州内に在り此等州内に於ける屠牛頭數は千九百二年に於て四十一萬頭千九百三年に於て二十六萬九千百頭千

九百四年に於て二十萬頭とす

馬匹に就ては世界中北米合衆國及び露國を最とし之に次ぐを此國となす蓋し人口の上より言へば亞國は米國の十六分の一露國の二十分の一に當るにも拘はらず其產馬數は之に次がり (G. A.)

羊の飼養は南部地方に盛んに行はれ殊に「プエノス、アイレンス」州を最とし同國內羊の總數中七割は同州内にありと云ふ (S. Y. B. 1905)

世界中亞國は最多數の羊を産すと雖も之より生ずる利益は比較的甚だ少きを見る蓋し同國の羊毛は精白法の不完全なる爲め品等上位を占むる能はざると一は牧羊法不注意に流れ羊病 (Scab) の治療法強制せられず其蔓延する儘に放任せられたるに因る之に反して濠洲の如きは既に三十年前より羊病治療法を強制しつ

つありと云ふ (G. A.)

羊毛の產出額は過去五ヶ年間に著しき發達を爲せり即ち千八百四十九年度に於ては八百萬キログラムなりしも千八百六十九年度に於ては六千六百萬キログラム千八百八十九年度に於ては一億一千九百萬キログラムに達し更に千八百九十九年度に於ては二億三千九百萬キログラムに上れり現時世界に於ける羊毛の總

産額は十億五千四百萬キログラムなれば亞爾然丁共和國は實に其二割五歩を産出する割合なり(P. E. A. R.)
 今羊毛の輸出額を掲ぐれば左の如し

年次	噸	數	價	額
千八百九十五年		二〇一、三五三		一五五、一四七、六一〇
千九百 年		一〇一、一一三		一三九、九五七、八〇五
千九百〇五年		一九一、〇〇七		三二一、五六四、六三五

(P. E. A. R.)

氷貯せる牛肉及び羊肉の輸出亦た盛なり即ち千九百三年中三箇の氷肉會社より英國へ輸出せし總額は牛肉百一萬九千八百八十三クォーター「クォーター」は「ハンドレッドウェイト」の四分の一にして我三貫三八六匁餘に當る及び羊肉三百四十二萬七千七百八十三頭なり
 貯肉(Reserved Meat)業は此國內に於ける有望の新事業にして千九百三年には貯肉

三千七百四十二噸を輸出せり之を其前年に比すれば二千〇九十八噸を増し又凝結肉汁(Concentrated Soup)の輸出は三百三十五噸にして前年よりも二百九十六噸の増額とす(D. C. R. March, 1904.)
 牛酪及酪素の輸出は英國及亞弗利加「ケープ」に向け次第に發達しつつあり即ち千九百三年に於て牛酪五千三百三十噸を輸出し之を其前年千九百二年に比すれば一千二百〇五噸の増額とす又酪素の輸出は三百十九噸にして前年に比し二百二十五噸の増額なりとす(D. C. R. March, 1904.)
 其他副産物の詳細に就ては「Argentine Instance」(Sketch, A. R.)等を参照せよ
 千八百九十六年より千九百三年に至る農産物及畜産物の平均價格に付て統計表の示す所左の如し(Sketch, A. R.)

種目	一八九六年	一八九七年	一八九八年	一八九九年	一九〇〇年	一九〇一年	一九〇二年	一九〇三年
羊毛(キログラム)	一八六、〇〇〇	一八六、〇〇〇	二〇八、〇〇〇	二八八、〇〇〇	二五六、〇〇〇	一九七、〇〇〇	二三九、〇〇〇	二五八、〇〇〇
乾牛皮(ト)	二八五、〇〇〇	二九八、〇〇〇	二九〇、〇〇〇	三二九、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三三七、〇〇〇
鹽漬牛皮(ト)	一七三、〇〇〇	一五三、〇〇〇	一八八、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	一九九、〇〇〇	一八九、七〇〇	一八〇、二〇〇	一八五、四〇〇

種目	一八九六年	一八九七年	一八九八年	一八九九年	一九〇〇年	一九〇一年	一九〇二年	一九〇三年
乾燥馬皮(馬)	一七二	一六六	一七一	一五九	一七五	一六三	一五八	二一四
鹽漬馬皮(馬)	二八三	三〇一	三二六	三四三	三二〇	二七五	二九九	三一六
羊皮(キヤ)	一三〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇
山羊皮(同)	四六一,〇〇〇	五〇九,〇〇〇	五八九,〇〇〇	三七四,〇〇〇	六三七,〇〇〇	六九二,〇〇〇	七一五,〇〇〇	六四七,〇〇〇
角(同)	四六,九八	四一,一一	四六,二五	四九,七一	六七,二三	五六,六二	四九,八一	五三,六七
馬毛(同)	三七三,〇〇〇	四四九,〇〇〇	四一五,〇〇〇	四五三,〇〇〇	五〇二,〇〇〇	三九九,〇〇〇	三九九,〇〇〇	四九五,〇〇〇
麥(同)	二七,二〇〇	三六,四〇〇	三三,九〇〇	二二,三〇〇	二六,七〇〇	二九,二〇〇	二八,六〇〇	二五,八〇〇
王蜀黍(同)	一〇,〇〇〇	一八,一〇〇	一四,〇〇〇	一一,四〇〇	一六,二〇〇	一七,二〇〇	二〇,三〇〇	一六,七〇〇
亞麻仁(同)	二八,〇〇〇	三三,〇〇〇	三五,〇〇〇	三六,〇〇〇	五四,〇〇〇	五三,〇〇〇	五一,〇〇〇	三四,〇〇〇
粉(同)	三七,〇〇〇	五九,〇〇〇	五〇,〇〇〇	三四,〇〇〇	三三,〇〇〇	三七,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四三,〇〇〇
アンチモニー(同)	七八二	八七九	一一,一〇	一〇,九八	一一,七〇	九八四	一〇,三三	一〇,九六

以上の統計は亞國の金貨を以て計算の標準とせり

第三節 鑛業

當國內「アンデス」山の東部に於て一帯傾斜を成せる地方は南は此國の南端より北は「ボリビヤ」の國境に至るまで到る處鑛脈に富み且つ昔時探掘の舊跡少なことを遠く西班牙殖民の時代より獨立時代に及び延びて今日に至るまで鑛山地方の都會村落は全く鑛産物の爲めに其衣食を支へつゝあり尤も其探掘法は從來最も平易簡單にして銀、銅脈の地上に露出せる分若くは砂金を採收するに過ぎざり然るに最近數年間に於て數多の會社は設立せられ大規模の探掘法を創始せしが運搬の不便に拘はらず其結果何れも良好なり

各地に於て産出する鑛物の種類を擧ぐれば左の如し(Sketch. A. R.)

- 「モンドサ州」銅硫化鉛(Auriferous Galena) 石英(Auriferous Quartz) 石油、石炭、大理石
- (Alabaster) 石盤石(Slate) マルブルン(Marble)
- 「サンホアン州」石英(Auriferous Quartz) 銀、銅、アンチモニー「石炭、硫黄、石棉(Amianthus)」
- 「ラリオハ州」銀、銀化、アンチモニー(Auriferous Antimonites) 砒石(Arsenites) 其他
- 鑛石、金銀を多量に含有する銅、砂金
- 「カタマルカ州」金銀含有の銅、銅硫化鉛(Auriferous Galena) 「アンチモニー」、石英(Auriferous Quartz) 砂金、鐵鑛、Bismuth.

「サルタ」及「ホホイ」二州 石英(Auriferous Quartz) 硫化鉛(Argentiferous Galena) 銅礬酸石灰
(Boate of Lime) 木炭(Lignite) 石油 砂金

「トクマン」州 銀 銅

「コルドバ」及「サンルイス」二州 金、硫化鉛(Argentiferous Galena) 銅「マンガニース」(Manganeses) 岩鹽(Wolfan) 大理石(Quarries of Marble) 青其他各 の瑪瑙(Onyx)

「チネルラー」デル「フエゴ」及「サンタクルーズ」の二「トリトリ」及「大西洋岸」地方 砂金、木炭(Lignite) 泥炭(Peat)

此地方に於ては砂金の採收最も盛にして多數の外國人之に從事し其勞賃又た廉ならず

「サンタクルーズ」に於て岩鹽の産出多く汽船に搭載して之を「フエゴ」ス、アイレス」に輸送す

「チエブット」テリトリ」 砂金、岩鹽(Salt Deposit) 花崗石(Quarries of Laminar Granite)

「ネウケン」テリトリ」 砂金(過去數年間に産出セリ) 銅、硫化鉛(Argentiferous Galena) 石灰、石油

「リラ、ネグロ」テリトリ」 硫酸石灰(Gypsum) 石灰、建築用礫材

「パンバ、セントラル」 銅

「シヨネス」テリトリ」 銅、鐵、マンガニース(Manganese)

「アンデス」テリトリ」 礬酸石灰、砂金、石英(Auriferous Quartz)

金礦 此國の北部殊に「ポリビヤ」國境に近き地方に於て金礦の採掘盛に行はる浚泥採金法(Gold Dredging System)も幾分採用されつゝあり又た此國鑛業法は「ポリビヤ」國鑛業法と比較せば稍や不便にして試掘及び採掘の特許料金は甚だ高價なり

(D.C.R. March, 1904)

金の産額 千九百年に於ける金の産出は二千百十二「オンズ」に達せり

金銀の輸出入 金銀貨幣、地金の輸入は千九百三年に於て二千六百八萬六千八百八十弗、同輸出は百十九萬六千五百五十二弗なり(S. Y. B. 1905)

元來南米は到る處良鑛に富むと雖も交通の不便と金利の高率なるがため鑛業の發達は顯著の程度に達せず現に「メンドサ」附近「サンラフェール」鑛より採掘する石炭は運搬費のみにて輸入「カーデフ」炭の倍價に當ると云ふ

石油坑も亦た所々に存在するを以て交通機關、資本、鑛業上の智識、勞力等具備するの日に至らば該業の發達期して待つべく當に内國の需要を充たすに止らず遠く海外に輸出せらるゝに至らん

要するに各種良礦に富める山脈地方は鐵道の延長せらるゝに従つて漸次其富源を開發せらるゝに至るならんと信ず
 因に云ふ英京倫敦にて資本金百五十萬磅を募集し當國「リオハ州」チレントに金礦採掘會社を設立せしものありと(D.A.)

第四節 工業

亞國內は地味豊饒氣候温和なるが爲め動植及礦物界に於ける各種の重要原料品を産出し又た此國一般の狀態は普通製作品に關しては巧妙なる技術と多額の資本とを要せざるを以て一般工業の發達を助成するに最も便宜なりとす而して其製品は意匠品質共に殆んど歐洲の製作物と比肩し且つ運輸交通の便利なる點より其製品を市場に分配すること又た頗る容易なり加之一方に於ては政府は專ら意を工業の發達に注ぎ或は之を獎勵し或は之を保護し銳意新工業の振起と外資の吸收に勉めつゝあり
 又た國內各地に多數の瀑布ありて其水力利用の道に乏しからず且つ石炭坑脈の發見も少なからず
 此國の工業は千八百七十五年頃小規模を以て製革、食料品製造、衣服、木材、金屬品の

製作を始め千八百九十年以後に於て漸く大規模の發達を見るに至れり現今當國に於ける工場及び其明細は左表に就て之を見るべし(Sketch, A. R.)

製品種類	工場數	持主の國別		職工の數	資本金(紙幣)	使用機械の數		
		亞國人	外國人			蒸汽	馬力	各種
食料品	四三七七	五九八	三二七九	二九,〇〇九	七二,四三九,九四五			
衣類	六三二七	七五七	五五,六六	三六,〇〇四	五,〇一四,三〇七			
建築材料	四二二一	一〇八	三,一四三	三,五五〇	五〇,九五,〇〇〇			
家具	二,六三四	四七六	二,一五八	一八,三三六	二,六七,一五〇〇〇			
美術用品	一,〇一六	一九〇	八二六	三,一三〇	九,九七,〇〇六	二,七五八		三,〇〇〇
冶金	三,四〇四	四三六	二,九六八	一六,一三七	二八,一四,〇〇〇			
化學的製品	四二二	七三	三,四八	五,七三二	一五,二七,三三〇			
各種印刷物	六八二	一四五	四三七	六,一五	一三,二七,五〇四			
其他雜品	一,七六九	四六二	一,三〇七	一八,八四五	五二,六四,一七三			
合計	二四,八三一	四,二四五	二〇,五三三	一六六,三七七	三二二,二七,七八五			

(一) 食料品の製造は當國工業中最多の資本を注入せし所なり然れども尙ほ全く國內の需要を充すに足らずして外國の輸入を仰ぎつゝあり即ち千九百三年に於ける輸入高は左の如し

動物質食料品

五百四十四

植物質食料品

一五一九三三六金貨弗

一〇二二三七四五同上

各種雜詰業は現今未だ發達せず従つて尙ほ國內の需要を充たすに足らざれども此等の原料が頗る豊富なる點より將來は大に發達すべき運命を有せりと信ず又た乾魚及罐詰の如きも大に見込あり何となれば國內多數の河流には各種の魚類充満し居ればなり(Sketch, A. R.)

千九百三年に於ける酒類(葡萄酒を除く)の輸入は金貨二百四十八萬五千二百三弗なり而して酒類其他飲料の製造は近頃盛大に赴き内國の都市到る處として其工場を有せざるなく且つ麥酒の需用年々増加する結果「ブエノスアイレス」府のみにても三箇の麥酒醸造所あり其資本合計二百九萬弗に上り其醸造高は千九百三年に於て千五百萬「リットル」に及べり又た内地に麥酒醸造所は總計二十九箇所に於て資本合計金貨六十萬弗及通貨百六十七萬六千三百三十弗に達し其醸造高は千九百三年に於て二千二百萬「リットル」に上れり(Sketch, A. R.)

(三) 衣服及各種の附屬品即ち靴類「シャツ」頸卷「手袋」「コーセット」襪衣類帽子「編織傘」杖「編物類」等の製造は非常に發達し靴「シャツ」等の大工場少からず而かも其多數

は首府「ブエノスアイレス」に在り(Sketch, A. R.)

織物の製作は近時新たに創始せられたり絹物は全く製作せられずして千九百三年に於ける輸入は金貨二百九萬五千五百六十弗に上れり而して毛織物は莫大小の製作に於て著しく發達せりと雖ども尙ほ千九百三年に於ける一般毛織物の輸入は金貨五百七十一萬千八百九十六弗に上れり又綿製莫大小の製作頗る發達せり而して上陳の製作工場は皆な首府内にあり(Sketch, A. R.)

木綿製品の輸入は千九百三年に於て金貨二千〇八十四萬五千六百五十七弗にして同年に於ける「リンネン」「ジュート」其他織物の輸入は金貨千〇八十三萬九千五百三十五弗に上れり(Sketch, A. R.)

此等織物の原料として當國に多額の羊毛を産する事は確かに將來毛織物製作の隆運を期待す可く又た當國內「チャコ」及「ミネシヨス」の兩「テリトリ」に産する棉花は其品質に於て埃及「ルイシヤナ」「シヨルシア」等の産棉に劣らざるが故に是れ亦た綿布製作の前途最も有望なるを豫想し得べく又た麻類植物として「ラミー」(Ramie) 麻(Hemp)「Jute」Espato草其他纖維植物の野生栽培多く現に年々放棄せる亞麻(Flax)の分量は一百萬噸以上に上り唯だ麻種のみ輸出せらるゝに過ぎず亦以て將來麻

五百四十五

布類織物の有望なるを知るに足る (Sketch, A. R.)

(三) 建築材料の製作に従事せる木挽業造船所、大工、鞆工、煉瓦製造、石工、製瓦業、陶器製造等は何れも尙ほ小規模に安んじつゝあり現に當國に木材々料の豊富なるにも拘はらず年々木材の外國より輸入せらるゝもの金貨七百萬弗以上に達せり故に今日の急は木挽工場を設置し内地産木材を利用して輸入品に代ふるの計畫を建つるに在り (Sketch, A. R.)

當國內には「セメント」の原料あるに拘はらず「セメント」の製作工場なく千九百三年に於ける「ハイドロリック、セメント」の消費は六萬八千噸にして其價額金貨八十一萬四千二百三十七弗に上れりと云ふ (Sketch, A. R.)

屋上用及床用の「タイル」の輸入は千九百三年に於て五百四十一萬二千箇、モサイク、タイルの輸入百三十萬「キロ」に及べり而して當國內に於ては唯だ石灰製「モサイク」、タイル及劣等の他種品少量を産するに過ぎず (Sketch, A. R.)

(四) 各種家具、馬車手車、玉突臺、「マットレス」、鍍金、裝飾品、鏡籠、袋、樂器、馬具、絨氈、日遮、帆、桶椅子彫刻、鍍製臥床、藁及び籐製品、革行李網、「ブラッシュ」等々の製作は稍や發達せるも多くは廉價品の製作に傾き上等家具の大部分は外國よりの輸入に係れり

(Sketch, A. R.)

(五) 金屬製品の多くは輸入品に工作を加へたるものに止まれり一千九百三年に於ける金屬製品の輸入は金貨三千〇七十六萬九千八百六十五弗に上れり其品目に付ては商業の項を参照せよ (Sketch, A. R.)

(六) 化學的製品の千九百三年中に於ける輸入高左の如し

植物質、礦物質及揮發質の油	四、二一〇、六五八、
化學品及藥劑	四、四九四、四五三
色具及染料	九三三、八五五
合計	九、五三八、九六六

燐寸、蠟燭及石鹼の外は化學製品の製作頗る幼稚の域に在り然れども此等製品の材料は當國內到る處に遍く殊に硫黄は多量なる上に「サン、ホアン」州内に産する硫黄の如きは九割二分の精分を有し又た國內到る處に存在せる豊富なる原料よりは諸種の酸類を低廉に製作するを得、又た獸脂の多額なるは石鹼類の製作に便なり現に獸脂の輸出は千九百三年に於て金貨四百七十五萬五千五百七十九弗に達せり又當國內の森林到る處に繁茂せる護謨樹よりは「ゴム」を製し又た製紙及「セル

ロイド用糊液を製するに適せり且つ各種の花は香氣に富みて香料を造るに適し
又た四十二種の染料、三百四十九種の藥材國內に散在繁茂せり其他柔革用に供す
る植物に富むを以て將來之れを歐米に輸出するに於ては有望の事業たるべし因
に記す英獨米佛より年々合計六千萬フランクの柔革原料を當國に輸入し居れり
(Sketch, A. R.)

(七) 印刷業即ち製本、印刷、石版、寫眞及寫眞版の工事は稍や發達し製紙場四箇あり
て其内一箇は最も重要な地位を占め二箇は専ら板紙製造に従事せり(Sketch, A. R.)
紙及び名刺用紙の輸入は千九百三年に於て二百九十七萬五千三百九十一弗に上
れり(Sketch, A. R.)

製紙に關して將來此國に起業すべき必要のものは上等名刺紙「プリストール」紙、印刷
紙、書狀用紙、寫眞紙、卷煙草用紙「サント、ペーパー」、プロッチング紙、薄紙、壁紙、封筒、寫眞
臺紙、製紙用糊「カラ」、カフスの包紙等とす而して此内最も有望なるは製紙用糊の
製造にして其原料は多量に國內に産するを以て之に製作を加ふれば必らずや多
額の輸出を見るに至るべし何となれば製紙用糊の需用は日を追ふて相加はり一
方には歐洲及北米に於て其原料殆んど盡きつゝあればなり(Sketch, A. R.)

(八) 其他雜品の製作に就ては左の如し

煙草 國內各地に産し且つ葉卷及紙卷煙草の工場少からず殊に紙卷煙草の國內
消費高は頗る夥し千九百三年に於ては其工場大小一千百一十一箇あり其内大工場
百九十八箇にして其資本總計通貨七百五十二萬九千九百四十四弗に上り又た小
工場は九百二十二箇にして千九百二年に於ける國內煙草の製造總高は七百四十
六萬千八百七十五キロに上り其内五百九十五萬八千五百三十七キロは内地産の原料
を使用せり(Sketch, A. R.)

革製品 柔革業は稍や發達せるも未だ十分の域に達せざるため其製品は僅かに
中等品を産するに過ぎず然るに當國に於て其原料頗る豊富なるの事實と照合す
れば將來該業を大規模に計畫するの餘地十分なるが如し今も歐米より當國に輸
入する皮類は千九百三年に於て柔皮二十四萬千九百五十八キロに上り皆な之を
靴、馬具、革行李等の製作に供用したり(Sketch, A. R.)

麥粉、砂糖、酒類、葡萄酒 此等の製造業は數年來非常に發達せり(Sketch, A. R.)
千八百七十七年迄國內需要の麥粉は悉く外國の輸入を仰ぎ居りしが千九百三年
には六百五十箇の製粉場ありて麥粉四十五萬噸を産し内七萬二千噸を輸出せり

(Sketch, A. R.)

五百五十

砂糖の輸入は千八百七十年より千八百八十年に至る間年々凡そ三萬噸に及びしが爾來十年後の千八百九十年に於ては甘蔗の産額四萬噸に及び其後次第に増加して一ヶ年十萬噸以上に達し著しく國內の消費額を超過せり今や最新器械を据附け製糖に従事せる工場五十一箇あり (Sketch, A. R.)

酒精の製造も亦た甚だ發達し穀物及葡萄酒より酒精を蒸溜せる大工場百三十一箇あり外に製糖の傍ら酒精を造れる製糖場又た多し (Sketch, A. R.)

此國は最も葡萄の栽培に適せるを以て葡萄酒製造者に取りては最も有望なりとす現に千八百九十九年に於ては佛以西の諸國より七十六萬八千「エクトリットル」(「エクトリットル」は零「ガロン」) 二一九九七五に當る)の葡萄酒を輸入したりしが千九百三年に於ては三十七萬「エクトリットル」に減少せり現今國內に九百四十九箇の葡萄酒醸造場ありて年々凡そ七萬「エクトリットル」宛其産額を増加しつつあり (Sketch, A. R.)

之を要するに亞國は各種の産物に富みて其の産出する小麦、麥粉、肉毛、毛皮等は以て其近國に供給するに足る従つて一方に於ては是等近國は其助力を得て鑛業其

他の産業を開拓するの便を得べく又一方に於ては亞國自身も之に依て其富力を涵養し民力を増進するに至らん而して斯く各種産物に豊富なるの事實は此國の開発進歩と相待つて將來南米諸國殖産界に於ける牛耳は自ら亞國の手中に落ちるに至るなる可し (G. A.)

第十二章 貿易

亞國の地形及び情勢は對外貿易の發達に最も適せり蓋し其長く灣曲したる海岸線は船舶の碇泊を便にし其深且大なる河流は遠く舟楫を通ずるに適す加ふるに鐵道は次第に延長せるを以て自然運輸の費用を減じて其産物を世界の各地に輸送するに便なればなり (Sketch, A. R.)

千九百四年の計算に據れば此國の生産力は非常の速度を以て増加しつつあり即ち千八百九十一年には耕地三百萬「エクタレス」なりしが千九百三年に於ては九百萬「エクタレス」に上り而かも之を同國全面積の上より言へば唯だ百分の三に當るに過ぎず而して耕地の發展斯くの如く速かなるに係はらず人口の増加之に伴はざるは實に特異の事實なりとす (G. A.)

此國政府が千九百四年發行したる "Sketch of the Argentine Republic" に掲ぐる最近の

統計に基き一八九四年より一九〇三年に至る同國の輸出入額を表示すれば左の如し
亞國輸出入明細表

年次	輸	出	輸	入
一八九四年	一〇一、六八七、九八六	九二、七八八、六二五		
一八九五年	一二〇、〇六七、七九〇	九五、〇九六、四三八		
一八九六年	一一六、八〇二、〇一六	一一二、一六三、五九一		
一八九七年	一〇一、一六九、二九九	九八、二八八、九四八		
一八九八年	一三三、八二九、四五八	一〇七、四二八、九〇〇		
一八九九年	一八四、九一七、五三一	一一六、八五〇、六七一		
一九〇〇年	一五四、六〇〇、四二二	一一三、四八五、〇六九		
一九〇一年	一六七、七二六、一〇二	一一三、九五九、七四九		
一九〇二年	一七九、四八六、七二七	一〇三、〇三九、二五六		
一九〇三年	二二〇、九八四、五二四	一三一、二〇六、六〇〇		
一九〇四年	二六四、一五七、五二五	一八七、三〇五、九六九		
一九〇五年	三三二、八四三、八四一	二〇五、一五四、四二〇		

輸出入品の重なるもの左の如し

(一)輸出品

家畜牛、馬等、生産物、凍冷牛羊肉、山羊皮、鹽漬及び乾燥獸皮、羊毛等、農産物、亞麻仁、玉蜀黍、乾草、砂糖等、製造物、白粉、糖、Quebracho Log、其他雜貨類、牛酪、脂、蠟等

(二)輸入品

家畜食料品、罐詰魚、牡蠣、蟹類、米、珈琲、ソース、及び藥味類、禾穀類、素麵、澱粉類、煙草、酒類、葡萄酒及び精酒類、織物材料及び製造品、紗、絹、レース、毛織物、羊毛織物、木綿織物等、油類、揮發油、燈用石油等、化學藥品及染料、木材及木製品、紙、其他紙細工品、皮及製品、鐵器、機械類、其他金屬類、石、硝子器具、粘土類、雜貨品等

千九百〇五年に於ける日本より此國への重要輸入品は左表の如し

(明治四十年第十八號
通商手続法)

品目	數	額
醬油	一三一	五百五十三

茶	1157	5554
絹製リボン及紐	123	694
絹手巾	1847	920
生糸	529	25600
雜製品	305	7092
絨氈	274	459
樟腦	172	109
膠	53	146
地蓆麥稈真田製	2045	53
玩具箱並ニ家具	254	2965
紙製品及手巾	3989	1759
板紙製箱	131	3385
提灯	317	678
種子	290	115
磁器	26	12
		2713

前年に於ける輸入額は七、七九一「キロ」
にして其價額三、六六一九弗なりき

扇子	16000	6800
鈕釦	5995	9398
雜貨	51	5047
米	5175	6106

又た此國の輸出入額を國別すれば左表の如し

因に謂ふ亞國と日本との間の通商航海に關する條約は千八百八十八年十一月三十日米國華盛頓府に於て調印せられ批准を経て翌千八百八十九年六月六日に交換を了せり

参考書類の一

在「ブエノスアイレス」日本帝國名譽領事エツチ、シフノード氏調査

(一) 貿易

(甲) 輸出品

重要産物	數量	輸出	先
羊毛	一九二、〇〇〇	佛、獨、白耳義	
獸皮 <small>乾燥</small>	五一、〇〇〇	獨、北米合衆國、白耳義	
羊皮 <small>乾燥</small>	四二、〇〇〇	佛、白耳義	
小麦	一、六八〇、〇〇〇	英、獨	
玉蜀黍	二、一〇〇、〇〇〇	獨、白耳義	
		「ゲーフトタウン」	以
		獨	和蘭
		佛	英其他
		白耳義	

重要産物	數	量	輸	出	先
亞麻仁	六〇〇、〇〇〇		英、獨、白耳義		
麥粉	七一、〇〇〇		其他に伯刺西爾 其他に英國	六〇、〇〇〇	
乾草	九五、〇〇〇		伯刺西爾、亞弗利加、英		
獸骨	三一、〇〇〇		英、佛、獨		
乾肉	一一、〇〇〇		伯刺西爾、「ウルグアイ」、「キユバ」		
糖	一三二、〇〇〇		獨、白耳義		
砂糖	三〇、〇〇〇		英、「ウルグアイ」		
大麥	一、一〇〇		白耳義、亞弗利加		

(乙) 輸入表

重 品 品 目	數	量	輸	入	元
米	二七、〇〇〇		以印度	二〇、〇〇〇	獨
「カ、フ」	四七五		伯刺西爾、「エクトワドル」、佛		二、〇〇〇
珈琲	八、三〇〇		伯刺西爾、和蘭		

石炭	一〇七、〇〇〇	英
卷煙草	四七〇	以、「キユバ」、端西
銅	二四五	英、白耳義、獨
銑鐵	五五、七〇〇	獨、白耳義、英、佛
薄鐵板	三四、〇〇〇	英、白耳義
亞鉛	五、〇〇〇	英、獨
石油	四二、〇〇〇、〇〇〇	北米合衆國
鉛	二、七〇〇	獨、白耳義、佛
鹽	一、八〇〇	英、西班牙
煙草	二、〇〇〇	伯刺西爾、「パラグアイ」、「キユバ」
茶	八一五	支那、英、英領地
「セメント」	七七〇	佛、英
板「ガラス」	五九一	白耳義、佛、英

參考書類の二

「デプロマチック、エンド、コンシユラー、レポーツ」第二千九百六十
一號千九百三年四月英國外務省發刊抄譯
(甲) 一九〇〇年輸出入總額表

年次	輸 入		輸 出	
	額	價	額	價
一九〇一年	二二,七九一,九九四	一九〇一年	三三,五四三,二二〇	
一九〇二年	二〇,六〇七,八〇〇	一九〇二年	三五,八九七,三五〇	
差引	九分六厘減少	差引	七分增加	

(乙) 自一九〇八年亞國貿易割合國別表

國別	輸 入	輸 出
英國	三六,三	一〇,四
獨逸	一一,七	九,九
以太利	一一,八	九,四
北米合衆國	一一,二	九,六
佛 國	一一,一	八,八
白耳義	一一,一	八,一
伯刺西爾	一一,一	四,七
一九〇〇年	三四,一	一一,九
一九〇一年	三三,三	一一,二
一九〇二年	三三,三	一一,二

一九〇一年	三三,〇	一四,七	一一,九	一三,七	八,七	七,六	三,九
一九〇二年	三五,九	一二,八	一一,九	一一,九	九,〇	五,五	四,五

國別	英 國	獨 逸	以太利	北米合衆國	佛 國	白耳義	伯刺西爾
一九〇二年	一九,六	一一,九	二,三	五,六	一六,五	七,七	四,七
一九〇一年	一七,九	一二,八	二,六	五,六	一七,一	八,〇	五,八
一九〇〇年	一五,五	一三,〇	二,八	四,五	一二,三	一一,六	四,〇
一八九九年	一一,八	一五,九	二,七	四,一	一一,四	一一,三	三,二
一八九八年	一四,分四	一五,分二	三,分九	四,分四	二二,分四	一〇,分四	五,分九

(丙) 一九〇二年亞國輸出入重要品價額表

品 目	輸 入		輸 出	
	價 額	價 額	價 額	價 額
食料品、家畜	二,二二五,二〇〇	二〇,九〇八,〇〇〇	五,九四八,八〇〇	一三,六三四,二〇〇
織物				
牧場產物及家畜				
農產物				

参考書類の三

(甲) 南米諸國輸入増加割合表

千八百八十六年以降千九百一年迄の間に於て南米諸國が其輸入額を増加したる割合は左表の如し但し伯刺西爾のみは減額せり(①A)

「パラグアイ」	八割五分増	秘露	二割四分増
智利	二割一分増	「ポリビヤ」	二割一分増
亞爾然丁	一割七分増	「ウルグアイ」	一割七分増
伯刺西爾	九分減		

(乙) 南米諸國輸出増加割合表

千八百八十六年以降千九百一年迄の間に於て南米諸國が其輸出額を増加したる割合は左表の如し(①A)

秘露	十七割	亞爾然丁	十四割
伯刺西爾	九割	「パラグアイ」	六割
「ポリビヤ」	五割八分	智利	二割五分

「ウルグアイ」

一割八分

前記秘露國の輸出増加の割合非常なるの理由は同國は以前硝石及び烏糞の財源を有し其財源より生ずる輸出高のみにも千八百七十六年には一千萬弗を示せしが戦後此財源を失つてより同國は久しく貧弱に陥りしも近時礦物及砂糖の輸出大に増加して千五百萬弗の巨額に上りしたため右表中顯著の輸出増加を示せしものにして實際同國の經濟は目下復活の域にありと云ふ可し(G. A.)

參考書類の四

(甲)歐米諸國より南米諸國への輸入表一九〇二年中(G. A.)

輸入元	亞國	伯刺西爾	智利	「ウルグアイ」	秘露	「ポリビヤ」
英 國	三七,〇〇〇	二六,九五〇	一四,二〇〇	六,二〇〇	四,七四〇	一〇,五〇〇
北米合衆國	九六,〇〇〇	一〇,三〇〇	三,七〇〇	二,一〇〇	三,〇〇〇	四八〇
獨逸	一一,八〇〇	一一,〇〇〇	八,一〇〇	三,〇〇〇	三,二〇〇	一,一五〇
佛 國	一〇,二〇〇	七,七〇〇	三,六〇〇	二,一〇〇	五六〇	四九〇
白耳義	二,七〇〇	三,一〇〇	一,三〇〇	四〇〇	二五〇	四〇〇

輸入元	亞國	伯刺西爾	智利	「ウルグアイ」	秘露	「ポリビヤ」
以 太 利	二二,一〇〇	三,三〇〇		二,一〇〇	七五〇	一三〇
和 蘭	七〇〇	五五〇				
西 班 牙	二六,〇〇〇			一,一〇〇		
合 計	八六,七〇〇	六二,九〇〇	三〇,九〇〇	一七,〇〇〇	一三,五〇〇	三,七〇〇

(乙)南米諸國より歐米諸國への輸出表一九〇二年中(G. A.)

輸出先	亞國	伯刺西爾	智利	「ウルグアイ」	秘露	「ポリビヤ」
英 國	七〇,〇〇〇	三,一〇〇	二二,六〇〇	二,五〇〇	六,七〇〇	二,四〇〇
北米合衆國	一一,一〇〇	七九,二〇〇	七,七〇〇	一,九四〇	三,五〇〇	八二五
獨逸	五〇,三〇〇	二九,七〇〇	二八,三〇〇	三,二〇〇	一,四七〇	一,六一五
佛 國	五〇,八〇〇	一四,〇〇〇	一一,六〇〇	四,四〇〇	一,八〇〇	四八五
白耳義	二〇,七〇〇	五,四〇〇	五,八〇〇	二,一〇〇	六〇〇	四〇
以 太 利	六,三〇〇	二,九〇〇	一,七九〇	四,四八〇	四〇	三五
和 蘭	二,九〇〇	一一,二〇〇				
西 班 牙	五,一〇〇		一一〇	一,一〇〇		
合 計	二二七,二〇〇	一七四,四〇〇	七八,九一〇	一五,七二〇	一四,一〇〇	五,四〇〇